



第3期 美咲町地域福祉 活動計画

令和7年度～令和11年度

ふ っ っ の く ら し の し あ わ せ

住み慣れた地域における
普段の暮らしの幸せづくり

社会福祉法人
美咲町社会福祉協議会



美咲町社協キャラクター
みしゃモン

は じ め に

～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう

お互いが支えあっていく地域社会を目指して～



『すべての地域住民が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、お互いが支えあう地域社会を築く』の活動理念の下、美咲町社会福祉協議会は、地域福祉の推進に努めています。

この度、美咲町社会福祉協議会では、第3期地域福祉活動計画を策定しました。この計画は、すべての皆様が、多様なつながりの中でお互いを尊重し合い、自分らしさを発揮できる「地域共生社会」の実現を目指すことを目的として、令和7年度から11年度までの今後5年間の美咲町の地域福祉を推進していくための羅針盤として策定しました。

本格的な少子高齢化、人口減少に伴い、単身世帯が増加するとともに、地域における交流意識も弱まり、経済的な困窮、地域での孤立、家族の介護や不安定雇用による精神的な負担感の増加など住民の生活課題が多様化・複雑化しています。そのような状況の中、地域においてはコロナという未曾有の経験の中で得た地域のつながりの大切さが今あらためて湧きあがり、新たな形で地域が動き始めています。住民座談会や小地域ケア会議で、第2期の計画の成果と課題を振り返っていただき、住民皆様の地域への思いや夢を伺い、策定委員の皆様とひとつひとつ丁寧に協議していただきながら、美咲町ならではの思いのこもった計画が完成しました。

美咲町社会福祉協議会は、誕生して20年という大きな節目をむかえ、誰一人取り残さない地域を目指して、これからも地域の皆様とともに役職員心をひとつにして、この計画が形となるよう日々邁進していきます。

本計画の策定にあたりお忙しい日々の中、お時間を割いてご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、地域の皆様、プロジェクトチームを結成し取り組んだ職員、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

社会福祉法人美咲町社会福祉協議会 会長 村上 三子

第3期美咲町地域福祉活動計画に携わって



はじめに、第3期美咲町地域福祉活動計画（以下「第3期活動計画」という。）策定にご協力いただいた関係各位、住民の皆さんに、策定委員会を代表いたしまして、心から感謝申し上げます。

策定委員会の委員長の打診を受けた当初は、何のことかよくわからないまま引き受けてしまい、「本当に自分に務まるのだろうか」と不安な気持ちがありました。しかし、他の策定委員や社会福祉協議会の皆さんと力を合わせて、何とか前に進めていくことができました。第3期活動計画策定に当たり、地域の方々の声を聴くために旧小学校区単位の13地区で住民座談会を行いました。第2期活動計画の時と同様に、「地域の良いところ」「地域の困りごと」「これからの地域に必要な取り組み」の3つのテーマについてワークショップを行い、5年前と同じ意見もあれば小規模多機能自治が進んできたことで、自治会の枠を超えて協力し合う提案もありました。策定委員会では、第2期活動計画を基にしながら、分かりやすい文章表現に変更したり、新たに追加する内容などについて協議したりしました。最初の頃は緊張のせいか、あまり意見が出ませんでした。回数を重ねるごとにそれぞれの熱い想いを話していただけるようになりました。

第3期活動計画では7つの基本目標ごとに今後5年間で特に推進する重点目標を加えるなど、協議事項が多く、当初の予定より開催回数が増えてしまいましたが、策定委員とPTメンバーが一丸となって会議を進めることができました。

活動計画策定後は、定期的に事業の達成度を評価するためにPDCAサイクルを取り入れ、第3期活動計画策定委員会を評価委員会として、中間（令和9年度）・最終（令和11年度）の評価を行っていきます。

第3期活動計画を基に「生まれて良かった」「住んで良かった」「つながりがあって良かった」と思ってもらえる美咲町を目指して、住民の皆さんと力を合わせて地域福祉を推進していきたいと思います。

第3期美咲町地域福祉活動計画策定委員会 委員長 **谷本泰則**

第3期美咲町地域福祉活動計画に寄せて —地域共生の暮らしづくりへの確かな歩みを—



令和7年度から令和11年度までの5年間を見据えた地域福祉活動計画として「第3期美咲町地域福祉活動計画」が策定されました。

この計画は、これまで美咲町社会福祉協議会が進めてきた「第2期美咲町地域福祉活動計画」による地域福祉活動の成果と課題を踏まえて、これからの5年間の美咲町社会福祉協議会の進むべき道筋を示した羅針盤としての役割を持つものです。

私たちは今、少子高齢化、人口減少、地域のつながりの希薄化などが急速に進み、これまで経験したことのない社会状況の中で暮らしています。そうした中で、様々な生活問題(児童虐待や不登校、老老介護や認知介護、ひきこもりやヤングケアラー、生活困窮などの問題)が生まれています。そして、こうした生活問題は、一つの世帯が複数の問題を抱える「問題の複合化」という特徴を持って現れています。このような生活問題を解決していくためには、しっかりとした目的と方法を持って取り組んでいくことが必要であり、しっかりとした計画が不可欠です。その計画が「第3期美咲町地域福祉活動計画」です。

これからの5年間は、子どもから高齢者まで、全世代の皆さんが、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくことが出来る美咲町を目指して、これまでの取り組みとは異なり、地域住民の皆さんをはじめとして、町行政、福祉・医療・保健・介護・教育・雇用・就労・住宅・交通・司法・産業(商・工・農など)などの様々な機関・団体の皆さんが、分野を超えてつながり、連携・協働して取り組んでいくことが必要となります。第2期美咲町地域福祉活動計画と今回の第3期美咲町地域福祉活動計画との大きな違いはこの点にあり、多くの皆さんの参画により、知恵と想いを込めて策定されたものです。この他市町村の地域福祉活動計画を凌ぐ「第3期美咲町地域福祉活動計画」を羅針盤にして、住み慣れた美咲町において、様々な生活問題を抱えても、なお安心して、いきいきと暮らしていける、未来に希望が持てる暮らし・地域の実現に向けて、5年間の地域福祉の旅に、多くの皆さんの力を合わせて、踏み出すこととなります。この計画が実効性のあるものとなり、多くの成果を生み出して行くことを願っています。

結びに、この計画策定に参画してくださったすべての皆さんに感謝し、計画策定に寄せての挨拶といたします。

美作大学生生活科学部社会福祉学科 教授 小坂田 稔

地域福祉活動計画 目次

第1章 計画の概要	1
(1) 地域福祉とは	2
(2) 社会福祉協議会とは	2
(3) 地域福祉活動計画とは	2
(4) 国の動向	3
(5) 行政計画との関連	4
(6) 計画の期間	5
(7) 圏域の捉え方	5
(8) 策定体制	5
(9) 課題の把握方法	5
第2章 地域福祉活動の現状と課題	6
(1) 第2期美咲町地域福祉活動計画の評価から	7
(2) 美咲町の現状	11
(3) 住民座談会・小地域ケア会議・ミニ座談会アンケート調査などの実施状況	19
(4) 第3期美咲町地域福祉活動計画に反映させる課題	50
第3章 計画の基本事項	52
(1) 基本理念	53
(2) 基本目標	53
(3) 計画の体系	54
(4) 計画の理解と普及	56
(5) 計画の進捗管理	56
(6) 事業評価の体制	56
第4章 実施事業・活動の推進	57
(1) 実施事業・活動の選定理由と方法	58
(2) 実施事業計画	58
第5章 参考資料	137
(1) 評価委員会設置要綱	138
(2) 評価委員名簿	139
(3) 評価委員会・プロジェクトチーム（PT）会議経過	139
(4) 策定委員会設置要綱	140
(5) 策定委員名簿	142
(6) プロジェクトチーム（PT）名簿	142
(7) 策定委員会・プロジェクトチーム（PT）会議経過	143
(8) 住民座談会概要	144

<「障がい」の表記について>

第3期美咲町地域福祉活動計画では、「障害」という用語を、法律や団体名などに規定されている場合を除き、「障がい」とひらがなで表記しています。

<「福祉共育」の表記について>

第3期美咲町地域福祉活動計画では、「福祉教育」という用語を、「福祉共育」と表記しています。

<注釈について>

各ページに用語の説明が必要であると思われる用語に注釈を付けています。

例（注1）NPO：民間の非営利組織のこと。

第 1 章

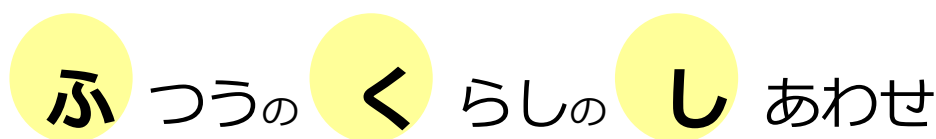
計画の概要



(1) 地域福祉とは

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには行政や民間事業者などによる公的なサービスの提供だけでなく、障がいの有無など個人の状況に関わらず、地域の一員として、すべての人たちがお互いに助けあい、支えあうことが大切となります。そのために「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようお互いが支えあっていく」ことのできる地域社会の実現が求められています。地域福祉とは、このような地域社会を実現するための取り組みのことをいいます。

住み慣れた地域における普通の暮らしの幸せづくり



(2) 社会福祉協議会とは

「誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくり」を目指し、住民の皆さんと共に地域福祉を推進する民間の福祉団体であり、社会福祉法 第109条「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明記され、『地域福祉』を推進する唯一の団体です。

住民の皆さんが抱えている様々な問題を地域全体のものとして考え、解決に向けて、住民の皆さん・専門職・各種団体と協働して取り組んでいます。



(3) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う幅広い関係者や各種のボランティア・NPO^(注1)さらには保健・医療・福祉・介護の専門機関などが集い、相互に協力して策定する民間の行動計画(アクションプラン)です。

その大きな特徴は、住民の声が反映された計画であり、文字通り、住民が地域で福祉活動を行うためのアクションプランであるといえます。

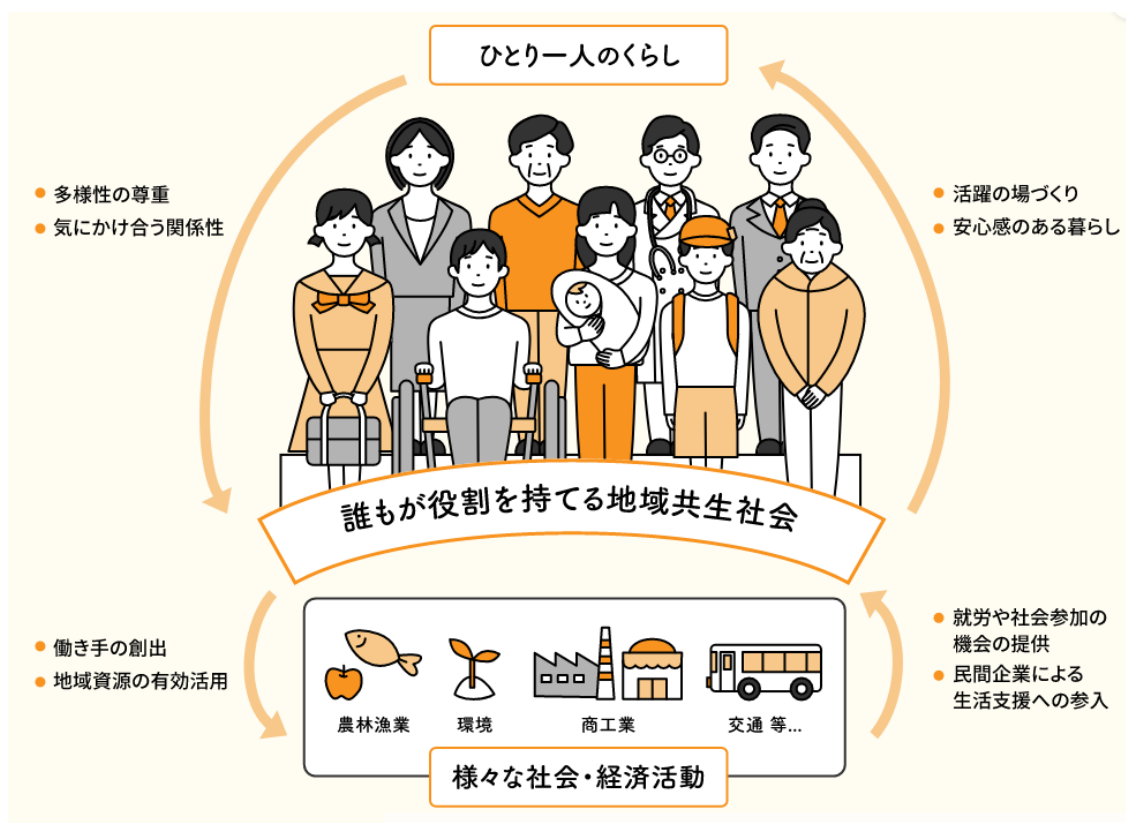
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指して、地域福祉推進の羅針盤として美咲町社会福祉協議会(以下「美咲町社協」という。)が策定します。

(注1)NPO: 民間の非営利組織のこと。

(4) 国の動向

① 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という従来の関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりが生きがいや役割をもち、支えあいながら暮らしていける社会とされています。「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題(複合的な課題、制度の狭間など)の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。



資料:厚生労働省ホームページ 地域共生社会とは 参照

② 社会福祉法の改正について

令和元年12月に国の地域共生社会推進検討会の最終とりまとめで示された方向性をもとに、令和2年6月に、地域共生社会の実現に向けて、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備していくため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正されました。

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援(重層的支援体制整備事業)の創設
 - ・市町村において、既存の相談支援などの取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
 - ・各事業が相互に重なりあいながら、市町村全体の体制として本人に寄り添う継続的な伴走支援や多機関協働による支援を実施する。

③「重層的支援体制整備事業」について

重層的支援体制整備事業は、困難や生きづらさを抱えるすべての人々のための仕組みとして、①「相談支援」(介護・障がい・子ども・困窮の包括的な相談支援の体制づくり)、②「参加支援」(既存の取り組みでは対応できない狭間ニーズへの対応)、③「地域づくりに向けた支援」(住民同士の顔の見える関係性の育成支援)の3つの取り組みを支援の柱に、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチなどを通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施する事業です。介護・障がい・子ども・困窮と、従来の縦割り型の対応ではなく、相談内容などに応じた横の連携による対応の体制づくりが必要となります。

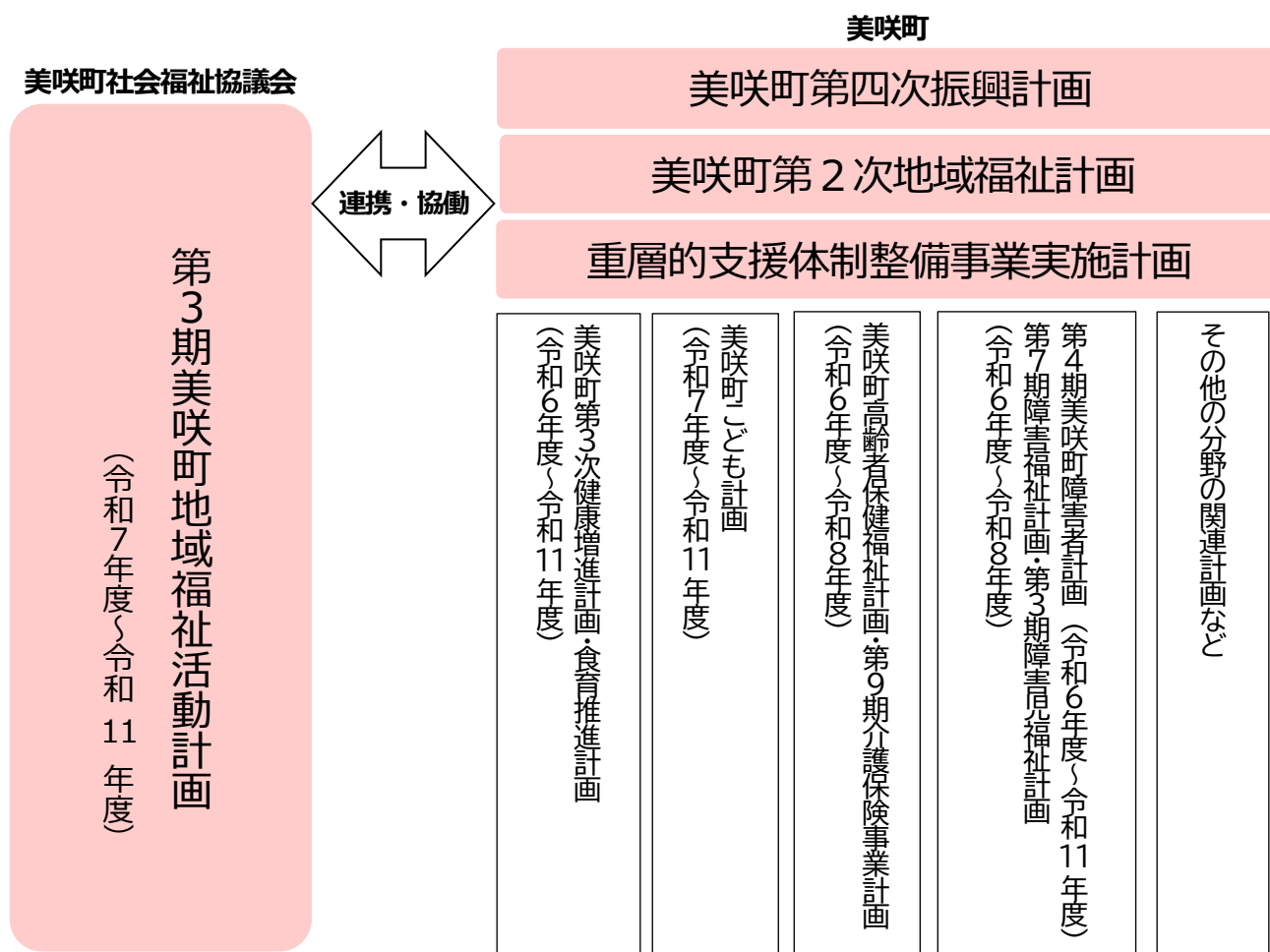
(5) 行政計画との関連

第3期美咲町地域福祉活動計画(以下「第3期活動計画」という。)は、地域住民・当事者をはじめとする地域において福祉活動を行う関係者や各種のボランティア・NPOさらには保健・医療・福祉の専門機関などと地域福祉を推進していくために、連携・協働に向けて具体的な活動や実践について考える民間の行動計画です。

また、美咲町第2次地域福祉計画は、地域福祉を推進していくための理念や福祉ビジョンを定めつつ、その実現のための基盤や体制づくり、施策などの総合的な方向性を明らかにした行政計画です。

この2つの計画は、連携・協働の関係にあり、相互に補完しあいながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指して、地域福祉を一体的に推進するものです。

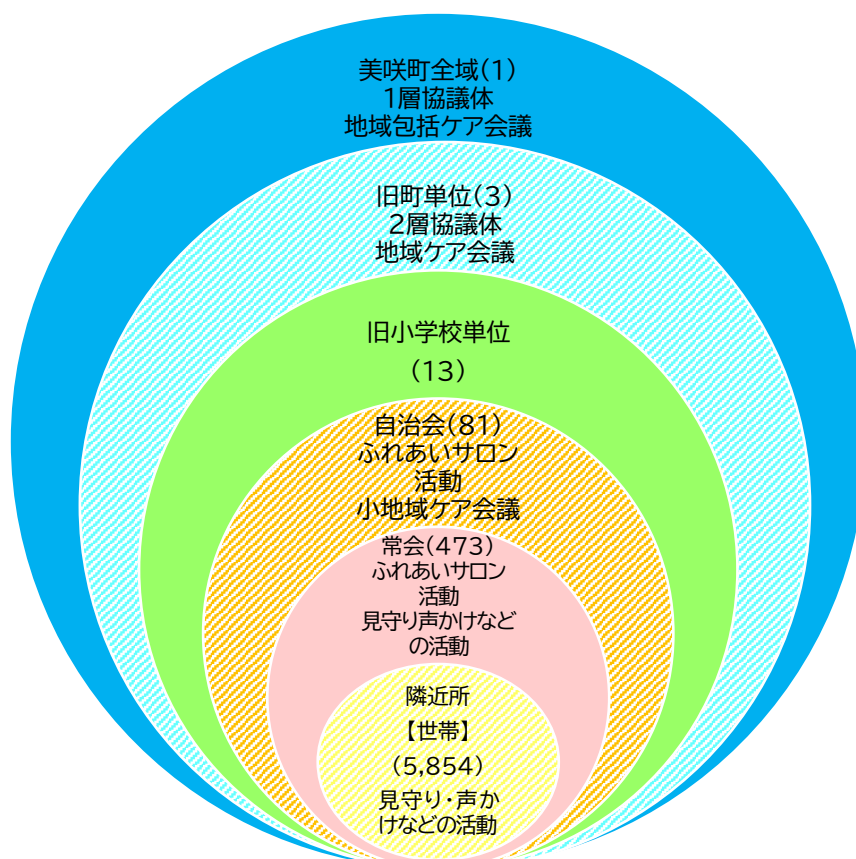
◆社会福祉協議会と行政との関連イメージ



(6) 計画の期間

第3期活動計画の実施期間は、令和7年度～令和11年度までの5年間を期間とします。ただし、策定委員による中間(令和9年度)と最終(令和11年度)の評価や関係法令・制度の改正、社会情勢、課題や取り組みの成果などを踏まえ、他の関連する計画との整合性を図りながら、必要に応じて見直し・改善を検討するものとします。

(7) 圏域の捉え方



(8) 策定体制

第3期活動計画策定にあたり委員として、地域福祉関係(自治会長、民生委員児童委員)、子育て支援関係、障がい者支援関係、高齢者支援関係、権利擁護関係、行政から選出し、第3期活動計画策定委員会を設置しました。

(9) 課題の把握方法

第3期活動計画策定にあたり、まず社協職員、行政職員を対象に勉強会を開催し、課題把握のための住民座談会実施に向けた手法について学び、統一した手法で進める準備をしました。

次に、幅広い世代からの課題収集を行うため、旧小学校区13地区で住民座談会及び自治会単位の小地域ケア会議でミニ座談会を実施しました。

さらに、美咲町社会福祉大会、乳幼児健診、ふれあいサロン団体、小地域ケア会議、生活福祉資金貸付利用者、介護保険事業利用者及びご家族、シーズンボランティア体験参加の生徒など幅広い年齢層を対象にアンケートを実施しました。

第2章

地域福祉活動の現状と課題



(1) 第2期美咲町地域福祉活動計画の評価から

社協内部では、第2期美咲町地域福祉活動計画(以下「第2期活動計画」という。)に示された指標に対して、具体的な事業の状況や取り組みの成果、今後の課題などについて協議をしました。その結果から、以下の4段階で評価し、推進活動ごとに整理しました。

その後、第2期活動計画の評価委員会を設置し、全4回の評価委員会を実施しました。P. 139 参照

《社協職員による内部評価》

【4】よくできた 【2】まあまあできた
【3】できた 【1】できなかった

《評価委員による評価》

【4】よくできている 【2】やや不十分
【3】できている 【1】不十分

推進活動ごとに評価を実施し、総合評価はすべての基本目標で「できている」をいただきましたが、推進活動・事業によっては改善が必要なところもありました。第2期活動計画の評価を踏まえて、引き続き第3期活動計画に反映させる課題や取り組みについて、下記のとおり整理しました。

基本目標 A 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

総合評価	推進活動別	評価委員	社協職員
3	【推進活動1】美咲町版地域包括ケアシステムの構築の推進	3	3

美咲町では少子高齢化や人口減少が進み、生活課題は多様化・複雑化し、個人や世帯単位で複数の問題を抱え、複合的な支援を必要とするといったケースが増えています。さらに、こうした個人や世帯の多くが地域とのつながりを持たない「社会的孤立」の暮らしとなっています。評価委員会では「地域へ積極的に出ていくことで、困りごとを解決するための大きな力になっている」とのご意見をいただきました。今後も困りごとを早期発見するためにアウトリーチを行い、一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行います。

基本目標 B 住民主体の小地域福祉活動の推進

総合評価	推進活動別	評価委員	社協職員
3	【推進活動1】ふれあいサロン活動の推進	4	3
	【推進活動2】小地域ケア会議の推進	3	3
	【推進活動3】小地域福祉活動推進強化事業の推進	3	3
	【推進活動4】生活支援体制整備事業の推進	3	3

多くの地域でふれあいサロンや小地域ケア会議などの福祉活動に取り組まれています。参加者の減少・代表者の負担増加・内容のマンネリ化といった課題もあります。評価委員会では「人口減少の中、ふれあいサロンや小地域ケア会議などが継続できていることは評価できるが、支援者側のマンパワーのことも考えて、やり方を工夫した方が良い」といったご意見をいただきました。今後も各種研修会の開催や、参加者同士が協力しあって、ふれあいサロンや小地域ケア会議などを住民が主体的に運営できるよう支援を行います。

基本目標 C 居場所支援の推進

総合評価	推進活動別	評価委員	社協職員
3	【推進活動1】地域の居場所の創出	3	3
	【推進活動2】障がいのある方々の居場所支援の推進	4	4
	【推進活動3】子ども・子育て世代の居場所支援の推進	3	3

誰もが自分らしく、いきいきと過ごせる居場所づくりを目指して、関係機関や団体と連携を図りながら、みしゃモンカレッジやみんなで食堂などの居場所支援を行うことができています。評価委員会では「高齢者分野や障がい者分野と比べて、子育て支援に関する取り組みは十分ではない」とのご意見をいただきました。今後は行政と連携しながら親子が参加する他事業に参画し、活動者交流を促進できるよう努めます。

基本目標 D ボランティア活動支援と人材養成・育成、福祉教育の推進

総合評価	推進活動別	評価委員	社協職員
3	【推進活動1】ボランティアセンター機能の充実	3	3
	【推進活動2】分野、対象別のボランティア養成・人材育成	3	3
	【推進活動3】災害ボランティア支援活動の推進	3	2
	【推進活動4】地域・学校における福祉教育の推進	3	3

学びあい、体験し、他人を思いやる心を育むことを目的として、シーズンボランティアや災害ボランティア養成講座の実施、学校などでの福祉教育を行いました。評価委員会では「子どもへの福祉教育やボランティア養成を充実するためには、学校以外に子どもが集まっている行事などへ出向いて実施することも必要」とご意見をいただきました。今後も当事者や地域住民と一緒に、地域の実情にあった福祉教育を実施します。

基本目標 E 当事者・当事者組織の支援の推進

総合評価	推進活動別	評価委員	社協職員
3	【推進活動1】当事者組織団体の支援活動の推進	3	3

美咲町内には6団体の当事者・当事者組織があり、以前から担い手不足、参加者の固定化、活動のマンネリ化などが課題となっています。評価委員会では「今後も高齢化・人口減少によって課題はより顕著になる。社協からの積極的な活動提案や支援が必要」とのご意見をいただきました。今後も現在ある団体が活動を継続し、また新たな団体の立ち上げが行えるよう支援に努めます。

基本目標 F 相談・生活支援活動の推進

総合評価	推進活動別	評価委員	社協職員
3	【推進活動1】権利擁護センター機能の強化	3	3
	【推進活動2】安全・安心な地域生活支援及び相談機会の充実	3	3
	【推進活動3】生活困窮者自立支援の推進	3	3
	【推進活動4-1】地域包括支援センター機能の強化―地域包括ケアシステムの推進―	3	3
	【推進活動4-2】地域包括支援センター機能の強化―総合相談支援事業―	3	3
	【推進活動4-3】地域包括支援センター機能の強化―権利擁護業務―	3	3
	【推進活動4-4】地域包括支援センター機能の強化―第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント事業）―	3	3
	【推進活動4-5】地域包括支援センター機能の強化―包括的・継続的マネジメント支援事業―	3	3
	【推進活動5】認知症総合支援事業（行政主体）の推進	3	3

現在、年代を問わず課題が重度化・複雑化している相談が増えており、困りごとを抱えていても相談につながりにくい方もいます。評価委員会では「行政・社協のどちらに相談に来られても、たらい回しにならないように」とのご意見をいただきました。今後も障がいや認知症などがあっても安心して暮らせる地域づくりを行っていくため、多職種連携及び制度の狭間にある方々への生活支援を重点的に行います。

基本目標 G 介護予防事業・介護保険事業の充実・強化

総合評価	推進活動別	評価委員	社協職員
3	【推進活動1】 介護保険事業の推進	3	3
	【推進活動2】 施設サービス事業の推進	3	3

少子高齢化に伴い、要介護者の増加や生活支援ニーズ・課題が多様化しています。評価委員会では「地域と連携したイベントの開催や、困りごとを発見した際に多職種連携ができる体制づくりが必要」とのご意見をいただきました。今後は介護保険事業所が地域とつながりを持ち、高齢者などが住み慣れた地域全体で楽しみを持ち安心して暮らすことができる支援体制を推進します。また、介護福祉施設及び在宅支援を継続するため、サービスの質の向上及び人材確保を計画的に進めるとともに、ICT 機器の導入で働きやすい環境を整えます。

基本目標 H 社協の組織体制の充実・強化

総合評価	推進活動別	評価委員	社協職員
3	【推進活動1】組織体制の充実・強化	3	3
	【推進活動2】職員資質の向上と組織内外連携強化	3	3
	【推進活動3】コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置	3	3
	【推進活動4】事業評価の実施	2	2
	【推進活動5】広報の充実・啓発とその他社協事業の取り組み	3	3
	【推進活動6】赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の推進	4	4

安定した事業を行うために、組織運営の充実、財政基盤の整備を引き続き行います。また、職員に高い専門性が必要であり、資質向上のための研修会を実施し、働きやすい環境を整えていくことも必要です。評価委員会にて、やや不十分の評価をいただいた“事業評価”と“地域における公益的な取り組み”を第3期活動計画では重点的に実施します。今後も、住民・関係団体・企業などに社協の事業や活動の福祉情報を分かりやすく提供する広報、啓発を続けます。

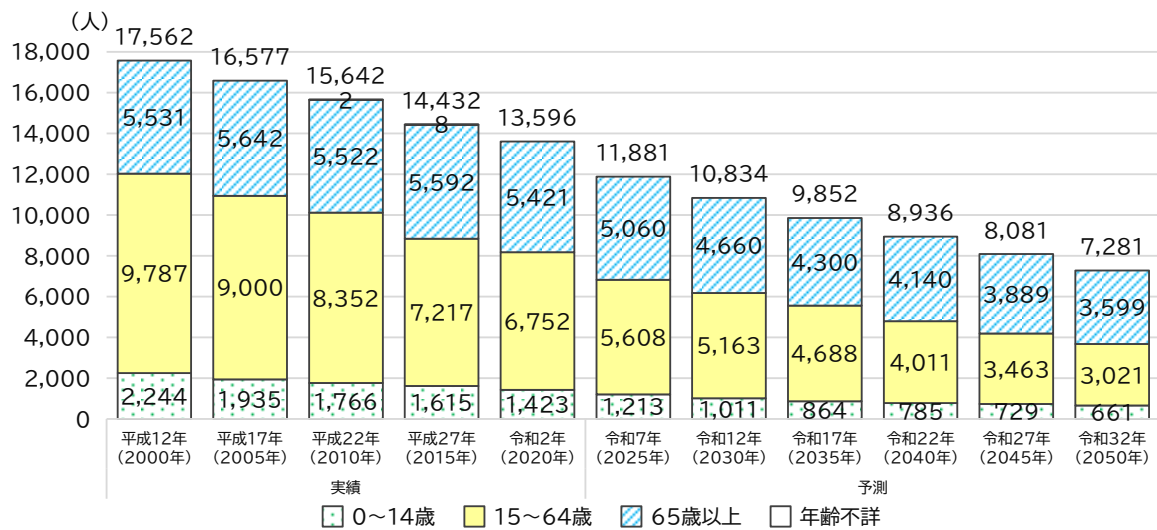
(2) 美咲町の現状

①人口・世帯数の推移

本町の人口は平成12年 17,562 人であったのが、令和7年では 11,881 人へと減少し、令和17年には1万人を割り込むと推計されています。また、高齢化率は少子高齢化を反映し、令和2年時点で41.5%となっており、これ以後も一貫して上昇傾向が続くと推計されています。高齢化率上昇の直接的要因は、全年齢層が減少傾向にありながら、「0～14 歳」「15～64 歳」よりも「65 歳以上」の減少幅が緩やかであることから、高齢化率は増加傾向にあります。

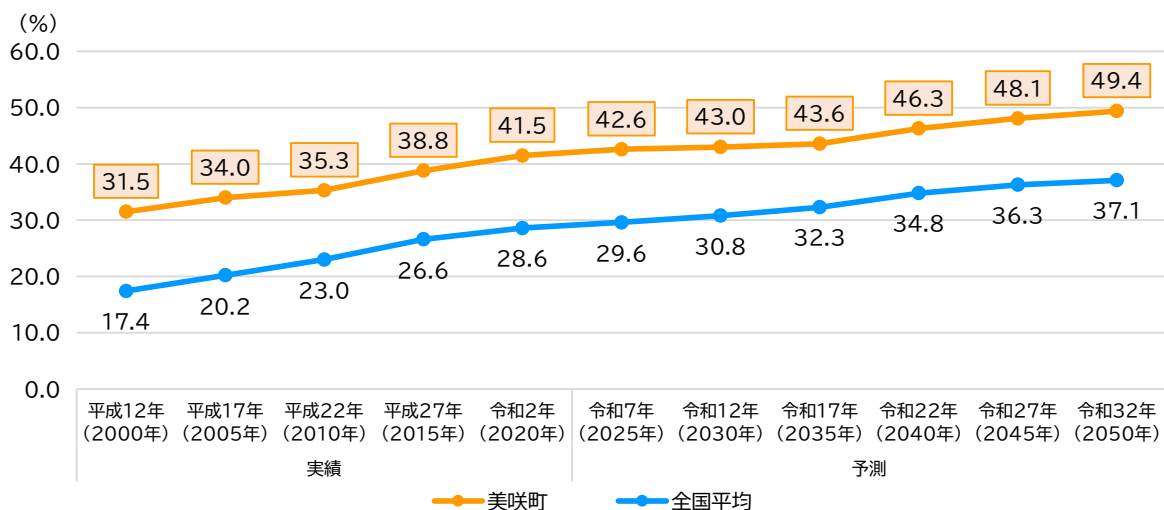
◆人口推移

【総人口の推移(年齢3区分)】



資料:美咲町振興計画より

◆高齢化率



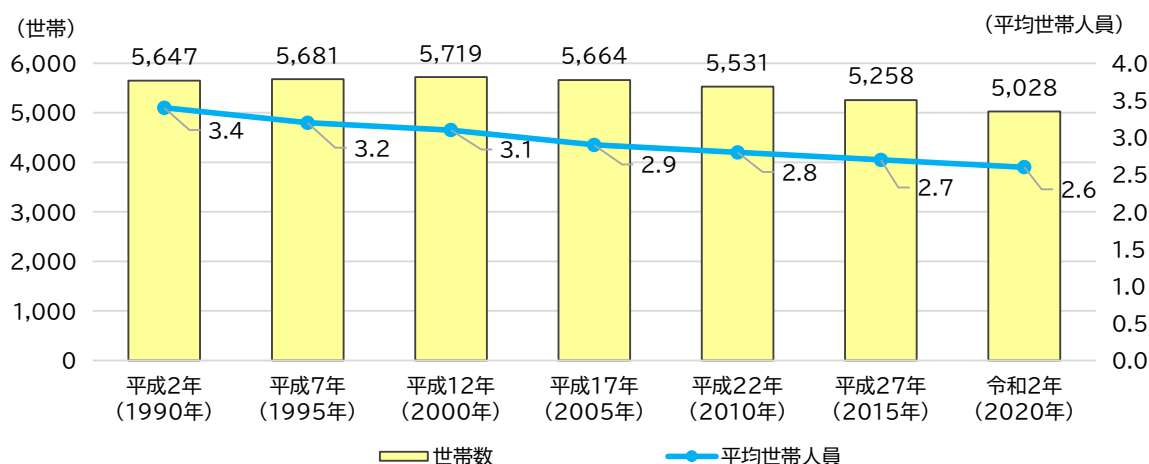
資料:美咲町振興計画より

第2章 地域福祉活動の現状と課題

本町の世帯は平成12年以降減少傾向にあります。平成12年の総世帯数は 5,719 世帯でしたが、令和2年は 5,028 世帯で、およそ 700 世帯の減となっています。

また、平均世帯人員も長期的に減少傾向にあり、平成2年では 3.4 人だったのが、令和2年は 2.6 人となっています。

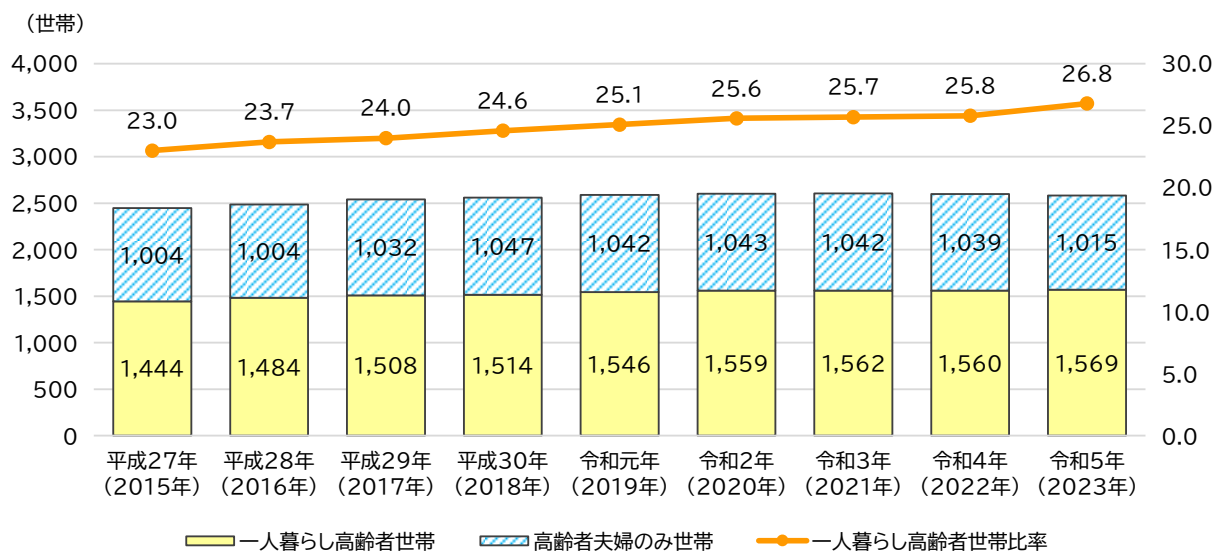
◆世帯推移



資料:各年国勢調査より

②高齢者単身世帯数・高齢者夫婦世帯数の推移

本町の高齢者のいる世帯は徐々に増加傾向にあります。特に一人暮らしの高齢者世帯の増加が目立ちます。また、一人暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦のみ世帯が、全世帯の 51.5%と半数を占めています。このことから孤立、老々介護^(注1)、認々介護^(注2)の増加が予想されます



資料:高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画より

(注1)老々介護:要介護状態の高齢者を、65 歳以上の配偶者や親族など的高齢者が支える介護のこと。

(注2)認々介護:認知症の高齢者が、同じく認知症の高齢者を介護する状況を指す。

③介護度別要介護認定者数と認定率の推移

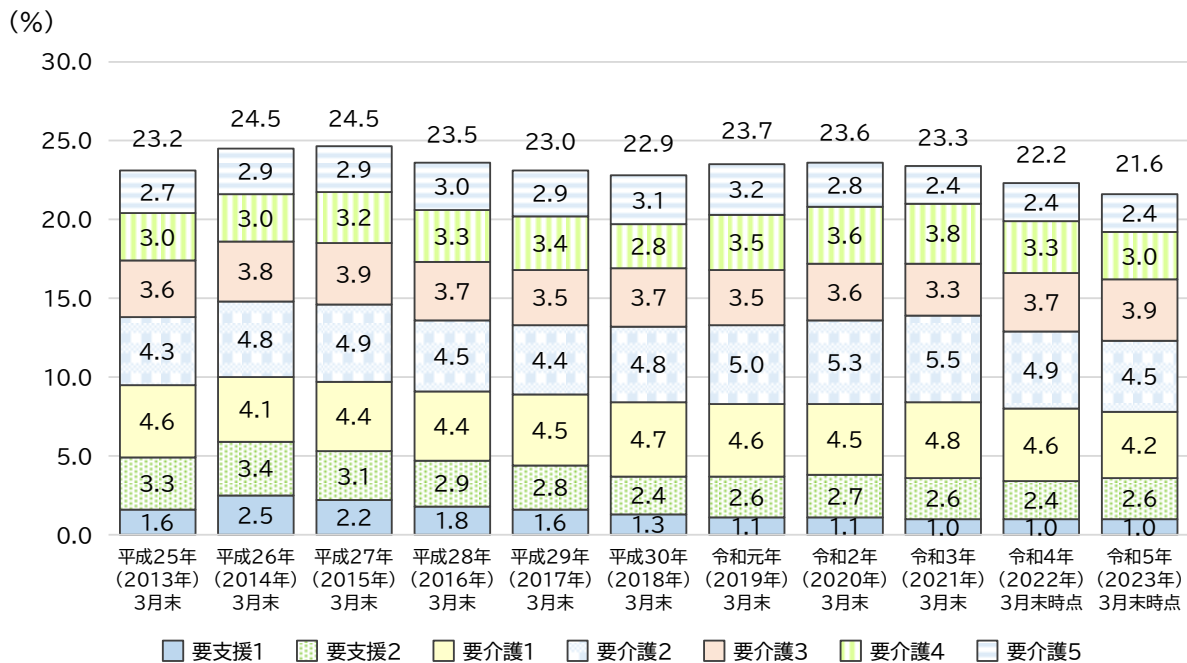
要介護認定者数・認定率ともに令和元年以降減少傾向となっています。町民の健康意識の高まりや、介護予防の取り組みによって上昇が抑えられていると考えられます。

【認定者数推移】



資料:高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画より

【認定率推移】

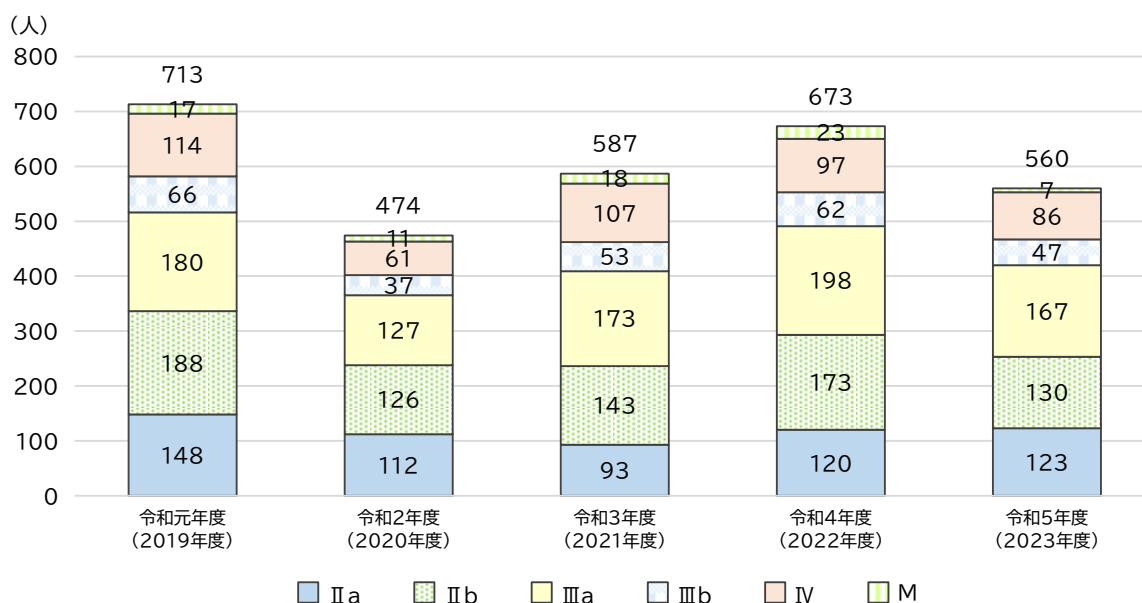


(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

資料:高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画より

④ 認知症の人数の推移と推計

本町の高齢者のうち、日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者を認知症高齢者としています。
総数は令和2年度が最も少なく、令和元年度が最も多くなっています。



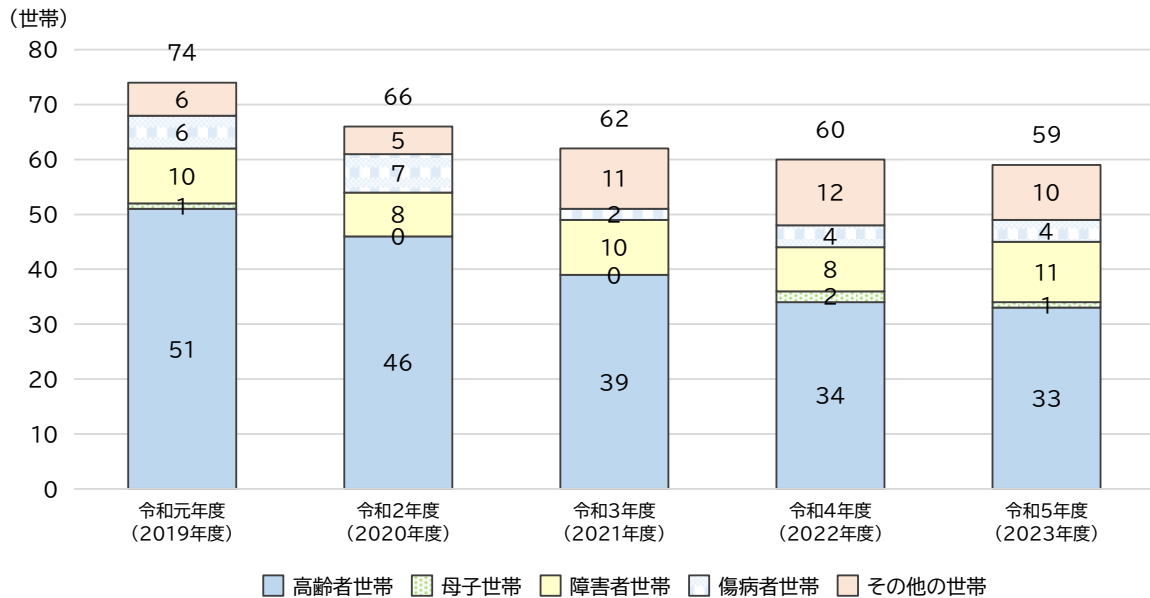
資料:美咲町より

認知症高齢者の日常生活自立度基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
Ⅱ a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つなど
Ⅱ b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができないなど
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
Ⅲ a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為など
Ⅲ b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ aに同じ
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害などの精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態など

⑤生活保護受給者・世帯数の推移

生活保護受給世帯は、割合の大きい高齢者世帯が令和元年度51世帯から令和5年度33世帯と18世帯減少したことから、全体的には減少傾向にあります。一方、高齢者世帯など特定の世帯に分類されない多様な課題を抱えたその他世帯が、令和元年度の6世帯から令和4年度には12世帯になるなど増加傾向にあります。

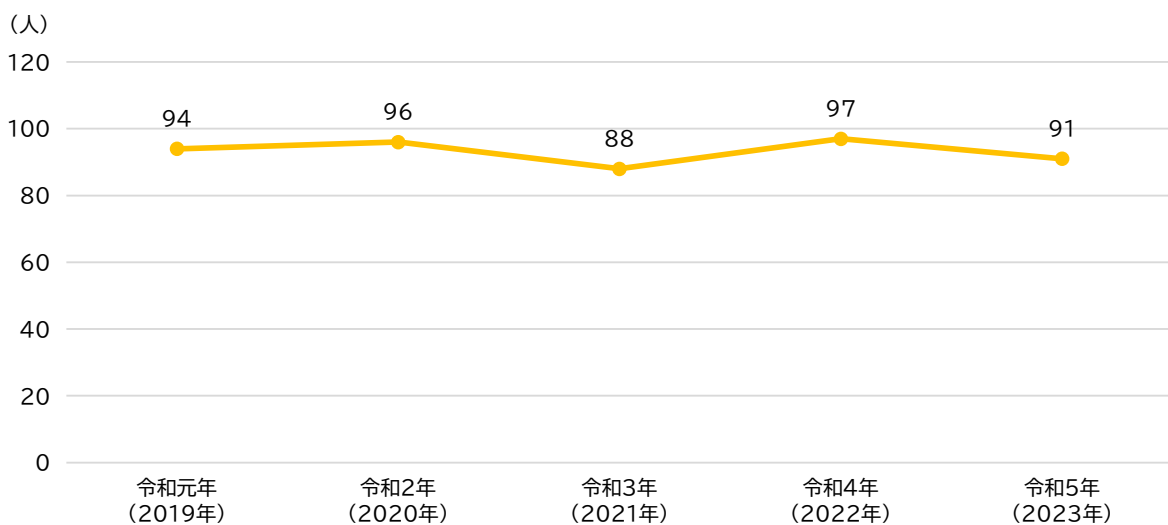


資料:厚生労働省報告数値より

⑥ひとり親家庭などの世帯の推移

ひとり親家庭等医療費給付状況をみると、概ね90件台で横ばい傾向で推移しています。

【ひとり親家庭等医療費給付事業】

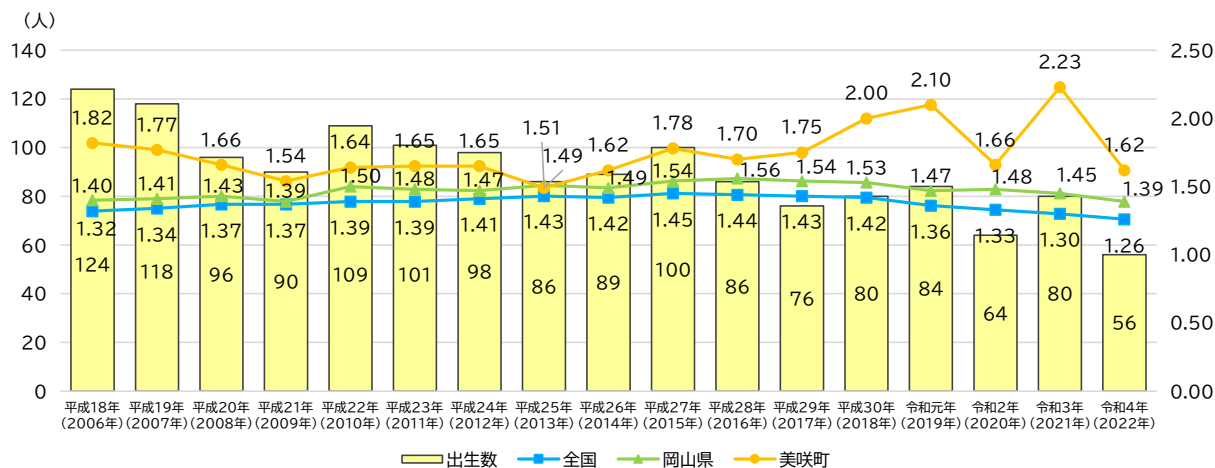


資料:美咲町より

⑦合計特殊出生率^(注3)の推移

本町の合計特殊出生率は、国や県の平均を上回っており、令和3年は2.23と大幅に増加していますが人口を維持するために必要となる2.07以上を持続していく必要があります。

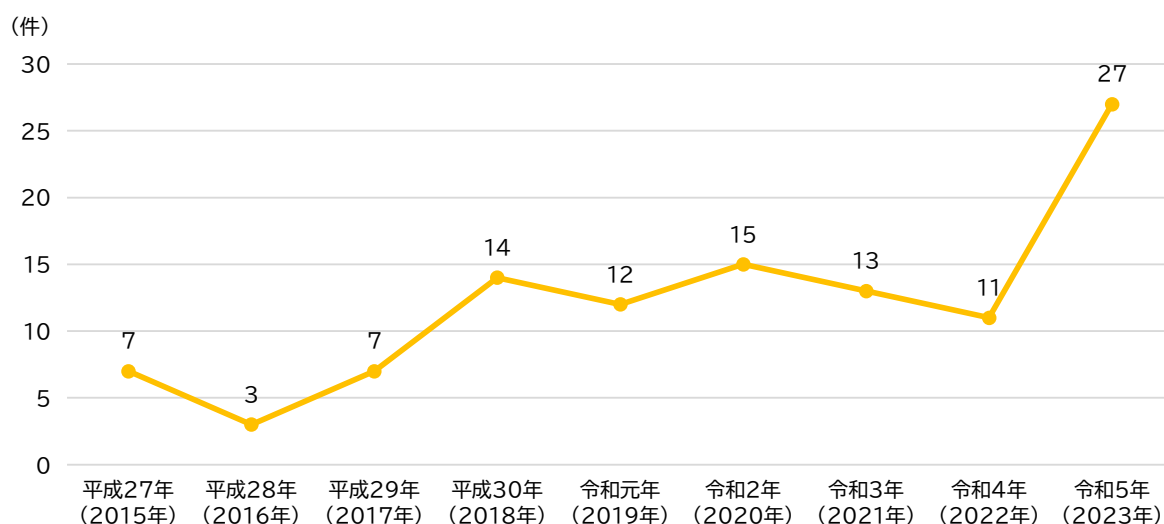
出生数は増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。



資料:美咲町保健統計報告書より

⑧高齢者虐待相談・通報受付件数の推移

高齢者虐待の相談・通報件数は、平成27年以降、増減を繰り返しながら増加傾向にあります。特に令和4年から令和5年にかけて大きく増加しています。



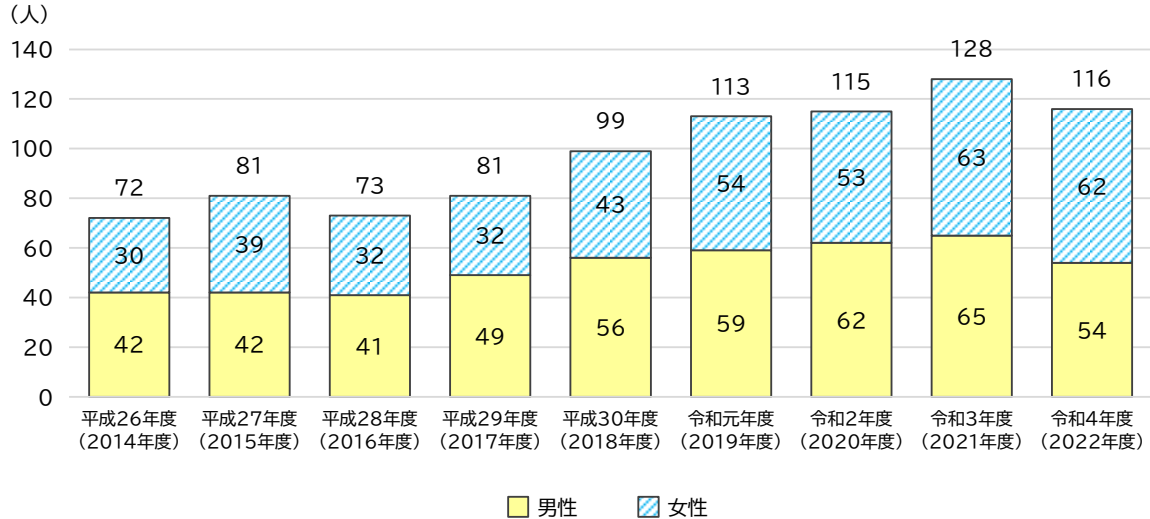
資料:市町村における高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査より

(注3) 合計特殊出生率:15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均のこと。

⑨要保護児童数の相談件数

要保護児童数の推移は、令和3年度をピークに増加傾向にあります。平成26年度と令和4年度を比較すると、およそ 1.6 倍となっています。男女別でみると、男女とも増加傾向にありますが、特に女性の増加幅が大きく、平成26年度と令和4年度を比較すると2倍以上増加しています。

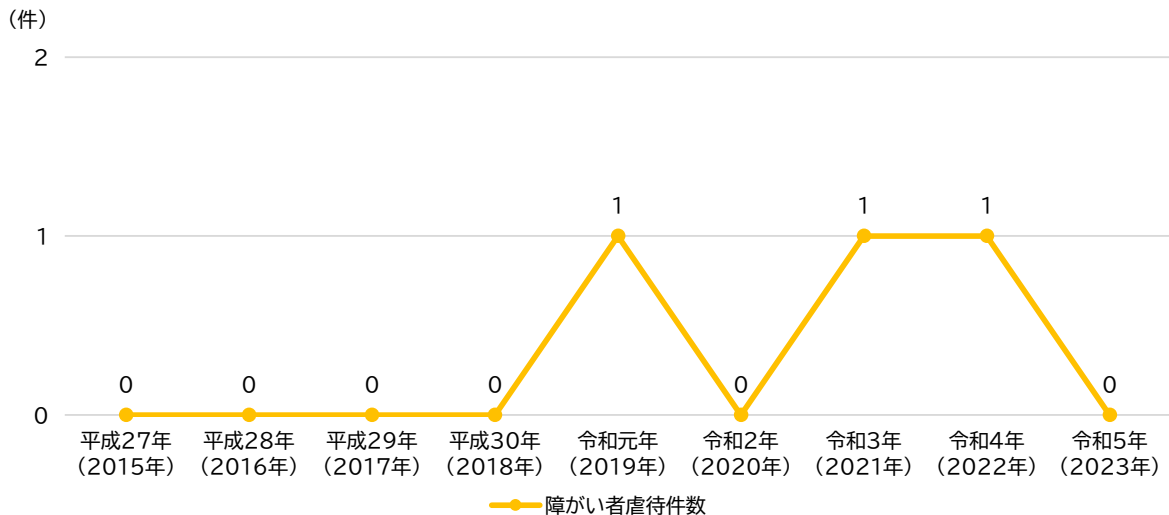
【要保護児童数の相談件数】



資料:美咲町第3次振興計画より

⑩障がい者虐待相談・通報推移

障がい者虐待相談通報件数は、相談・通報がない年もありますが、近年は年によっては1件出ている状況です。

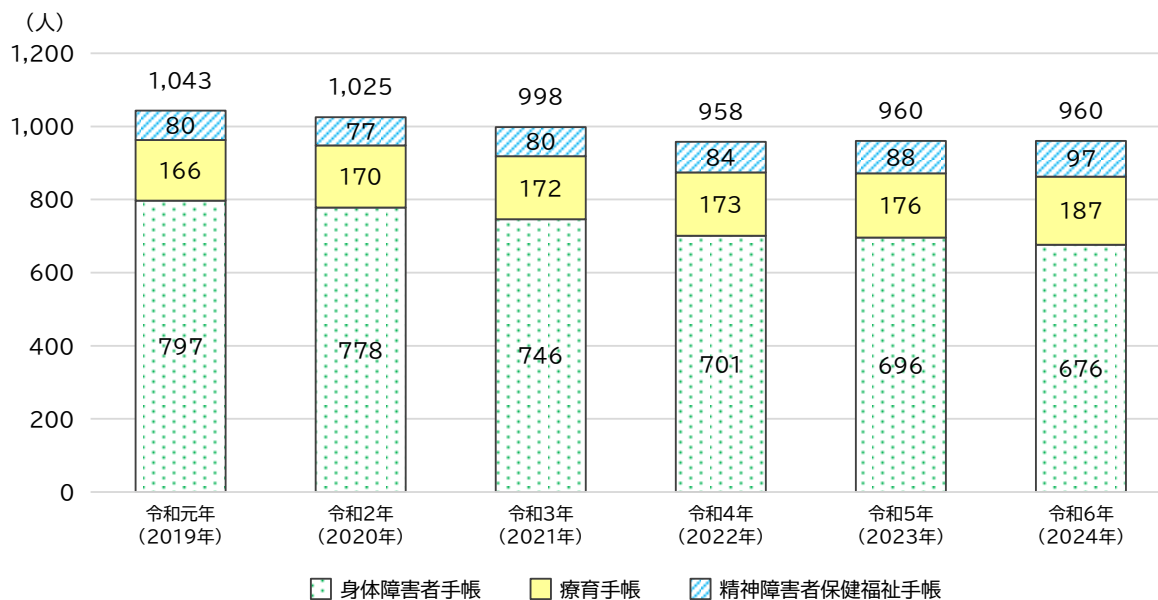


資料:ふくしあわせ課資料

⑪障がい者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は年々減少傾向にあり、令和6年4月1日時点では、960 人となっています。令和元年と比べると、身体障害者手帳所持者数は減少し、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、微増しています。

【手帳所持者数の推移】



資料:美咲町障害者計画より

⑫成年後見制度利用の状況について

本町では制度の利用促進のため、平成27年4月1日に、美咲町社協内に美咲町権利擁護センター（まあるくなあれ^{みさき}美咲黄）を設置しました。令和6年4月には美咲町内に移転しました。権利擁護センターへの相談内容では、認知症による相談件数が最も多くなっています。成年後見制度利用件数の内訳は、本町と岡山県でほぼ同様の比率ですが、本町では「任意後見」が0件となっています。

単位：件

	後見	保佐	補助	任意後見	計
岡山県	1,682	601	248	26	2,557
美咲町	10	4	1	0	15

資料:「岡山県内の市町別成年後見制度の利用者数」より

(3) 住民座談会・小地域ケア会議・ミニ座談会・アンケート調査などの実施状況

① 住民座談会及び小地域ケア会議ミニ座談会の実施状況とその結果

<住民座談会及び小地域ケア会議ミニ座談会>

地域住民・団体などと一緒に福祉のまちづくりに取り組むために、各自治会の協力のもと、旧小学校区(13地区)で座談会と小地域ケア会議ミニ座談会(自治会単位)で実施しました。内容はワークショップ^(注4)を行い「地域の良いところ」「地域の困りごと」「これからの地域に必要な取り組み」について話しあいました。

◆住民座談会

地 区	日 時	場 所	参加人数
打穴地区	令和6年9月17日(火) 19:00~21:00	打穴老人憩いの家	【54人】 住民:26人 役場、社協など:28人
倭文西地区	令和6年9月19日(木) 19:00~21:00	北ふれあい館	【54人】 住民:26人 役場、社協など:28人
飯岡地区	令和6年9月28日(土) 19:00~20:00	飯岡老人憩いの家	【42人】 住民:17人 役場、社協など:25人
大井和地区	令和6年10月24日(木) 18:30~20:30	大井和老人憩いの家	【45人】 住民:18人 役場、社協など:27人
井和地区	令和6年11月10日(日) 14:00~16:00	旭児童館	【59人】 住民:32人 役場、社協など:27人
柵原(本庁)地区	令和6年11月24日(日) 10:00~	藤原平成会館	【51人】 住民:22人 役場、社協など:29人
三保地区	令和6年11月24日(日) 19:00~20:30	美咲町役場第二分庁舎	【52人】 住民:29人 役場、社協など:23人
北和気地区	令和6年12月4日(水) 19:00~20:00	北和気コミュニティー ハウス	【64人】 住民:31人 役場、社協など:33人
吉岡地区	令和6年12月6日(金) 18:30~19:30	柵原農業総合管理 センター	【63人】 住民:24人 役場、社協など:39人
江与味地区	令和6年12月8日(日) 10:00~11:30	江与味ふれあい会館	【48人】 住民:17人 役場、社協など:31人
南和気地区	令和6年12月13日(金) 19:00~	南和気荘	【53人】 住民:26人 役場、社協など:27人
加美地区	令和6年12月15日(日) 17:00~	生涯学習センター	【66人】 住民:35人 役場、社協など:31人
西川地区	・西川 令和6年9月9日(月)18:30~ ・通谷 令和6年9月10日(火)18:30~ ・清梁ひまわりの会 令和6年11月20日(水)10:00~ ・西 令和6年9月7日(土)13:30~	小地域ケア会議にて 実施	【44人】 住民:27人 役場、社協など:17人
		合計	【695人】 住民:330人 役場、社協など:365人

◆小地域ケア会議ミニ座談会

33自治会対象(令和6年9月~2月までに開催の会)

座談会や小地域ケア会議でいただいた、「地域の良いところ」「地域の困りごと」「これからの地域に必要な取り組み」について地域・地区別のご意見を次のとおり整理しました。

(注4)ワークショップ:参加者が主体的に意見交換などを行う参加型のグループ学習のこと。

<中央地域>

加美地区（各自治会ごと）

原田1

生活課題	社会資源 ^(注5)	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 担い手	・生活支援サポーター約40人 ・中学生総合学習「美咲町を知る」	・学校教育で親子で「美咲町」について学ぶ	・美咲町ならではの“まちづくり”を考える (美咲といえばコレ！みたいな)
② 子ども	・通学の見守り、付添いの人が多い ・子どもカフェなどの開催、「エンジョイちゅうおう」で体験活動 ・地域と学校のつながり	・子どもの声を聞く場(大人の活動と子どものニーズのすり合わせをする)	・自治会やまち協の行事に子どもたち(主体)に参加してもらう。
③ ケー コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン	・地域ケア会議 ・地域のサロンやカフェの開催 ・イルミネーション ・ふれあい祭り ・獅子舞が活発	・新しい居場所づくり ・20代・30代が参加できる場 (ピックアップして声かけ)	・横と縦のつながり・連携 ・意味のある会議を！！ ・意見をかたちにする

原田2

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 人口 減少	・小学校へのボランティア活動を多くの人がしている ・役場、生涯学習センターがある ・人がいい	・空き家対策部会で検討をしている	・古民家カフェ、子どもたちも参加。子ども部会も活動中 ・地区担当職員の配置をしてほしい
② 交通 道路	・国道53号線がある ・JR亀甲駅がある	・信号の整備	・バイパス(空港道路)の開通を！
③ 地域 の交 流	・小地域ケア会議に取り組めた ・原田サポーター会議をもっている ・イベント活動を頑張っている ・小学校と地域がしっかりつながっている。ボランティアの人達が伝統文化を伝えている	・生活支援サポーターの活動を定期的に継続して！ ・いろんな会議に新メンバーが徐々に参加してくれるようになった	・民生委員さんのバックアップをする ・小規模多機能自治を活かした地域づくり

新城・金堀

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 担い 手不 足 ② 少 子 高 齢 化	・地域サロン、そばうち、お宮の掃除 ・花壇の管理、民生委員の見守り ・老人会、地域の人とのつながり ・だれでもコーヒー(いどばた会議)	・住宅の建設 →10年間住めば家がもらえる ・働く場所をつくる	・住宅の建設 ・企業誘致
② 農 地 管 理	・集まって草刈りをしている ・遊休農地の保全管理	・補助金 ・農地の選択と集中	・残土処理をして平らな農地をつくる(1枚3～5反の田んぼに) ・野菜工場の建設
③ イ ノ シ ン	・狩猟免許保持者(新城)	・地域全体での管理 ・エサをなくす、いらぬ木を切る ・狩猟免許保持者の共有	・処理施設 ・狩猟免許保持者の増加 ・オスプレイの駐機場

(注5) 社会資源とは：地域や社会の中にある人・物・環境などの中で支援に活用できる様々なもの。生活支援に活用できる移動販売、配食サービス、地域の助けあい活動、公的サービスなども含まれる。

越尾・小原

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 独居、担い手	・地域の人の顔や小さな事も分かる ・気づかえる ・サロンが定期的に集まって活動ができている ・ふれあい祭りで多くの参加者がいた ・自治会活動に女性も役員として参加をしてくれた	・サロンに出てこれない人が参加できるような取り組みをする ・自治会＝男性のイメージを崩す！	移住者の呼びかけ
② 農地・草刈り		・動ける高齢者はできる範囲で作業をする ・女性の力をぜひ！	自走式草刈り機の活用
③ 交通、環境、整備	・やまなみ街道は津山との行き来が便利 ・改善ができれば交通の便は最高かも ・国道53号線が通っている	行政の力も借りて整備をする	・カンントリーエレベーターを設置 ・道路を打穴中までつなげる ・街灯がほしい

頼元・西幸共栄・西幸

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 少子高齢化	・若い人が帰っている ・役を一手に引き受ける人がある ・国道53号線がある ・JR 津山線小原駅	・格安住宅団地 ・お店 ・仕事(草刈りの仕事、若い人がいり) ・空き家の活用 借家 ・売地の明確化 補助金	・農業関係の誘致 ・AI 栽培(いちご) ・陸上養殖(サーモン、ひらめ)
② 草刈り	・自然がいっぱい ・年2回地区毎に草刈りをしている ・静かで住みやすい	・草刈り 150円/㎡⇒草刈り補助金 ・ドローンで草刈り(ドローンで見てGPS で草刈り) ・竹の有効活用(竹酢をとる)	ラジコンで草刈り
③ 店がない	助けあい(買物)	・チェーン店・空き家の活用 ・ジビエの料理(駅の近くに) ・駅前の再開発 ・ぶどうの直売	・駅前に温泉、スパ (山の木、竹を利用、発電) ・カラオケ ・歓楽街に！！

3年後の夢：

- ・年代・地域を超えた行事→災害に強くなる ・若い世代の参画(会議イベント)
- ・相談ができるカフェスペースを役場の中に設置してほしい→行きやすい役場になってほしい
- ・駅前が歓楽街に ①若い人が働ける→出会いの場→子ども増える ②新しい仕事→農業関係の誘致
- ・人口が増えて人の輪が広がる ・働く会社・工場ができる
- ・柵原鉱山の坑道に核廃棄物の処分を→町の財源確保→住宅の建設をし、若者の定住
- ・亀甲駅に傘をささずに行ける複合ビル(病院・学校・商業施設など)



三保地区（各自治会ごと）

打穴中

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 担い手	- 自治会活動が活発 - サロンで集まって話ができる	- 子どもの見守りをしている（ボランティア） - 消防団が頑張っている - 協力しあって草刈り	- 役員の内容の負担を分散 - 自治会＝大変のイメージを変える（ひらけた自治会へ） - 子育て制度をPRする
② 居場所（子どもが集うことがない）	- 通いの場の継続 - 秋祭りがある - 祭りで3世代交流 - サロンが常会ごとにある	- 裾野を広げて活性化していく - 子ども神輿の復活 - 日頃から子どもたちがコミュニケーションをとれる関係性	- 小中学校と地域が交流（地域からも情報発信していく） - 子どもから高齢者まで、みんな寄れる場所 - 公民館長みたいな人がいたら良いな

打穴下

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 人や地域のつながり	- 小地域ケア会議が充実している - ふれあいサロン - 桃太郎伝説 - 高齢者施設やグランドゴルフ場がある	- 多くの世代が参加できる場づくり - 声かけ、誘いあい - 住民の実態把握が必要	地域にある施設を運動会やグランドゴルフで活用する
② 農業・草刈り	- 狩猟免許がある人がいて心強い - 野菜作りに堪能な人が多い - 農作業を手伝いあう	- 狩猟免許の取得 - 実践のノウハウを広める	- 地元で草刈り機など準備 - 草刈りのお助け隊結成（有料で）
③ 移動手段・交通	- 交通の便はよい - 黄福タクシーの利用		民間企業を圧迫しない範囲で、地区住民の助けあいで乗り合いの仕組みづくり

錦織西

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 担い手不足	- 子ども会や青壮年会が継続中 - 転入者がいる	- 地域おこし協力隊の活用 - 熱意のある人（地域外の人も含む）	公民館活動の復活→地域行事をつくる
② 交通（便利が悪い・交通量多い）	- ローソンや郵便局がある - チェリーバスや有本タクシー - 黄福タクシー - 警察の取り締まり		信号機や横断歩道の整備

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
③農地の管理	・優良農地が多い ・中山間交付金や多面的交付金の継続		・米価の上昇 ・高収益作物への転換 ・農業法人化して大型機械を購入

錦織北・東

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
①担い手	・役員が2年で全員に回るので公平	・役割を丁寧に説明する ・仲良くなれる流れづくり	
②空き家	・移住者が増えている	・空き家情報の発信 ・空き家所有者の把握	・空き家の解体費用の補助 ・宅地の整備 ・空き家の有効活用
③買い物・移動	・院庄まで近い ・バスが通っている ・とくし丸 ・タクシー会社がある	・気軽に助けを求められる	・デマンドタクシー ・黄福タクシーの拡大

3年後の夢：

- ・広域連携 ・Uターン者が増えてほしい ・プラチナタウン ・在宅ワークを増やす
- ・地域の環境を活かした子どもの遊び場作り ・在宅勤務の拠点づくり 働き方を考える
- ・地域で子育てがしやすい環境 ・工業団地 ・若い人が住める場所
- ・三世代が暮らしやすい ・どこの子も家の子 ・農地が売れて心配がなくなる
- ・地域の運動会ができている（三世代交流） ・同窓会の開催（ママさんバレーetc）
- ・広場の周りに歩いた距離が分かるウォーキングコースを作って
- ・温泉の復活→食事ができるところ ・大花火大会（大谷翔平がゲスト）
- ・高齢になっても安心して暮らせる未来（防犯カメラ） ・商業施設（くじみせ復活）



打穴地区（各自治会ごと）

打穴上

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 小・子・高・齢・化	・通いの場 ・小地域ケア会議 ・黄福タクシー ・生活支援サポーター ・緊急マグネット(全戸) ・支えあいマップ ・line を使った安否確認	・line グループ 他の常会もまねしてやってみる ・生活支援サポーターを増やす ・スマホ教室 ・見守り ・通いの場	・今の活動を継続
② 草刈り	・少数精鋭 ・地域の主要道の草を刈っている ・女の人も草刈り ・マップ作成 ・草刈り講習会	・農地計画 ・チャレンジ草刈王の企画	・今の活動を継続 ・外部の人に来て刈ってもらう
③ 鳥獣被害	・電柵 ネット補助 ・狩猟免許(上 1名) ・マップ作成 ・鳥獣害対策講習	・やってみん会の農業部会で免許(罾・鉄砲)の取得	・草刈り鳥獣害あわせたマップ作成

打穴北

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 草刈・農地・鳥獣害	・鳥獣被害勉強会 ・チャレンジ草刈王で草刈文化を盛り上げる ・農地マッピングを各地でやり始めている ・狩猟免許を取得する人 ・草刈講習会で新人さん発掘	・ドローンの活用 ・若手にも頑張ってもらう ・女性隊の草刈り講習会 ・乗用、リモコン草刈り機 ・狩猟する人や草刈りする人のカッコよさを分かってもらい、担い手増加	・中学生高校生に草刈バイト代を払う ・協力してくれる仲間を連れてくる ・草刈応援隊結成(町外からも) ・草刈隊結成 いろんな機械オペレーター
② 小・子・高・齢・化	・ゲートボールを週2回している ・サロンを行っている ・打穴全体で行事や取り組みを助け合っている ・見守り活動に取り組んでいる ・近所の人の顔が見える	・小地域ケア会議 ・交流人口を増やす ・中学生や小学生に「やってみん会」打穴に来てもらう ・出張「やってみん会」in 寺子屋とかそろばんとか ・サロンの継続	・自治会単独は厳しいが「やってみん会」で3世代交流イベント ・多様化国際化 ・子どもの遊び場作り ・子ども対象のイベント講座の開催 ・配食サービス
③ 空き家	・地域おこし協力が会議に参加してくれている ・見守りマップにて空き家の把握 ・家族が帰省し管理	・空き家を活用して居場所 ・空き家バンクの利用 ・相続登記の勉強会	・空き家の居場所を学生との交流拠点に(交流人口増) ・移住者に来てもらう ・日本の田舎体験インバウンド ・空き家宿泊と両山寺修行のコラボ ・空き家DIY道場

打穴里

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 草刈り	・草刈り講習会 ・やってみん会打穴 ・チャレンジ草刈王選手権	・女性の方の参加 OK ・どこの草刈りを誰がしているか ・難しいところはどこか把握して役割分担する	・草刈り隊
② 担い手不足	・前向きな人が多い ・見守り、気になる人の把握が出来ている ・小地域ケア会議がある	・消防団(若い人)とのつながりを持っていく	・若い人に情報を知らせ、考えるきっかけづくり
③ 自治会と常会の関係性	・特別悪い人はいない 一部の人は問題意識も高い ・地域の常会のつながりが強い(維持されている) お参りなど	・自治会と常会合同会議	・家族で地域の情報を共有する

打穴西

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 農地農業草刈り	・女性パワーがすごい！ ・助けあいの精神が高い ・見守る目が素晴らしい ・草刈ボランティア ・草刈講習会	・有償での作業員募集 ・地域で草刈機購入	・社団法人で事業化 ・儲かる農業促進
② 地域行事居場所集い	・地域活動 祭りなど ・パッケージ型通いの場開催 体操交流勉強会 写真など ・見守り活動に取り組んでいる ・サロン活動が盛ん 1回/月 ・生活サポーターが30人いる ・認知症サポーター	・声かけをこまめにする ・各種団体への加入促進 ・連携体制を再構築	・行事を開催 ・地域の空き家で集団生活
③ 生活環境	・登校支援ボラ 7人 毎日歩いている ・若い男性のボラ意識がある	・若い世代の意識の醸成	

3年後の夢：

- ・若い人が増えてほしい ・学生や若い人との交流機会 ・変わらず元気で生きがいを持って
- ・役割があって少し頼られる ・地域の空き家で集団生活をする
- ・いずれ介護保険が使えなくなっても地域でヘルパーをされていた方など人材がたくさんいる
- ・温泉の復活(人を呼ぶ) ・地域のカフェ
- ・気軽に集まって雑談できる(サロン)



大井和地区（各自治会ごと）

大井和西

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 環境保全	・自然がいっぱい ・棚田再生に外から人が来てくれる ・観光客が来る ・地域おこし協力隊 ・滝谷池(草を刈れば良いところ) ・地域のまとまりがよく、作業に協力的	・草刈に人が集まる仕組みづくり ・多面的機能支払い ・中山間の有効活用	・棚田オーナー制度 ・美咲町の顔 棚田復活事業 ・農業者が先生になる取り組み
② 高齢者	・生活支援サポーター ・小地域ケア会議 ・坂手商店(人が集まる) ・馴染みの人と安否確認		
③ 子育て	・みさキッズパーク ・図書館 ・人が温かい ・子育て支援センター	・図書館などの公共施設が9時半くらいから開かないか ・消防団活動の見直し(家族の時間を大切にしたい)	・子どもを9時まで保育園に預けるので、開いている公共施設やお店が増えると良い

大井和東

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 田んぼの管理(草刈り)	・自然豊か ・米や野菜がおいしい ・棚田米最高! ・星がきれい	・有償で農業をする人を呼ぶ ・離農された農機具を譲る ・機械化 ・草刈りに日当を出す	・移住して農業をすると、暮らすことができるお金が出る ・移住促進のため空き家を活用(整備)
② 交通手段	・黄福タクシー ・かめつちバス ・コープ		・黄福タクシーの範囲を広げる(ビッグやイオンと提携) ・タクシー 乗り合わせたり買い物中に待ってもらえる ・地域内で送迎ボランティア ・買い物をみんなで行く
③ 人とのつながりが薄い	・生活支援サポーター ・小地域ケア会議 ・ミニサロンがある ・地域行事を大切にしている ・神社や寺の祭り(護法祭) ・通いの場が週1回開催できている	・サロン(常会ごと)を続ける ・通いの場を続ける	・野菜など食材を持ち寄ってご飯を食べるイベント

和田北・両山寺

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 草刈り	・道づくりを年2回している	・シルバーの方をお願いする ・燃料や資材の補助 ・若い労働力が欲しい	・スパイダーモアが欲しい(行政より) ・草刈りボランティアがいたらいいな ・学生さんに実習としてきてもらう ・農村の団地 ・消防団に要請
② 移動	・黄福タクシー ・巡回バス ・通学バス		・時間の改正や便数の増加 ・乗降場所を増やしてほしい ・乗り合いタクシー ・運転手の育成 ・民間タクシー(有償ボランティア)
③ 人口減少		・古民家カフェ ・移住してもらう ・空き家の活用	・田舎暮らしの体験ツアー ・美しい自然を売りに情報発信し、人を呼び込む

3年後の夢：

- ・人が増えてほしい ・荒廃地がこれ以上増えないように ・通いの場を続けてたい
- ・農業地域を続けたい ・馬で棚田ウォーク、草も食べてもらう ・棚田に映る夕日を眺める
- ・100人のサポーターが来て棚田復活 ・子どもと高齢者が楽しく共に暮らせる地域にしたい。
- ・子供に将来大井和に生まれて良かったと思ってもらいたい。 ・今の環境を守っていききたい。
- ・個々を尊重できる地域 ・子どもが将来住み続けられる地域
- ・祭りが続けていける地域 ・個人の希望に合った支えあいができる地域 ・移動販売
- ・ドローンの活用として(農業用)除草剤をまく
- ・集会場にオンライン診療する(薬などの受取と配送)



＜柵原地域＞

北和気地区

安井

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 草刈り・農地の荒廃	・青壮年部の草刈り隊がある ・多面的、中山間事業	・草刈講習会(女性・若者対象) ・高機能草刈機の購入	・草刈講習会(女性・若者対象) ・補助ロボットの導入
② 買い物・移動	・人安味の配食サービスがある	・買い物難民ツアーの開催	・安井タクシー
③ 少子高齢化	・三世代交流が盛ん ・生活支援サポーター14名 ・一人暮らし高齢者の見守り活動(毎日) ・見守り体制が強い ・ポジティブな考えの人が多い	・見守りロボット	・多くの補助金 ・移住促進と、地域のネットワーク設置 ・若い移住者向けに住居を用意 ・空き家の利用(お店)

宮山

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 人手不足		・空き家を活用 ・小規模多機能自治の促進	・工業団地をつくる ・お試し移住制度(1週間程度)
② 人間関係の希薄化	・秋祭りがある ・支えあいマップ ・ふれあいサロン ・小地域ケア会議 ・とんど祭りや妙見様がある	・コミュニティハウスの活用 ・今している活動の継続 ・話しあいの場をもつ ・宮山全体で旅行・飲み会・勉強会をやっていく	・歴史的な高比野山を活用して、子どもの地域社会教育に役立てる ・若い人の意見を取り入れる
③ 農地問題	・自然が豊か ・日当たりが良い	・農地を活用 ・行政の補助をもっと出してほしい	・集団果樹栽培 ・大型草刈機を買う ・宮山の良さを広報する(SNS、CM) ・建物を建てる

行信・百々・羽仁

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 鳥獣害		・補助金を増額 ・草刈をして荒らさない ・猟友会のメンバーを増やす ・捕獲資材を提供してもらう	・ジビエの活用
② 人とのつながり	・近所付きあいがあり、助け合える ・北和気郷土資料館がある ・ふれあいサロンや小地域ケア会議がある ・小規模多機能自治(ハロウィン・マルシェ)		・みんなが参加しやすいサロンの開催方法 ・喫茶店、カフェ ・地域の良いところをもっとPR(トレッキングコースなど) ・空き家を活用

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
③ 少年 高齢化	・柵原学園ができた ・エイコンパークがある ・各行事に活発に参加できている	・学園の近くに住宅団地を造成する ・婚活の推進(コミュニティ)	・民泊 ・何年か住み続けると定住補助金(50万程)を出してはどうか ・高齢者の声を聴く(考え・想いを知る)

書副

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 人との交流	・地域行事への参加が多い(20～50代) ・青壮年会の活動が積極的 ・地区にまとまりがある ・若者や子どもが多い ・北和気盛り上げたいや老人会が活発	・柵原住宅と地区の交流 ・サロン活動の継続 ・子ども会と老人会の交流	・常会単位での交流 ・地区内のバス旅行の計画
② 草刈り・ 獣害	・自治会の草刈りが年1回ある	・地区全体の防護柵を高くする ・地区の草刈りを年2回にする ・外国人労働者に協力してもらう ・町道の草刈りは役場に依頼	・他の自治会との連携 ・乗用の草刈り機を購入してほしい ・地域全員で草刈り講習会を行う ・草刈り手当 ・チェーンソー講習会
③ 遊び場	・柵原学園ができた ・エイコンパークや図書館に近い ・グランドゴルフ場がある	・柵原学園を開放して遊べるように ・エイコンパークのグランド活用	・エイコンパークまでの坂道を楽しく登れる工夫や遊具を設置してほしい ・エイコンパークを屋外コンサート会場として活用

3年後の夢：

- ・息子の妻→結婚→こどもが生まれる
- ・イベントが北和気地区みんなのものになってほしい
- ・移住者がたくさん来ている
- ・温泉ができていたらいいな
- ・サバイバルゲームをして遊べる
- ・泊まれる所ができたらいいな
- ・清掃などボランティアから有償へ
- ・北和気もりあげ隊定着



南和気地区

松尾・上間

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 少子高齢化	・通いの場 ・助けあう力がある ・サロンがある ・花火が上がる夏祭り ・南和気運動会 ・イルミネーション	・田を住宅造成して住宅地に ・子ども中心の行事、若者向け	・子ども向け体験イベント ・空き家リフォーム体験住まい ・飲食店を作る ・南和気荘をサテライトにし、ドローンで配達
② 交通	・星の里バスがある ・県内どこでも1時間くらいで行ける	・自治会タクシー ・有償ボランティアによる送迎	・黄福タクシーの台数を増やす ・町外も安く使える
③ 道路	・県道は広い	・道幅とガードレール 町道 ・外灯をつける	・中学生もバス通学にする ・旧道の拡張

藤田下・藤田中・藤田上・栗尾

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 少子高齢化	・町営住宅 ・サロンの開催 ・楽しい行事 ・住民のつながり ・独居の方への声かけ ・伝統(お祭り)文化の継承	・南和気荘で婚活イベント ・在宅ワーク ・企業誘致 ・行事委員の見直し	・強力な光通信が必須 ・新婚さんが住みたくなるような素敵な住宅を ・柵原学園を町外へ PR する(寺子屋、保育所、児童館) ・ホームステイ体験(草刈り、行事に参加してもらう)
② 草刈り	・中山間で取り組んでいる草刈り ・美化活動(さつきを植えてある) ・地域住民の共同作業(道づくり)	・お金を払って若い人に草刈りをしてもらう ・除草剤をまく	・自走式の草刈り機を購入する ・ドローンを購入する
③ 移動手段	・信号がない ・COOP ・とくし丸	・買い物ツアー ・移動販売者 ・ウーバーイーツなど	・AIの自動運転、試乗が南和気のできる ・コンビニ出店 ・美作道の開通

吉留・塩気・重藤

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 少子高齢化	・見守りができている ・近所のつながりがある ・柵原学園になって良かった	・空き家を活用して移住者を呼び込む ・拠点整備 ・南和気荘のリニューアル ・サロン活動の継続、整備	・町営住宅を改修する(トイレ) ・美咲町発信能力を向上 ・企業の住宅整備
② 草刈り、環境整備	・多面的機能、中山間地活動 ・みんなで協力で来ている ・草刈り機をみんな使う	・制度の継続 ・中山間事業の充実 ・シルバー人材センターの活用	・共同で常用草刈り機、ラジコン草刈り機を購入 ・企業のお力を借りる(草刈りなど)

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
③ 地域の魅力	・行事を(人)たやさず、続けている ・地域住民の協力がある ・月に1回、常会がある ・活動拠点、南和気荘がある ・企業が多い ・ゴルフ場		・南和気荘をPRして魅力発信 ・南和気荘を民間と協力して運営する(稼げる施設にする) ・東部地区の復活 ・現在の企業の継続と誘致

惣田・休石

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 草刈り	・自然が豊か ・星空がきれい	・草刈隊に頼む ・収穫などを組み込んでみる ・刈った草の有効活用	・草刈体験ツアーをやってみる ・ヤギを使って製品づくり ・キャンプ場、グランピング
② 少子高齢化	・近所同士のコミュニケーション ・活用できる空き家がある ・イベントが多い ・働く場所がある ・人間性	・空き家を社宅にする ・移住者を呼び込む ・荒れ地を利用して野菜作り(子どもたちと交流)	・空き家を活用したカフェ ・宿泊施設、民泊 ・お試し移住
③ 買い物・移動	・南和気荘 ・パン屋さん ・地域の産業に力を入れている	・移動販売を頼む ・家電品の修理、販売 ・ネット通販	・のりあい買い物ツアー

3年後の夢：

- ・町営住宅が改善され、安く入居でき、子どもたちの声がたくさん聞こえる
- ・通学路が整備されて柵原学園へ子どもたちが転入してくる
- ・若者が増えてほしい→サロンにも参加して欲しい
- ・健康でいる ・町外に出た人が戻ってきてほしい
- ・将来の子どものためにできることをする ・コンビニエンスストアがある
- ・南和気荘がリニューアルされてきれいになっている ・町営住宅の水洗化
- ・宅地造成整備し、若い世代が増える ・企業が増える(誘致)
- ・空飛ぶ車の発着点となりグラウンドが整備される ・南和気地区の秋まつりをしている
- ・ジビエセンター(加工販売所) ・大型スーパーなど ・高校誘致



吉岡地区

八神・塚角

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 少子・高齢化	・三世代交流 ・通いの場 ・サロン ・デイサービス	・緊急通報装置の設置 ・見守りロボット	・企業誘致で若年者定住 ・高齢者向けアパート ・イオン(映画館付き)誘致 ・パワースポットとして八神十二社神社 PR
② 草刈り	・中山間事業多面の活用	・乗用ラジコン草刈り機 ・バイトを支払う	・女性・若者向けの草刈講習会 ・草刈り機のレンタル ・中高生のバイト ・氷河期世代・ひきこもりなど眠っている人材の活用 ・山羊を飼う
③ 農業		・若い専業農家に補助金を出す ・体験会を開催し、農業に興味を持ってもらう	・建設会社に農業支援所を設置 ・果樹(イチゴ)栽培の企業誘致 ・農業体験をしてもらう ・陸上養殖企業誘致

大戸下

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 人口減少・人づきあいが少ない	・隣に気兼ねしない ・サークル ・サロン	・移住者の募集をする ・企業誘致	・20～40歳の移住者に町から20年間で100万円支給 ・空き家活用(カフェ・飲み屋)
② 交通	・車があれば周辺市町へのアクセスが良い ・黄福タクシー ・田口医院 ・本山寺がある	・町営バスを走らせる	・町営バス
③ 買い物・外食の場がない	・近くにコンビニ(県下一の売り上げ)がある ・金融機関(JA・郵便局)がある ・野菜畑があり安く手に入る	・買い物ツアー	・コストコ・ザグザグ誘致

大戸上・定宗

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 鳥獣害	・動物園に行かなくても良い ・ジビエ ・猟友会	・行政が防護柵をはる ・経済的支援 ・猟友会と行政が連携 ・猟友会会員を増やす	・囲い(フェンス)を作る ・観光客を増やす(人が増えると動物が逃げる)
② 草刈り・耕作放棄地	・自然がきれい ・皆、草刈りが上手	・担い手を増やす、育てる ・機械化に対する補助金 ・県道は県がもっと草刈りを、町道は町が支援を行う	・大きな草刈り機(ルンバのように石をよけてくれる)
③ 交通手段	・生協(宅配) ・コンビニ		・本山寺のイベント増加で観光客を増やす(交通の便が増える)

周佐

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① なり手不足	・学校が近い ・吉岡まつり	・役職の数を減らす ・協力的な人を増やす ・役割を知ってもらう	・企業誘致
② 土地の管理	・河川敷の草刈りを続けている	・分譲地を作る	・ドラッグストアを建てる ・ラジコン草刈り機 ・おしゃれな町営住宅を建てる ・コストコ誘致
③ サロンの悩み	・月1回開催を継続	・送迎 ・バリアフリー付の公会堂	・避難場所にもなるように公会堂をきれいにする

連石・延坂・栗子

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 農地や道路の管理	・連石お助け隊 ・広域農道 ・道路整備が行えている ・草刈りに各家参加 ・環境(景色)	・補助金の増額 ・お助け隊メンバー募集	
② 鳥獣害	・柵、罾	・補助金 ・若いハンター募集	
③ 少子高齢化・担い手不足	・ぶどう園(連石台地)がある ・祭りに全員参加 ・人間関係が良い ・人と人とのつながりがあり地域内で助け合える	・ぶどう園の維持	

3年後の夢：

- ・若者が集まる塚角・八神 ・パワースポットをPR (八神十二社神社)
- ・宝くじ売場を建てる、縁結びSNS PR ・100歳まで元気である
- ・若い人がたくさん来て、子どもが地域で多く遊んでいる→公園を作る
- ・宝くじを当ててゴルフの練習場を作る ・美咲町から大谷翔平のような有名人が育つ
- ・3年後も現状維持(健康) ・伝統行事の継続
- ・体育館で養殖をしたらよい(魚ブリ) ・日常生活で子供の声が聞こえる
- ・近所でみんな仲良く声かけあえる ・本山寺、鉾山のツアー＝観光客が増える
- ・柵原住宅をリノベーションする(エレベーターをつける)
- ・おしゃれな町営住宅 ・コメダ珈琲をつくる(集いの場) ・公会堂を建て替え



本庁地区（各自治会ごと）

藤原

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① つながり	・配食ボランティア ・青ノハ活動 ・災害に対する意識が高い ・定期的にモーニングカフェを開催	・集まる機会を増やす ・自治会や常会で花見や小旅行の再開 ・夏祭りを継続	・野球クラブや芸能祭などイベントを増やす ・多世代交流の場 ・決まった時間に電話をかけあつて安否確認
② 環境	・みんなで草刈り ・坑道農業 ・病院や施設が近くにある ・廃品回収が年2回ある	・空き家など、地域内のチェック ・道のくぼみ整備 ・急な坂道へ手すり設置	・行事のコラボレーション
③ 買い物移動	・とくし丸 ・生協 ・スーパーひとみの移動販売 ・黄福タクシー	・移動販売の頻度を増やす ・買い物ツアー ・やさしい畑の食品が充実してほしい	・黄福タクシーの拡充 ・複合施設をつくる(病院や店) ・無人店舗でフードバンクのような活動ができないか

吉ヶ原

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 担い手不足 少子高齢化	・工場企業が多い ・高齢者施設や病院がある	・企業が積極的に求人をする ・補助を活用して遊具を設置	・求人情報の広報 ・行事のPR ・ヤギを飼って草を食べてもらう ・トロッコ列車を引いてもらう
② 空き家	・空き家バンク ・みいちゃんの家	・らん(元たまごかけごはんの店)やカフェを町営で ・民泊施設	・農業従事者を呼び込む ・使われていない町営住宅を分譲地にする ・鉄道管理をする人に空き家を利用してもらう
③ 防災・災害	・消防署や交番がある ・災害に強いまちづくりを強化している	・自主防災活動を地区のみんなで取り組む	

久木・高城

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 地域の人材	・子どもから大人まで参加する運動会ができています	・世帯や世代を超えたつながり ・婦人会や子ども会の継続 ・働く世代との交流	・自分の両隣からコミュニケーションをとる(近助) ・顔の見える関係づくり
② 少子高齢化	・通いの場が活発 ・行事が多くて楽しい ・公共施設がある	・若い人の意見を聞く ・働く場所を増やす	・高齢者が気軽に集まれる場 ・コミュニティ設備の整備

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
③ 地域コミュニティ	・小地域ケア会議 ・本庁地区全体で敬老会を行うなど、交流がある ・通いの場 ・見守りがある		

3年後の夢：

- ・無人店舗の出店(地区で管理して)※防犯カメラなどを設置
- ・高岩などを利用したロッククライミング施設を作り町内外から人を呼び込む
- ・争い事の起きない、近所同士仲良く手を取りあい明るい生活環境を作る
- ・みんなでできるスポーツ(集い)があり、にぎやかになったらいいな
- ・カフェ、飲食店が欲しい(人が集まる場所)
- ・秋祭りを続けて欲しい
- ・乗りやすい乗り合いバスの運行(亀甲)
- ・子ども会の復活
- ・タクシーを使いやすく(家族の代わりになるぐらい利用しやすい)
- ・いつでも誰かがいる居場所
- ・若い友達が欲しい(SNS)
- ・ネットに精通した人がいて欲しい



飯岡地区（各自治会ごと）

飯岡下

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 地域交	・月の輪まつり ・月の輪プラザ ・月の輪古墳	・新規事業 ・新規業種の開拓	・月の輪プラザの民間活用 ・釜の上古墳の発掘 ・クラウドファンディング ・投資と熱意
② 公共インフラ	・黄福タクシー ・みさきネット ・美岡道(予定)	・黄福タクシーの生活圏域(町外)への充実 ・みさきネット	・美岡道建設に合わせてICに道の駅 ・みさきネットの充実
③ 少子高齢化	・小地域ケア会議 ・移住の促進	・移住者(人を増やす) ・小規模な農地のついた空き家	・ほどよい農地 ・空き家の活用 ・美岡道住宅整備(分譲)

飯岡上

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 農業 草刈り	・共同作業道作り・水路掃除 ・大型機械を持っている人がいる ・草刈りの日雇い業務の募集	・農業集団作り ・銃猟免許をとる ・リモコンの草刈り機材や大型草刈り機など活用できれば楽になるのでは	・狩猟免許(まずは役場職員から) ・ドローン除草剤の散布 ・ヤギや鹿を飼うところを作る
② 高齢者	・通いの場 ・月1いきいきサロン ・3B体操 ・買い物の便利が良い ・グランドゴルフ ・小地域ケア会議	・定期訪問 ・現在の活動の継続	・美咲町介護保険料の減額 ・介護サービスの事業所を増やす(待機を減らす) ・民間の清掃サービス
③ 若者	・子ども会メンバーが頑張っている ・月の輪祭りに子ども会参加 ・消防団の活動	・美岡道開通に向け分譲住宅	・婚活(イニシアチブ)出会い・企画 ・若者が働ける場所 ・地域活性化に若い人の知恵を寄せる⇒町や地域が活性化する ・若者がイベント企画(多くの人が参加)

王子

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 環境整備 草刈りなど	・自治会の役員で町道の草刈りを行っている ・岡山アダプト事業 年2回実施している(堤防) ・土地を借りている人が刈ってくれる	・地区で乗用草刈り機を購入する ・法面に防草シートをはる ・リモコン草刈り機を県に依頼しわせてもらう	・王子草刈り隊を作成 ・女性草刈り隊をつくる

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
② 困窮 ペットの	・犬のふん対応を飼い主に注意喚起している	・看板を立てる	・無責任なエサやりをしないように啓発する
③ イベントが 少ない	・2年に1回の敬老会 ・友愛訪問をかねて80歳以上の家庭訪問 ・老人会の花見(年1回) ・サロン	・コミュニティを解放して寄っていつでも話し合えると良い ・団地の方にもサロンの声掛けする ・子どものイベントをする	・実行委員会を立ち上げて王子夏祭りをする ・コミュニティハウスを活用する

高下

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 水害	・内水ポンプが整備されている ・奥コミュニティを見学する避難訓練ができた ・民生委員さんが活躍してくれている	・38家庭 98人のきずな ・民生委員が素晴らしい ・小地域ケア会議を開催	・個別避難計画 ・避難訓練(奥地区合同)
② 担い手不足	・消防団の協力 ・上の世代が応援してくれる体制や理解 ・現在は耕作放棄地が無く、逆に農業が盛ん ・若いお母さんたちのチームワークと行動力はすごい	・小地域ケア会議(年4回) ・小規模多機能自治に若いお母さんが参加	・野菜売り場を作りたい ・高下全体での助けあい ・飯岡4地区で競い合う集える収穫祭 ・若い人が楽しめるイベント
③ 空き家	・役場との協力(空き家バンク) ・今のところ連絡先が分かる	・便利な場所をPR ・移住者が新築中(移住・定住)	・カフェ ・世代を越えて集まれるスペース作り

3年後の夢：

- ・子どもが増えているといいな
- ・皆が集まれるようなお店があれば良い
- ・ゴミ袋などコミュニティを開放して買える場をつくる
- ・コンビニエンスストアにゴミ袋を置いてもらう
- ・世代を越えて集まれるスペース作り
- ・交流できるイベント企画、実施
- ・飯岡ブランドの野菜作り、販売
- ・テレビで飯岡地区を知ってもらう
- ・子どもの声が聞こえる地域
- ・新コミュニティセンターでの交流活性化
- ・インターを前提に柵原に企業誘致



<旭地域>

倭文西地区（各自治会ごと）

小谷

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 草刈り・農地	・主要道路の年1～2回の草刈り ・隣の人が草も刈ってくれる ・倭文西レシピ集	・草刈りにお金を出す ・草刈りの機械化 ・レシピ集活用、誰でも料理できるように	・中学生、高校生、大学生の草刈りバイト ・草刈りと引き換えに町の自治会と協定を結んで農作物を出す
② 少子高齢化	・若者、子どもと地域の交流 ・近隣の事をよく気にしてくれる ・サロンを続ける ・小地域ケア会議12年間継続 ・黄旗運動 ・サポーター12人登録	・スマートフォン全員使える ・eスポーツでつながる ・子ども7人がいる	・Uターンしてもらう人を増やす（例：子育てしやすい環境） ・美作大学の無料の寮をつくる ・移住者を増やす ・人工衛星を使った通信整備
③ 鳥獣害	・猟師がいる	・狩猟免許をとる	・“高額”補助金を出してほしい ・シベリアンハスキーを飼ってイノシシの肉を餌に

川北

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 災害	・自治会活動 ・協力的 ・地域のまとまり ・近所のつながり ・防災訓練	・道路の整備（避難路の確保） ・孤立した時の対応	・道路の整備（避難路の確保） ・孤立した時の対応 ・防災訓練の充実
② 交通	・大崎商店さんが庭まで来てくれる ・生協の配達 ・生活支援サポーター	・タクシー・バスを活用するための支援（黄福タクシーの継続） ・町外移動の際の充実 ・移動販売の継続 ・みさきネットで注文→配達 ・サポーターによる配食→必要な日用品なども届ける	・サポーターを活用した配達などの仕組み作り ・困り事への対応→曜日を決めて取り組むなど
③ 草刈り	・自治会で草刈りをしている（年1回）	・シルバー人材センターの活用 ⇒行政の支援無くしては難しい（人 or お金）	・ボランティアの活用

南

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 担い手不足	・消防団を活用 ・学校が新しくなった	・交流人口の増加 ・高校生や大学生との交流 ・若い人に地域行事に参加してもらい仲間を増やす	・草刈り隊を作る ・草刈り選手権を開催 ・ふるさと納税の活用
② 鳥獣害	・電柵や防護柵の設置	・狩猟免許の取得促進 ・防護柵の補助金の活用	・ドローンの活用
③ 移動	・黄福タクシー	・黄福タクシーなど移動手段の周知	・乗合いタクシー ・通信販売支援 ・自動運転

北

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 独居(特に男性)	・見回りをしている ・コロバン体操 ・地域行事 ・黄旗運動 ・まちづくり協議会	・小地域ケア会議 ・黄旗運動継続 ・コロバン体操(居場所) ・配食サービス+見守り ・避難行動の個別計画実施	・年寄りの集合住宅⇒保育園のそばにつくる ・オンライン診療
② 買い物不便	・コープ生協 ・大崎商店 ・福井鮮魚店 ・とくし丸が月曜日に来ている ・黄福タクシー ・生活支援サポーター多数	・民間業者の移動販売 ・配食サービス ・黄福タクシー	・子どもが利用する交通機関(タクシー、バスなど)無料 ・ドローンを使って公民館など拠点まで運び、サポーターが配送 ・見守りセンサー ・ネットで買い物ができる拠点づくり
③ 鳥獣被害	・自然は豊富 ・電柵の補助金 ・得意を持つ人材	・狩猟免許の助成 ・猟師を増やす	

里

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 鳥獣害	・人が良い	・狩猟免許みんなでとろう	・町職員で銃所有してほしい ・免許とるのに補助もらいたい ・ジビエの活用
② 生活環境	・自然豊か ・できる範囲で草刈りをしている ・三世代交流(公民館周りの清掃、草刈り)		・外の人に草刈りを手伝ってもらう ・草刈りのレクチャー ・草刈りツアー
③ 独居	・ふれあいサロン ・小地域ケア会議 ・近所の人を気にかけたい ・年寄のまとまりがある	・安心マグネット 全世帯 ・緊急通報装置の普及周知	・ドローンで薬を届けてもらう ・見守り機器の使い方講習会 ・外に出て緊急通報装置が機能する仕組み(例:スマートウォッチ)

3年後の夢：

- ・公民館にネットをひき、そこで高齢者がネットで買物できるようにコンシェルジュを派遣
- ・集団住宅をつくり、みんなが楽しく暮らせるように
- ・災害が少ないのでそれはPRして人を増やす ・遊ぶ場所をつくり、子どもを増やす(Ｕターン)
- ・今、色々な活動を頑張っているの、3年後も継続していきたい。
- ・もし人口が減って草刈りが難しくなったらロボットを導入して刈ってもら
- ・草と獣に追われない生活 ・自分が健康である ・ゆっくりスポーツがしたい
- ・自由気ままにしたい ・病気にならない



生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 交通	・黄福タクシー	・生活圏(真庭・津山方面)への移動手段 ・黄福タクシー充実 ・みんなで乗り合わせて買物ツアー	
② 高齢化	・老人会や自治会へ積極的に参加 ・通いの場 週2回(グランドゴルフ、体操) ・愛育委員さんがよく訪問してくれる ・一人暮らしでも、ずっと栃原にいたいと思える地域 ・年末のそば打ちをしている(くさぎなそば)	・小地域ケア会議で相談する ・みんなLINEでつながる ・珉和全体で火災報知器購入、設置する際に全戸訪問していく	・LINE講習会の企画
③ 生活環境	・自然、町並みがきれい		

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 鳥獣害	・狩猟したものを捌ける人がある ・里山の自然	・わな鉄砲、防護柵設置の仕方などの講習を受ける(アドバイザーがある) ・ジビエ料理	・旭の総合拠点の活用
② 人手不足	・農地保全共同活動 ・三ノ宮のお祭り ・通いの場を頑張っている ・老人クラブでの交流を活発に、活動を頑張っている	・活動できる人の組織化 ・通いの場 ・外部人材を入れるための宿泊施設	・旭の総合拠点の活用
③ 買い物交通		・黄福タクシー	・地域巡回バス

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 高齢化	・地域の活動への参加 ・高齢の人が元気で地域をリードしている ・老人クラブの活動	・地域の魅力をつくる ・空き家を活用して若い人を呼ぶ ・地元のいいところを学ぶ機会をつくる	・旭学園とつながる ・SNSなどで発信する
② 医療	・サロンの活動(コロボン体操など) ・草刈りがフレイル予防になる! ・ウォーキングで健康づくりをしている人が多い	・西川診療所の充実	・町営の病院を充実させる ・道路の整備が必要 ・オンライン診療 ・ドローンで薬を運ぶ
③ 買い物交通	・生協配達 ・何でもネットで買い物ができる	・黄福タクシー ・移動販売の充実	・移動販売への支援 ・買い物ツアー ・無人コンビニ

上口

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 道路管理	・自然が豊か ・風景が美しい	・自宅周りの溝の落ち葉などは取り除く作業をしよう ・木が倒れて道が通過できない時は役場に相談 ・行政に支援してほしい、個人で解決は無理	・キャンプ場
② 鳥獣害	・上等なお米が作れる ・梨、ぶどう最高！ ・高低差があるから果物おいしい	・行政に支援してほしい、個人で解決は無理 ・サルなど情報交換が大事な	・キャンプ場
③ 高齢化（病院・草刈り）	・通いの場 楽笑会 ・民生委員が頑張っている ・困ったときすぐ相談できる人間関係	・働く場所がほしい ・年1回の健康診断、人間ドッグ ・農作業中の間に体操をしましょう（例：ラジオ体操）	・高齢者のシェアハウス ・雇用が増える

小山

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 交通	・乗り合わせてグランドゴルフへ ・コープをほぼみんな利用 ・通院の乗り合わせ	・凍結時、役場が塩をまく、持ってきてもらう ・買い物ツアー	・交通の勉強会（白タク） ・ドローンの活用 ・塩まき機の増台
② 人材・担い手	・グランドゴルフ ・寝たきりの人は少ない ・人の名前をちゃん付けで呼べる関係 ・お年寄りが元気 ・ふれあいサロン	・地元に残るような支援策 ・草刈りボランティア ・除草剤の散布	・草刈りの委託 ・自動草刈り機
③ 害獣	・防護柵 ・町外の猟師が来られている	・防護柵 ・ハンターの育成	・狩猟大会 ・ジビエ工場 ・買い取りUP

3年後の夢：

- ・今暮らしている人が元気でいて欲しい・人が増えたらいいなあ
- ・一人暮らしが増えても、ひとりぼっちをつくらない！
- ・みんなで会食（みんなで作って、みんなで食べる）をしてみたい！
- ・通いの場 来年から楽しいことを増やしたい
- ・ドローンでの運搬 ・若い人たちが草刈りをしてくれる（知恵と技術を伝える）
- ・地域限定シルバー人材・若者を呼ぶ体制をつくる・みんなで笑って仲良く
- ・キャンプ場、高齢者のシェアハウスできたらいいな



江与味地区

江与味

生活課題	社会資源	解決策・支援策	これからの地域に必要な取り組み
① 草刈り・道づくり	・地域で定期的な草刈り ・蛭が生息できる環境がある ・山林資源がたくさんある(植林の整備)	・常会をまたいでの草刈り ・女性、中高生向け草刈り講習会と補助金 ・共用草刈りロボットの導入	・道路などの草刈り部隊の選出 ・動物の活用(ヤギ・牛) ・乗用、ラジコン草刈り機
② 空き家	・若い世代の方や外国の方が移住している(江与味製材所が頑張っている) ・空き家を活用しようとしている	・空き家を地域で借りる ・建築技術の継承に活用 ・従業員の借家として活用	・地域の魅力の発信でIターン、Uターンを積極的に ・空き家マップの作成、併設の畑など情報の一元化、データー化 ・企業誘致、ベッタウンにする
③ 交通	・黄福タクシー ・国道 429 が通っている ・県南(岡山、倉敷)に行きやすい	・ネット通販できるように現在スマホ教室を開催している。 ・乗合タクシーやバスで週1回の買い物ツアー ・国道 429 の早期開通、バイパス整備	・地域タクシーの導入(ボランティア) ・地元の人が移動販売 ・お店、複合施設を!

3年後の夢：

- ・人口が増えてほしい(特にUターン)
- ・ふれあい会館を拠点にした地域づくり→建て替えて機能的に
- ・補助金以外での江与味のお金を稼ぐ→江与味製材があるので活かしたい
- ・自然の管理を機械化する(リモコン一つで)
- ・江与味に帰ってくる子どもを育てる→帰ってこれる土地も作る
- ・トンネル開通
- ・複合施設オープン(コンビニエンスストアも)
- ・就労者のIターン増加
- ・地域の困りごとの解決を事業化
- ・国道 429 号を早期開通
- ・江与味に立ち寄ってもらえる施設(温泉・キャンプ場・サウナ)→地域みんなで
- ・自然を活用する(雲海・旭川・松尾・長岬)
- ・若者定住



西川地区（各自治会ごと）令和6年 ミニ座談会

通谷

地域の良いところ	地域の困りごと	これからの地域に必要な取り組み
【見守り】 ・道路沿いに家が分布しており見守りがしやすい。 【買い物】 ・親族などの支援がある方が多い。 ・移動販売 【地域交流】 ・老人会(年4～5回)開催	【地域交流】 ・老人会・サロンの参加者の減少。 ・60代の参加者が少ない。 【買い物】 ・町内の商店が減少。 ・みち停の閉店時間が早い(16時)。	・コンビニやコインランドリー・精米機の設置 ・町内の無料移動手段 ・みち停の閉店時間変更

西川

地域の良いところ	地域の困りごと	これからの地域に必要な取り組み
(花火大会開催・キャンプ(・草刈り(年2回)実施【行事・イベント】 ・花火大会、キャンドルナイト、草刈り(年2回) ・キャンドルナイトは高校生が継承 【地域交流】 通いの場 ・徒歩圏内で開催 ・80代、90代の参加者が多い。 ・旭学園の生徒と交流できている。 サロンの継続 グラウンドゴルフ	【担い手不足】 ・50代後半の積極的な参加がない。 ・花植えがなくなった ・地域で集まろうという声がなくなった。 ・若い人が帰ってこない。 【買い物】 コンビニのように時間にとらわれない 買い物の場所がない 【地域交流】 ・老人クラブ・サロン・通いの場のメンバーが同じ ・一人暮らし男性にも参加してほしい。	・サロンの毎週開催 ・サロンと通いの場の合併 ・一人暮らし男性が参加できる取り組みの実施 ・職員にも地域に出てきてもらいたい。

清築ひまわりの会(西川上)

地域の良いところ	地域の困りごと	これからの地域に必要な取り組み
【地域行事・交流】 ・地域行事が盛ん、協力的(年2回草刈り、とんど、納涼祭、そうめん流し、手打ちうどん、お飾りづくり、ハンドベル、キャンドルナイトなど) ・老人会活動(男性:料理、女性:手芸) 【健康づくり】 ・コロナ体操の継続 【防災】 ・防災訓練の実施(炊き出しや情報共有)	【鳥獣害】 ・サル、カラス、いのしし被害 【移動問題】 ・黄福タクシー継続への不安	・地域行事の継続の方法を検討すること

西

地域の良いところ	地域の困りごと	これからの地域に必要な取り組み
【人財・地域のつながり】 ・地元に戻ってくる人がいる ・地域に子どもを見守ってくれる人がいる ・小学生がいる多世代の家庭がある 【地域行事】 ・子ども会と老人会でのクリスマス会、とんど、秋祭り、夏祭り、花見 【空き家】 ・災害時などに活用できる空き家がある 【生活環境】 ・西川地区に商店がある ・生協が来てくれる	【道路・移動のこと】 ・道(国道429)が完成しない ・車がないと移動に困る ・一人で買い物に出るのが億劫 【鳥獣害】 ・サル、イノシシ、ハクビシン ・野菜や果物を食べられる 【空き家】 ・空き家はあっても登記の問題で活用できない 【担い手不足】 ・人口が減る一方 ・地元に戻ってくる人が少ない ・シルバー人材の減少 【子ども】 ・休日の子どもの居場所がない	・道路環境整備など地域外からの協力が必要不可欠 ・シルバー以外にも協力してくれる人を作る ・若い人を増やしたい ・地域行事の継続 ・食事を通じたつながりづくり ・公民館の活用で交流を増やす

②アンケート調査などの結果

美咲町社協では、第3期活動計画策定にあたり、美咲町社会福祉大会、乳幼児健診、ふれあいサロン団体、小地域ケア会議、生活福祉資金貸付利用者、介護保険事業利用者及びご家族、シーズンボランティア体験参加の生徒など幅広い年齢層を対象にアンケートを実施しました。

その結果をもとに課題を抽出し、計画に反映させています。

◆回収状況・回収率

	住民調査	小地域ケア調査	生活福祉資金貸付利用者調査	ふれあいサロン調査
回収数	533件/573件	378件/405件	17件/64件	89件/120件
回収率	93.0%	93.3%	26.6%	74.2%

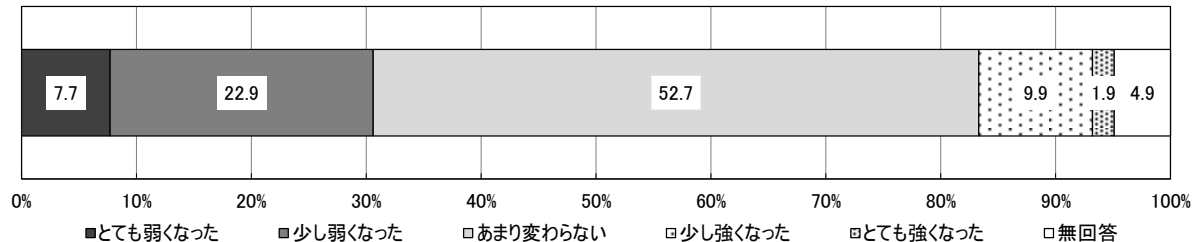
	シーズンボランティア調査	理事会・評議員・監事調査	介護保険事業通所調査	特養調査
回収数	26件/54件	27件/29件	152件/180件	23件/26件
回収率	46.3%	93.1%	84.4%	88.4%

	訪問介護事業所調査	居宅介護支援事業所調査	地域包括支援センター介護予防ケアマネジメント調査
回収数	64件/64件	147件/230件	80件/140件
回収率	100%	63.9%	57.1%

【住民調査】

- ◆あなたの地域での住民同士のつながりについて、最近5年間で変化があったと思いますか
「あまり変わらない」が半数以上を占めています。

(SA) n=533



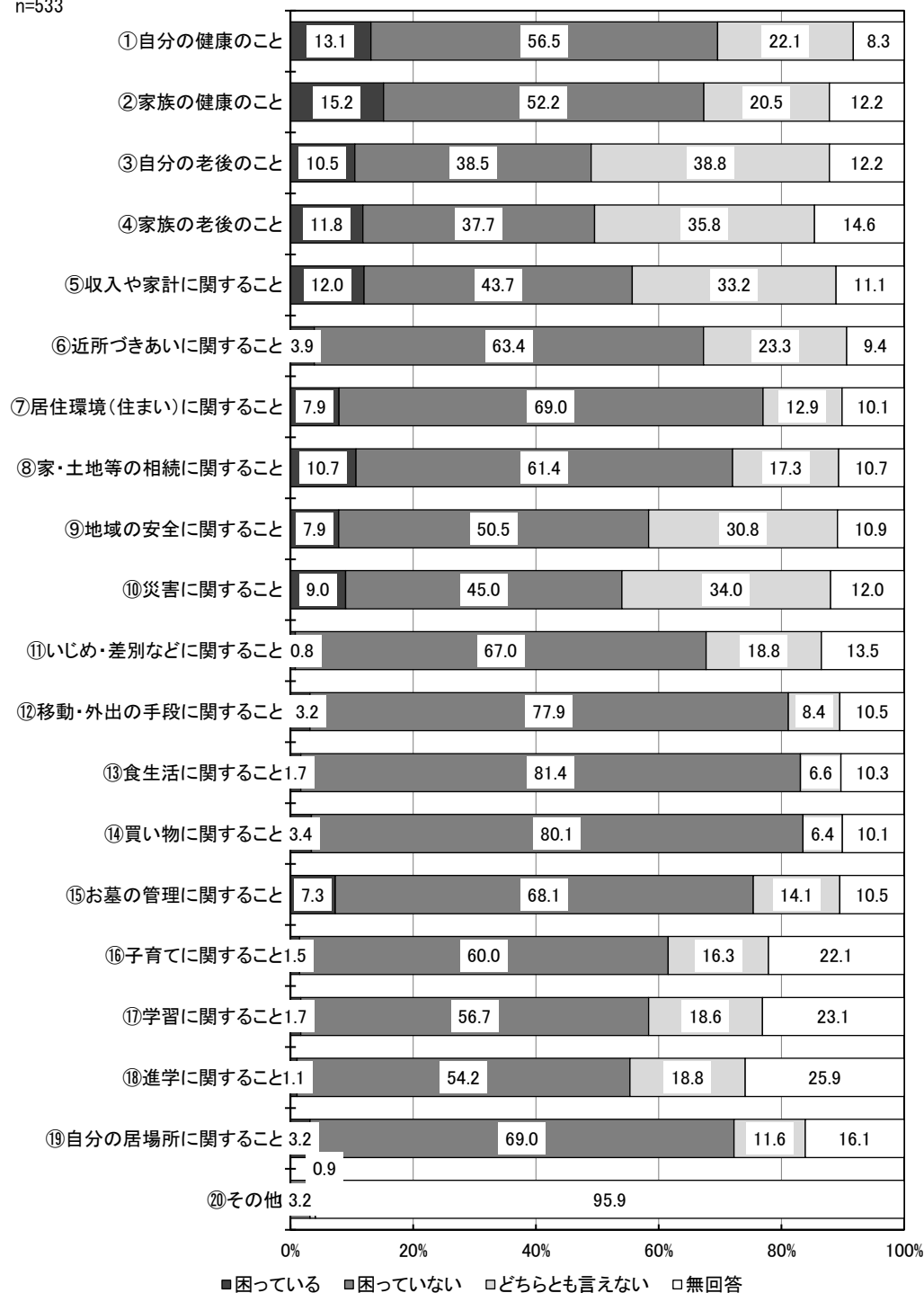
- ◆住民同士のつながりについて、最近5年間で変化があったと回答した人におけるその理由

理 由
小さい困りごとにも相談しやすくなった気がする
社協の協力があり、小地域ケア会議を開けるようになり、避難行動要支援者登録にも努力し、マップ作りから大きな成果が見えた。今後ともつながっていければと思う
地域でのイベントなどの活動がコロナ明けより増加した。草刈り、ホタル祭り、夜祭り、収穫祭などを例年行っている。参加者が増えたのが良い。コロナ中はもちつきを行い、全戸へ配布を行った
住み良いまちづくりについて、防災訓練など地域で参加する行事が増えたように思う
近所の人たちが子どもに話しかけてくれたり一緒に遊んだりしてくれた
コロナが明けて地域の祭りやラジオ体操など子どもも参加できることが増え、皆に知ってもらい声をかけてもらうことが増えた為
コロナ禍で十分できていないが、サロンの会を通して人と人とのつながりができた
小地域ケア会議を開けることになった(マップ作りから避難行動要支援登録者の申請ができたので)
小地域ケア会議が開催されはじめたから。民生委員との連携が良くなったと思う
地域の会議で子育て世代や女性が声を上げやすくなった。発言の機会が少し増えた
コロナ禍を経て外出するのが億劫になったと言われる
地域の課題などについて住民同士で話をする機会が多くなった
地域の人数減少と高齢化で行事が少なくなった上簡素化し、交流が少なくなった
コロナ禍の影響で集まることが少なくなったので、情報が入りにくくなった

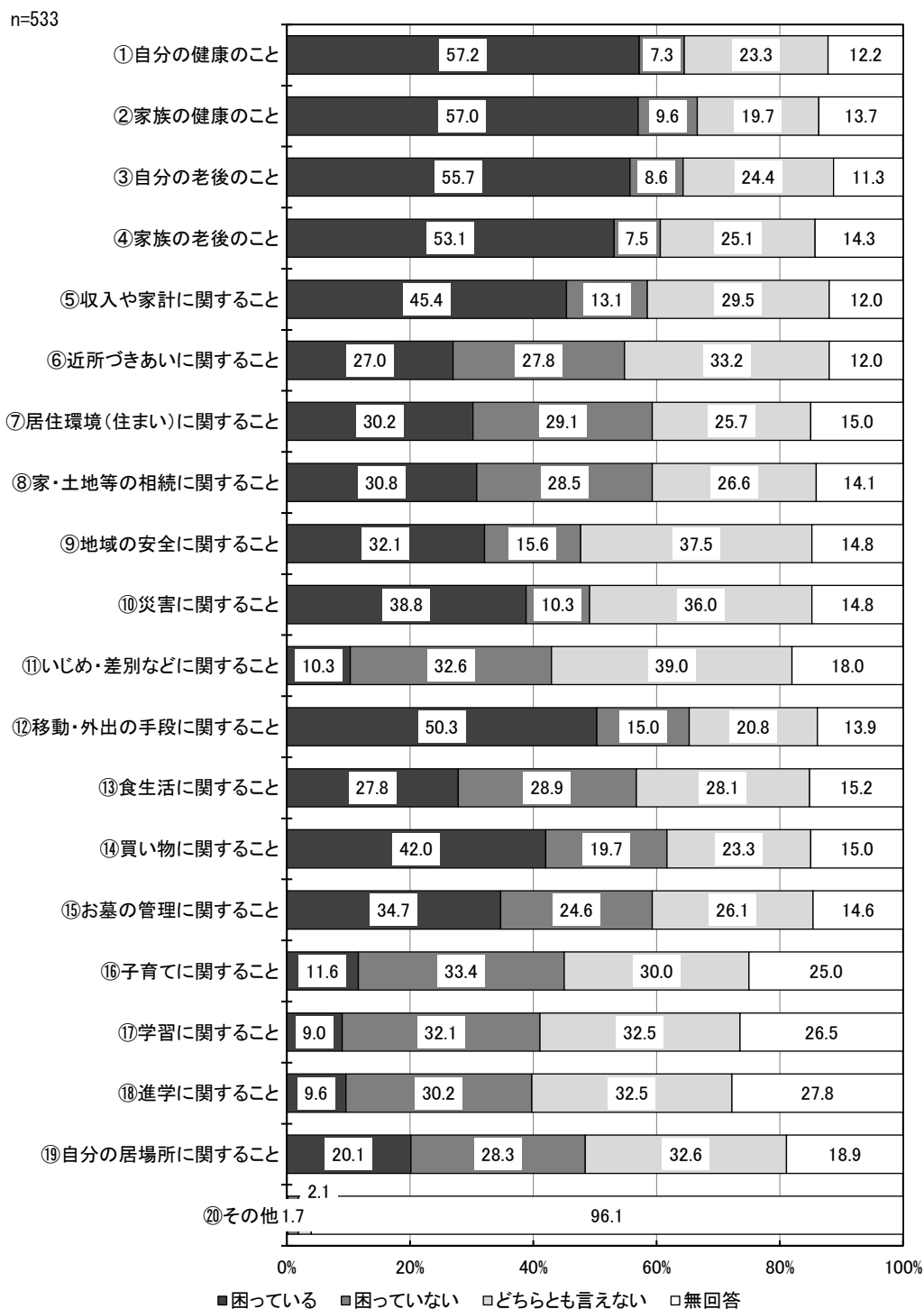
◆あなたの生活に関することについて、お答えください

現在困っていることでは、「②家族の健康のこと」「①自分の健康のこと」「⑤収入や家計に関すること」の順に割合が高くなっています。

n=533



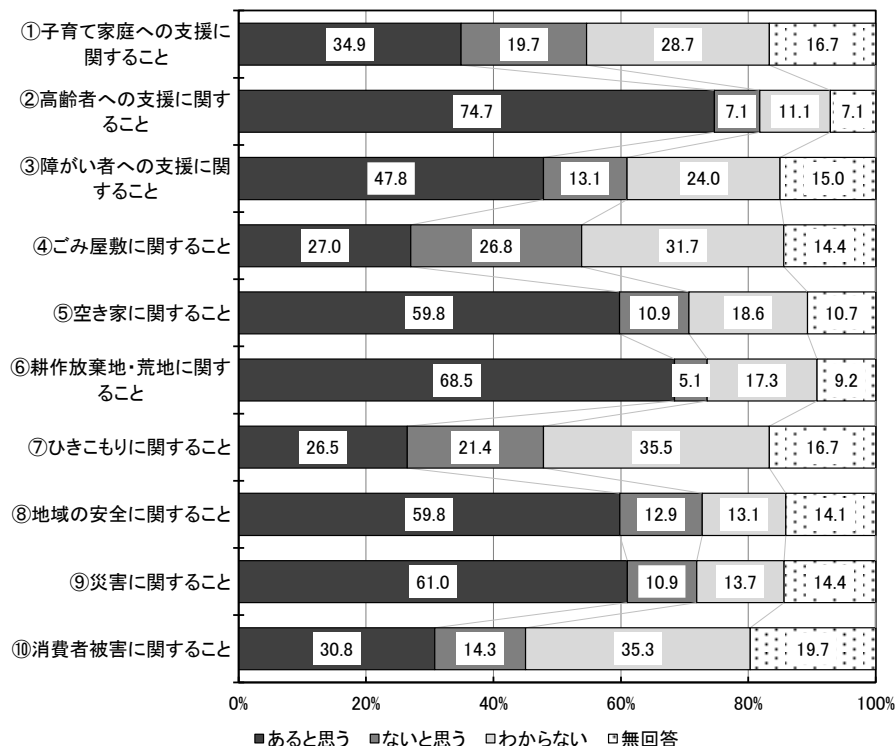
将来困ることでは、「①自分の健康のこと」「②家族の健康のこと」「③自分の老後のこと」の順に割合が高くなっています。



◆あなたの地区に次のような課題があると思いますか

あると思うでは、「②高齢者への支援に関すること」「⑥耕作放棄地・荒地に関すること」「⑨災害に関すること」の順に割合が高くなっています。

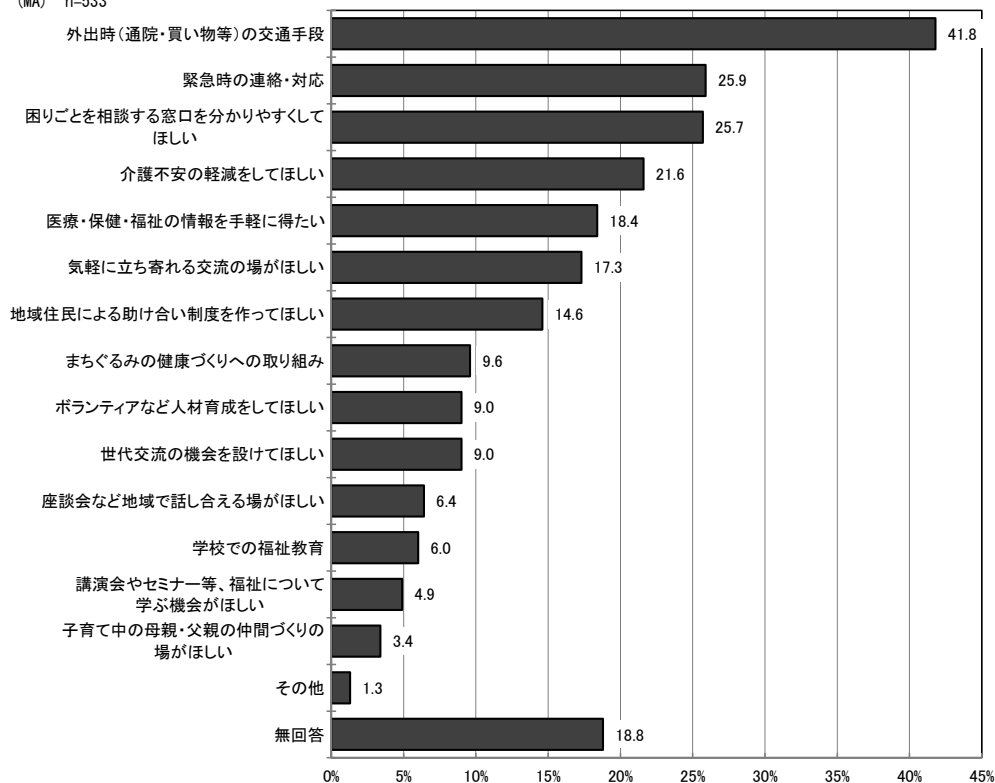
n=533



◆福祉のまちづくりのために取り組んでほしいことは何ですか

「外出時(通院・買い物など)の交通手段」「緊急時の連絡・対応」「困りごとを相談する窓口を分かりやすくしてほしい」の割合が高くなっています。

(MA) n=533

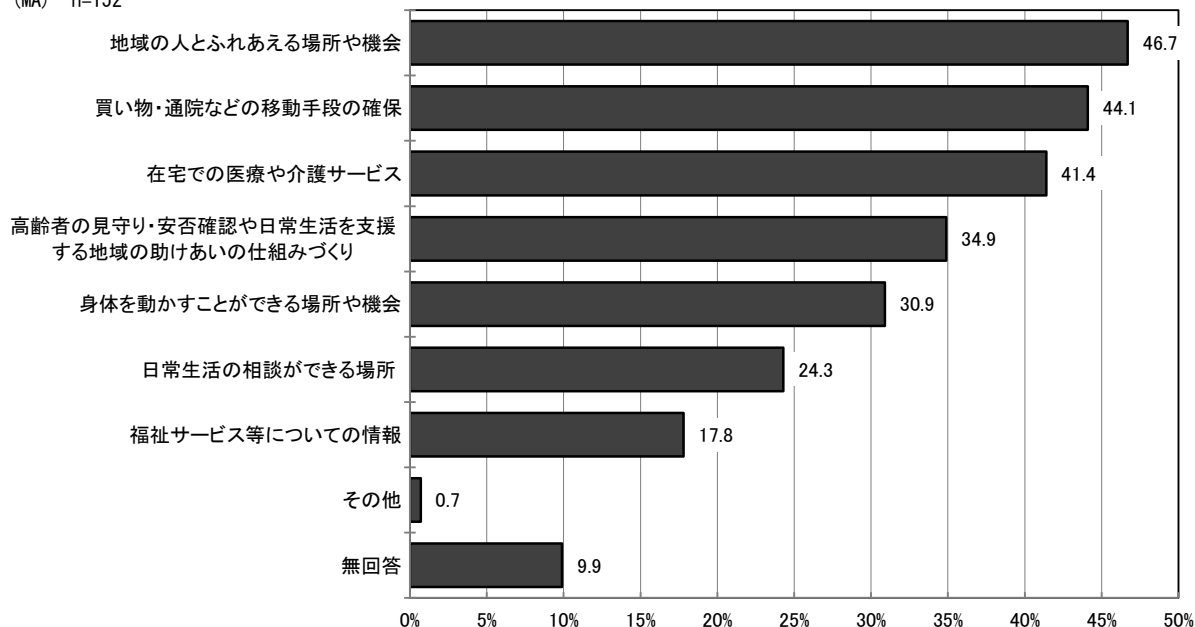


【介護保険事業通所調査】

◆高齢者が地域で暮らしていくうえで重要と思うものはどれですか

「地域の人とふれあえる場所や機会」「買い物・通院などの移動手段の確保」「在宅での医療や介護サービス」の割合が高くなっています。

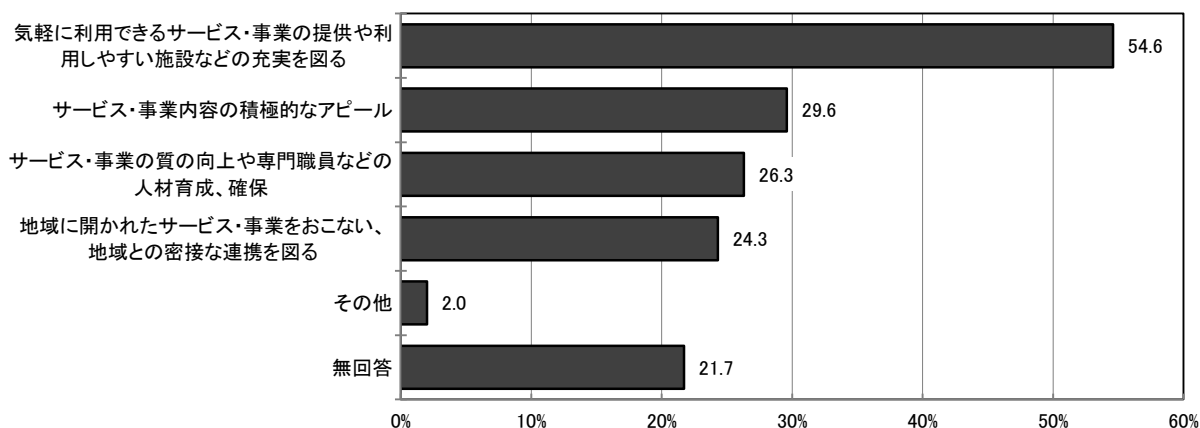
(MA) n=152



◆地域福祉活動を進めていくために、社会福祉協議会や社会福祉協議会が運営する事業所の役割として重要だと思われるものは何ですか

「気軽に利用できるサービス・事業の提供や利用しやすい施設などの充実を図る」「サービス・事業内容の積極的なアピール」「サービス・事業の質の向上や専門職員などの人材育成、確保」の割合が高くなっています。

(MA) n=152



(4) 第3期美咲町地域福祉活動計画に反映させる課題

アンケート調査及び住民座談会、小地域ケア会議、他の計画のアンケート調査などで把握した地域課題や福祉課題を整理しました。

①高齢者分野

【つながり・交流】

- ・近くに集まる場所がない
- ・人と人とのつながりが少なくなってきた
- ・話し相手がいない
- ・地域（地区）行事が少ない
- ・空き家が多い

【支えあい・支援体制】

- ・認知症高齢者が増えている
- ・悪質商法の被害がある
- ・お店が近くに無い、買いものに行くのが不便
- ・高齢になり、運転ができない
- ・病院通院がしにくい
- ・ゴミ出しに困る
- ・高齢一人暮らし、高齢者夫婦（世帯）が増加
- ・近所も高齢であり、頼ることができない
- ・見守り対象者が把握しづらい
- ・孤独死がある
- ・災害時の避難場所が分からない

【人材育成】

- ・地区役員、サロン活動などの担い手が固定化、高齢化している
- ・若者が地域活動へ参加できない
- ・地域を担う人材が不足している
- ・草刈りや農地の管理ができなくなってきた
- ・獣害対策ができない

【相談窓口・情報】

- ・高齢者に分かりやすい、見やすい工夫
- ・相談に行く場所が分からない
- ・困っている人がSOSを発しにくい

【健康面】

- ・健康に不安がある人が多い
- ・介護不安がある

②障がい者分野（障がい児者に関する課題について）

【地域生活・つながり・交流】

- ・移動支援付きのイベントがあったら嬉しい
- ・地域住民皆が安心して生活できるように障がいの有無に関わらず、積極的に地域の行事などに参加できるようになってほしい
- ・家の中に孤立しがちであるため、外出の機会を増やし他の人と交流する場を増やしてほしい

【交通】

- ・公共交通機関が少ない又ははない
- ・バスを日曜日や祝日にも運行してほしい
- ・困ったときにどうすればよいのか心配
- ・タクシー移動に係る費用助成の実施

- ・障がい者の主張大会のような、本人がその思いや活動を伝える場を持ち、障がい者への理解を広げてほしい
- ・災害時避難行動要支援者の避難支援体制づくりにおいては要支援者の把握、情報共有に努め、災害時などはその情報が発信できる体制などの構築が必要

【差別・偏見】

- ・日常生活で差別や偏見、疎外感を感じた
- ・隣近所付きあい
- ・地区の行事・集まり
- ・買い物や通院などでの応対・態度

【情報提供・相談体制】

- ・何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実
- ・ボランティア人材の確保・育成の支援は不十分

③子ども分野（子どもに関する課題について）

【つながり・居場所】

- ・子どもから高齢者まで一緒に過ごせる空間があると良い
- ・無料で参加できる体験活動や学習活動
- ・子連れでも楽しめるイベントや集える場
- ・コミュニティなど、子どもがお昼ご飯を食べたり工作や絵を描いたり、自由に行き来できる居場所づくり
- ・核家族で共働きなので、高齢の方とふれあいが少ない
- ・子ども会や地域の方との絡みがあまりない
- ・学生が勉強できるスペースがあると助かる

【交通】

- ・何をしようにも移動で時間がとられてしまうので、子どもだけでも移動できる手段がほしい
- ・学校へのバス（高校）を使いやすいものにしてもらいたい（汽車の時間に合わせる・路線を拡大するなど）
- ・通学路の安全が疑問、学校までの道路事情が悪い
- ・週二くらいで移動型のお店みたいものがあると買い物楽になる

【防犯・防災】

- ・防災や災害時対策が充実していない
- ・災害時の避難場所が分からない
- ・自分の地区の避難場所に逃げるのが難しい場合の対応が分からない
- ・災害時や万一に備えて各地域の看護師、介護士などの把握

【理解・協力】

- ・仕事と子育ての両立
- ・父親があまり育児に協力的でない
- ・病児保育を気軽に使えると良い
- ・時間的・精神的ゆとりがない
- ・家の大人との文化活動をする頻度が少ない

【子育て支援】

- ・子どもとの接し方に自信が持てない
- ・子育て支援に関する情報が少ない
- ・コミュニティか憩いの家で見守り有りの寺子屋をしてほしい

【地域交流（文化）】

- ・時間的に子どもが地域の行事に出られない
- ・少子高齢化が進む中、行事などでみんなが盛り上げられるよう、回数を調整してはどうか
- ・世代間ギャップで終わらせず、各世代の折り合いが大切。

④権利・生活困窮分野（権利擁護や生活困窮者に関する課題について）

【居場所】

- ・若い人、高齢者の閉じこもりが多い
- ・人が集まる場所（拠点）がない

【交通】

- ・車がないと就職活動すら難しい
- ・若くて障害者手帳もないので黄旗タクシーの対象外
- ・公共交通機関が少ない

【情報提供・相談体制】

- ・たらい回しにならないよう、ワンストップで相談を受けるところはないか
- ・他職種連携に課題がある
- ・サロンや小地域ケア会議などで周知・啓発をしてほしい
- ・相談窓口が分からない
- ・制度や事業は多くあるが、広報紙以外の周知のやり方を検討してほしい

【ニーズ把握】

- ・ニーズの実態把握が難しい
- ・本当に困っている人はSOSを出せない
- ・8050と言われるが、もっと若い生活困窮状態の方もいるのではないか

第3章

計画の基本事項



(1) 基本理念

本計画は、地域住民の生活課題・生活要望に対応できる公・民の仕組みを、「住民主体」を基本として、そこに生活する地域住民が主体的・積極的につくっていくことを目指します。

従来の、行政主導、あるいは行政に依存する形のまちづくりではなく、地域住民自身が主役となって推進していく“町民の、町民による、町民のための”まちづくりを目指していくものです。

支えあい・助けあいながら人と人との交流、地域と地域の交流を深め、小さな子どもから高齢者まで、また障がいのある人もない人も、すべての人が住み慣れたこの美咲町で安心して共に心豊かに暮らしていける地域社会の実現を目指します。

本計画の「基本理念」を次のとおりとします。

あつまって

みんなきんちやい “きみ”でつながるまちづくり

ゆとり まち
自然と笑顔で助けあう郷みさき

ここで“きみ”とは、相手を意味する言葉「君」と観光名物である卵かけごはんの卵の「黄身」をイメージしています。

また、黄身の「黄色」と「幸福」を合わせた「黄福」という言葉には、住民の“つながり”と“しあわせ”という意味が込められています。

「自然(ゆとり)と笑顔で助けあう郷(まち)」とは、美咲町が豊かな自然に囲まれて心癒される場所ということです。一人ひとりが助けあう気持ちは、この自然から生まれてくるものだという思いを込めて「自然(ゆとり)と笑顔」の郷(まち)づくりを目指します。

(2) 基本目標

基本理念を具現化するために、第2期活動計画では、以下の8つを基本目標として定め、住民と共に様々な事業を推進することにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるノーマライゼーション^(注1)の実現を目指し、地域福祉を推進していきました。

第3期活動計画では、基本目標 C『居場所支援の推進』に E『当事者・当事者組織の支援の推進』を1つにまとめ、以下の7つの基本目標としました。また、基本目標の言葉の表現を地域の皆さんが分かりやすいように直しています。そして、新たに、7つの重点目標も加えています。

- A 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進
- B 見守り支えあう地域福祉のネットワークづくり
- C “つながる”身近な地域での居場所づくり
- D “みんなが担い手に” 地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり
- E 誰もが安心して相談できる仕組みづくり
- F 誰もが最後まで安心して暮らし続けられる地域づくりと介護保険事業所とのつながりづくり
- G 社協の組織体制の充実・強化

(注1)ノーマライゼーション:「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す」という理念。

(3) 計画の体系

基本理念

基本目標

あつまって

「みんなきんちやい“きみ”でつながるまちづくり

自然と笑顔で助けあう郷みゃき
ゆとり まち

A 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

P. 58

B 見守り支えあう地域福祉のネットワークづくり

P. 70

C “つながる”
身近な地域での居場所づくり

P. 80

D “みんなが担い手に” 地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり

P. 92

E 誰もが安心して相談できる仕組みづくり

P. 101

F 誰もが最後まで安心して暮らし続けられる地域づくりと介護保険事業所とのつながりづくり

P. 109

G 社協の組織体制の充実・強化

P. 116

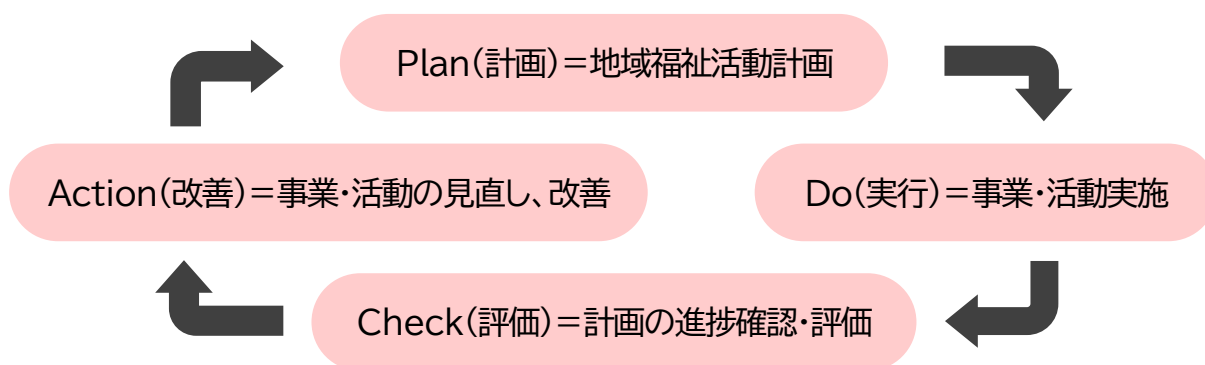
重点目標	推進活動
重点目標 1.属性を問わないアウトリーチの実践	1. 美咲町版地域包括ケアシステム構築の推進 2. 重層的支援体制整備事業との連携
重点目標2. 地域の皆さんが主体的に進める小地域ケア会議へ	1. ふれあいサロン活動の推進 2. 小地域ケア会議の推進 3. 生活支援体制整備事業の推進
重点目標3. 今ある居場所への継続支援	1. 地域の居場所の創出 2. 障がい児・者への支援活動の推進 3. 子ども・子育て世代への支援活動の推進 4. 高齢者への支援活動の推進 5. 当事者組織団体の支援活動の推進
重点目標4. 福祉教育(教えて育てる)ではなく、福祉共育(共に育ちあう)へ	1. ボランティアセンター機能の充実 2. 分野、対象別のボランティア養成・人材育成 3. 地域・学校における福祉共育の推進
重点目標5. 制度の狭間にある方々への生活支援の充実	1. 本人の意思に添った権利擁護支援の推進 2. 生活困窮者への支援の推進 3. 相談支援体制の推進
重点目標6. 地域と介護保険事業所が共に取り組む地域福祉活動の推進	1. 地域に開かれた介護保険事業所へ 2. 地域に根差した施設運営の推進
重点目標7. 職員が輝ける組織体制の充実・強化	1. 組織体制の充実・強化 2. 組織内外の連携強化 3. 活動・事業評価の実施 4. 災害時などに備える体制づくり 5. 広報・啓発活動の充実とその他社協事業の取り組み 6. 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の推進

(4) 計画の理解と普及

計画の理解と普及を進めて行くためには、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や各種のボランティア・NPOさらには保健・医療・福祉の専門機関などとの相互の協力が必要となります。計画の概要版を作成・配布し、広く住民に周知するとともに、小地域ケア会議など各種事業・活動場所において周知します。また、社協だより、ホームページを活用し広く周知します。

(5) 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、「PDCAサイクル」のマネジメント手法を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。



(6) 事業評価の体制

第3期活動計画を地域福祉の推進に関わる方々の主体的な参加や協力のもとに推進していくために、計画の達成度を評価し、中間(令和9年度)・最終(令和11年度)の年度で見直すことが必要となります。この事業評価の体制として第3期活動計画策定委員会を評価委員会とし、評価を行います。

第4章

実施事業・活動の推進



(1) 実施事業・活動の選定理由と方法

住民座談会や美咲町社会福祉大会、乳幼児健診、ふれあいサロン団体、小地域ケア会議、生活福祉資金貸付利用者、介護保険事業利用者及びご家族、シーズンボランティア体験参加の生徒など幅広い年齢層を対象にアンケートを実施し、様々な福祉課題、生活課題の把握ができました。

このことについて、基本目標・推進活動を定め、策定委員会で検討を重ね、実施事業・実施活動を計画しました。

次項より、A～Gの基本目標ごとに推進活動の内容を詳細に記し、住民の皆さんと一緒に計画が実施できるように実施事業計画や評価指標を明記しています。

(2) 実施事業計画

基本目標 A 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

すべての人がお互いを認めあい、支えあい、孤立することなくその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指します。

重点目標 1. 属性を問わないアウトリーチの実践

近年、介護・障がい・子育て・健康などに関する課題を複合的に抱える人や、引きこもりやヤングケアラーなど、制度の狭間に落ち込み、社会的孤立に陥っている人が増えています。地域共生社会の実現のためには、誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つ、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の推進が重要となっています。

相談の来所を待つのではなく、社協職員は積極的に地域に出かけ、地域住民、専門職など多職種と連携・協働し、潜在化したニーズを少しでも早く発見し、早期支援を行います。

推進活動1. 美咲町版地域包括ケアシステム構築の推進 P.59

- (1) ニーズの早期発見・早期支援の徹底 P.60
- (2) ネットワークの構築とコンサルテーション機能の充実 P.60
- (3) 社会資源の活用・改善・改良・開発 P.60
- (4) 福祉共育の実践(地域福祉は福祉共育に始まり、福祉共育に終わる) P.60
- (5) 活動評価の実施と専門力の育成・向上 P.61
- (6) 小地域ケア会議・地域ケア会議・地域包括ケア会議の3つのケア会議を推進 P.61

推進活動2. 重層的支援体制整備事業との連携 P.66

- (1) 包括的支援体制を推進するための公民協働の仕組みづくり P.66
- (2) 制度の狭間にある人が地域・社会とつながりを持つための支援の展開 P.67
- (3) 住民主体の地域福祉活動の推進と福祉共育 P.67

基本目標 A 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

推進活動 1. 美咲町版地域包括ケアシステム構築の推進 ケアシステム図 P.65 参照

現状と課題

少子高齢化や人口減少が進み、生活課題は多様化・複雑化し、「制度の狭間」^(注1)の問題が生まれています。さらにこれらの問題は一人が一つ、一世帯に一つというこれまでの形とは異なり、個人や世帯単位で複数の問題を抱え、複合的な支援を必要とするといったケースが浮き彫りとなってきています。さらに、こうした個人や世帯の多くが地域とのつながりを持たない「社会的孤立」の暮らしとなっています。

また、生活問題を抱えても「意識の壁」^(注2)や「情報の壁」^(注3)などにより支援を求める声を出さないために問題が複雑化・重度化している事例が増えています。こうした潜在化した生活問題を少しでも早く顕在化させ、様々な機関・団体、さらには地域住民が連携して、早期に支援していくことが必要となっています。そして、こうした個人への支援を通して見えてきた生活問題を地域全体の課題(地域課題)として、「我がごと」として考え、地域住民みんなで解決に取り組んでいくことが必要です。このためには、「早期発見」「早期支援」「連携支援」「地域づくり」を一つにつないだケアの包括的な仕組み(システム)である「美咲町版地域包括ケアシステム」の構築が不可欠です。システム構築を通して、地域で暮らすすべての人がお互いを認めあい、そして時に支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」^(注4)が実現できます。

今後、美咲町社協も地域福祉の中核を担う団体として、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が「地域」「暮らし」「生きがい」を共につくり、支えあい、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を目指していく必要があります。このため、すべてのみなさんが協働して、いきいきとした暮らしを支援していく仕組みである「美咲町版地域包括ケアシステム」を構築していきます。

事業概要

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題(複合的な課題、制度の狭間など)の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。

ここでは、美咲町版地域包括ケアシステムの小地域ケア会議と地域ケア会議、そして地域包括ケア会議とのつながりを改めて見直しを行い、地域課題の解決に向けて、地域住民、行政、関係機関・団体などとの連携の強化を図ります。また、アウトリーチ^(注5)の徹底、福祉共育の推進、地域のネットワークなどの社協事業・活動のつながりづくり(社協部署内・部署間連携)を進めるとともに、高齢者、障がい者、子育て世代、生活困窮者などの各分野の関係機関・団体、民間事業者、NPO団体、行政などとの連携の拡充を図ります。

実施事業・活動計画

(1) ニーズ^(注6)の早期発見・早期支援の徹底

<実施計画>

〈社協が実施すること〉

①アウトリーチの実践

相談の来所を待つのではなく、社協職員は積極的に地域に出かけ、地域住民、専門職など多職種と連携・協働し、潜在化したニーズを少しでも早く発見し、早期支援を行います。

(2) ネットワーク^(注7)の構築とコンサルテーション^(注8)機能の充実

<実施計画>

〈社協が実施すること〉

①一人の職員、一つの部署、一つの機関・団体だけで取り組むのではなく、様々な職員、機関・団体が連携したネットワークを構築し、支援を行います。

- ・地域住民と専門職とのネットワーク
- ・インフォーマルサポートネットワーク
- ・専門職同士のネットワーク
- ・社協内担当課・事業所間(部署内・部署間)のネットワーク【社協内連携会議】

②複雑・困難なケースを一人で抱え込まず、他機関、他部門の専門家に相談・協議を行います。

(3) 社会資源^(注9)の活用・改善・改良・開発

<実施計画>

〈社協が実施すること〉

①フィールドワーク(地域アセスメント)を行い、社会資源を把握します。

現在、美咲町にあるフォーマル^(注10)、インフォーマル^(注11)な社会資源をリスト化し、把握します。

②社会資源の活用・改善・改良・開発をします。

今ある社会資源を活用・改善・改良し、足りない社会資源は地域包括ケア会議へ提言し、社会資源を開発していきます。

(4) 福祉共育の実践(地域福祉は福祉共育に始まり、福祉共育に終わる)

<実施計画>

〈社協が実施すること〉

①住民の『意識の壁』をなくし、「お互い様」意識を醸成していくために、子どもから高齢者まで幅広い町民を対象に、自分たちの生活する地域課題、福祉課題の発見と、課題への関わりの中で新たな出会いや学びを深め、サービスマーケティング^(注12)やアクティブラーニング^(注13)の視点で福祉共育を実践します。(地域向け・小学校・中学校・学園・高校・大学向け)

(5)活動評価の実施と専門力の育成・向上

<実施計画>

<社協が実施すること>

- ①活動内容が的確な支援となっているのかを継続的に評価します。【PDCAサイクルによる評価】
- ②専門的な知識・技術・理論が備わった専門職の育成と向上を目指します。
- ③ジェネラリストソーシャルワーカー・コミュニティソーシャルワーカーの研修を実施します。

(6)小地域ケア会議・地域ケア会議・地域包括ケア会議の3つのケア会議を推進 P. 65 参照

<実施計画>

<社協が実施すること>

①小地域ケア会議を推進します。(自治会単位) P. 73 参照

地域の困りごとを出しあい、その解決に向けて住民と専門職(社協・行政など)と一緒に知恵と力を出しあい見守り支えあう会議です。

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
開催目標70自治会	開催目標71自治会	開催目標72自治会	開催目標73自治会	開催目標74自治会

②地域ケア会議を推進します。(旧町単位)

日常生活圏域(中学校区)の単位で、自治会、民生委員、小地域ケア会議構成員、介護支援専門員、介護事業所、医療機関、商工会、美咲町、ボランティア団体などの多くの地域関係者で構成しています。

それぞれの小地域ケア地域で解決できない困りごとや共通の生活課題を解決するために圏域の皆さんでどんな取り組みが必要かを検討し、また、他地域の取り組みを学ぶ会議です。

・地域課題や地域で共有すべき内容を地域ケア会議のテーマとし、地域ケア会議を開催します。

・地域ケア会議では、住民が意見を述べやすい場をつくります。

・地域での活動や取り組みを会議の場で参加者へ紹介し、また、他地域の活動の情報を得ることができる場とします。

・地域ケア会議で協議されたことを、小地域ケア会議や社協だよりで地域の皆さんへ伝えていきます。

<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年2回×3会場	年2回×3会場	年2回×3会場	年2回×3会場	年2回×3会場

③地域包括ケア会議に参画します。

地域ケア会議で検討された地域課題をもとに、美咲町に必要な活動・事業を検討し、必要な政策を提言できる会議です。

<③評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年3回	年3回	年3回	年3回	年3回

〈地域の皆さんと一緒に進めること〉

- ①子どもからお年寄りまで、地域のすべての人を見守っていける小地域ケア会議にします。
- ②小地域ケア会議などで話し合われた内容で解決できない困りごとは、地域ケア会議で話しあいます。
- ③地域ケア会議で、他地域での活動の紹介を聞き、自分たちの地域の取り組みを考えるきっかけにします。
- ④地域ケア会議で協議された地域課題をもとに、美咲町に必要な活動・事業を検討するとともに、必要な政策を提言します。

ここがポイント！！

★地域で暮らす“すべての人”がお互いを認めあい、支えあい、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる地域の実現を目指しましょう。

担当部署：地域福祉課・地域包括支援センター・総務課・通所介護事業所・訪問介護事業所・居宅介護支援事業所・地域密着型介護老人福祉施設



関係機関・団体

自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、生活支援サポーター、ふれあいサロン、婦人協議会、ボランティア(個人・団体)、小地域ケア会議、通いの場、消防団、協働のまちづくり協議会、久米郡商工会、社会福祉法人、NPO法人、介護保険事業所、美咲警察署、消防署、司法関係者、学校関係者、ハローワーク、美咲町 など

(注1)制度の狭間：これまでの社会福祉事業や制度だけでは支援することが難しいこと。

(注2)意識の壁：「他人の世話にはなりたくない」「福祉サービスを使うのは世間体が悪い」などの住民意識の中に現存している差別・偏見意識のこと。

(注3)情報の壁：「どのような制度・サービスがあるのかを知らない」「情報を知らないということを知らない」など、多くの住民が情報を持たずに生活していること。

(注4)地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会。

(注5)アウトリーチ：支援が必要であるにも関わらず、自発的に申し出ができない人々に対して、訪問支援にて、積極的に働きかけること。

(注6)ニーズ：地域住民が抱える「生活のしにくさ」や「生きづらさ」などの生活上の解決すべき問題のこと。

(注7)ネットワーク：福祉活動を行う地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政などがお互いに連絡を取りあいながら協力して活動できる連絡網のこと。

(注8)コンサルテーション：業務遂行のために特定の領域の専門家に相談すること。

(注9)社会資源：地域や社会の中にある人・物・環境などの中で支援に活用できる様々なもの。生活支援に活用できる移動販売、配食サービス、地域の助けあい活動、公的サービスなども含まれる。

(注10)フォーマル：公的機関や専門職が行う公的な援助のこと。

(注11)インフォーマル：近隣や地域住民、ボランティアなどが行う非公的な援助のこと。

(注12)サービスマーケティング：自分たちの生活する地域のあり方や地域課題、福祉課題の発見と新たな出会いや学びを深めること。

(注13)アクティブラーニング：受け身で教わるのではなく、自ら主体的に考えて学ぶ学習方法のこと。



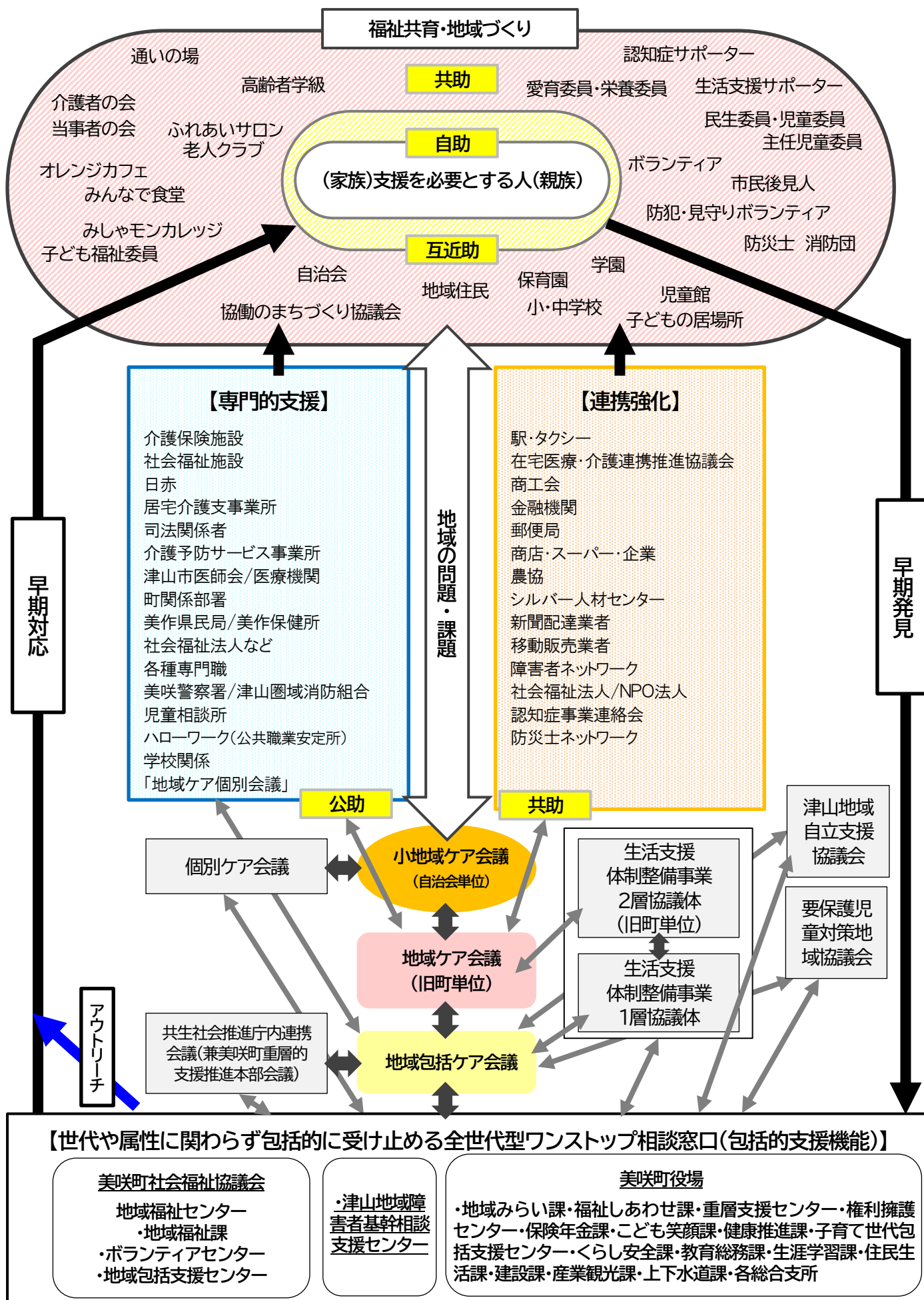
▲小地域ケア会議の様子

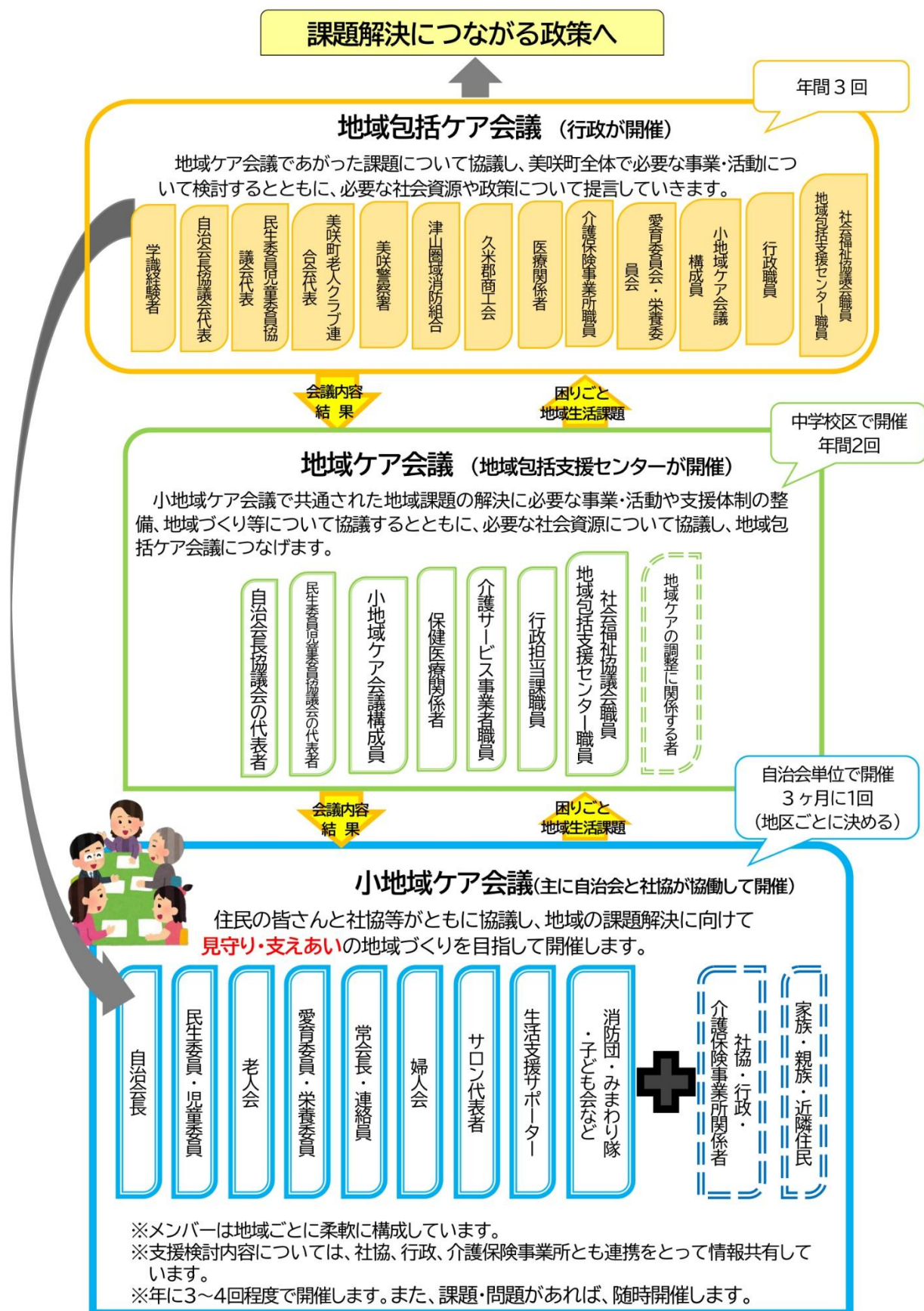


▲地域ケア会議の様子



▲地域包括ケア会議の様子





推進活動2. 重層的支援体制整備事業との連携(重想 みんなの想いを重ねて)

現状と課題

昨今、地域の中にある生活問題・課題は、多様化、複雑化、複合化・重度化しています。そして、特に深刻なのが、介護・孤立死・ひきこもり・子(孤)育て・ダブルケアなどによって社会とのつながりが薄れ、地域から孤立していく「社会的孤立の問題」です。一つの制度で支援しきれない、いわゆる制度の狭間の問題が出現しているのが現代の生活課題の特徴です。このような人々が、様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていける「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが必要です。そのためには、地域住民と共に従来の福祉、医療、保健、介護の連携にとどまらず、雇用・就労、司法、住宅、交通、産業、教育、文化・芸術、スポーツ、まちづくりなどの多分野での連携・協働・協創、そして、地域とのつながりづくりが必要となります。今までの縦割りの支援ではなく、専門職も地域住民も様々な人が横断的に連携、協働、協創する仕組みが必要です。

事業概要

重層的支援体制整備事業は、困難や生きづらさを抱えるすべての人びとのための仕組みとして、①「包括的相談支援」(介護・障がい・子ども・困窮などの分野世代を越えて包括的な相談支援の体制づくり)、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの取り組みを支援の柱に、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチなどを通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施する事業です。介護・障がい・子ども・困窮と、従来の縦割り型の対応ではなく、分野や世代を越えて相談内容などに応じた横の連携による対応の体制づくりが必要となります。

実施事業・活動計画

(1)包括的支援体制を推進するための公民協働の仕組みづくり

美咲町では近年、制度の狭間の問題や複合的な課題を抱えた人、世帯など、個別の福祉分野では対応が難しい状況が生まれています。ひきこもりや生活困窮、判断能力が不十分な人の権利擁護などに関する問題は、分野横断的なものであるため、相談先が分からない、相談しづらいと感じる住民がいる一方、相談を受ける側も対応に苦慮するケースがみられます。

<実施計画>

包括的な相談支援と多機関協働支援

①相談者本人や世帯の年齢や属性に関わらず、あらゆる地域の課題を受け止め、解決する取り組みを進めます。

②3つの「そう」を重ねていきます。

介護や障がい・子ども・困窮などの様々な分野を越えて(横の重層)、地域を越えて(縦の重層)、皆の想いをつなげて(心の重想) それらが連携、協働、協創する仕組みづくりを進めます。

③現在の取り組みに加え、属性や世代を問わない相談支援や、自ら助けを求められない人にアプローチし支援につなげること、困りごとを既存の制度にあてはめていくのではなく困りごとを抱えた一人ひとりに寄り添った支援を行います。

④行政や社会福祉協議会の相談窓口と関係機関や事業所、関係団体とのコーディネート機能を強化し、制度の狭間の問題や複合的、分野横断的な課題を抱えた人、世帯に対して、あらゆる福祉関係者と連携した支援を行うとともに、支援を必要とする人に寄り添った支援やサービスの提供を行うことができる仕組みづくりを進めます。

⑤アウトリーチなどを通じた継続的支援事業の実施

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、積極的に地域に出かけ、制度の狭間の問題を含め様々な困りごとをキャッチし、戸別訪問により、信頼関係を構築し、寄り添いながら自立に向けての支援を地域・関係機関などとのネットワーク(ソーシャルサポートネットワーク)により行っていきます。さらに、個別の問題に対する地域住民の理解づくりを行い、今後同様の問題が生まれないよう、誰もが安心して暮らせる地域(「地域共生社会」)の実現に取り組みます。

このようにコミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、「個別支援」と「地域支援」を一体的に、継続的に行う役割を持つ、専門性の高い地域福祉実践者です。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置により、多くの専門職が活動しやすい仕組みを整え、さらに地域の福祉力を向上させ、多様な福祉課題・生活課題の解決に向けた取り組みを効果的に推進できるように支援体制を構築します。

(2)制度の狭間にある人が地域・社会とつながりを持つための支援の展開

近年、介護・障がい・子育て・健康などに関する課題を複合的に抱える人や、ひきこもりやヤングケアラーなど、制度の狭間に落ち込み、社会的孤立に陥っている人が増えています。社会福祉法第4条2項の規定のとおり、地域共生社会の実現のためには、誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つ、社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の推進が重要となっています。

○社会福祉法第4条第2項 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

<実施計画>

参加支援

①誰もが孤立・孤独を感じることなく、経験や知識を活かしながら、地域社会の一員として役割をもち、いきいきと活躍できるよう、社会参加の場の機会をつくるための支援を行います。

②ニーズを踏まえた丁寧なマッチング、本人への定着支援と受け入れ先への支援などの必要な支援を行います。

③地域住民と共に従来の福祉、医療、保健、介護の連携にとどまらず、雇用・就労、司法、住宅、交通、産業、教育、文化・芸術、スポーツ、まちづくりなどの多分野での連携・協働・協創、そして、地域とのつながりづくりを行います。

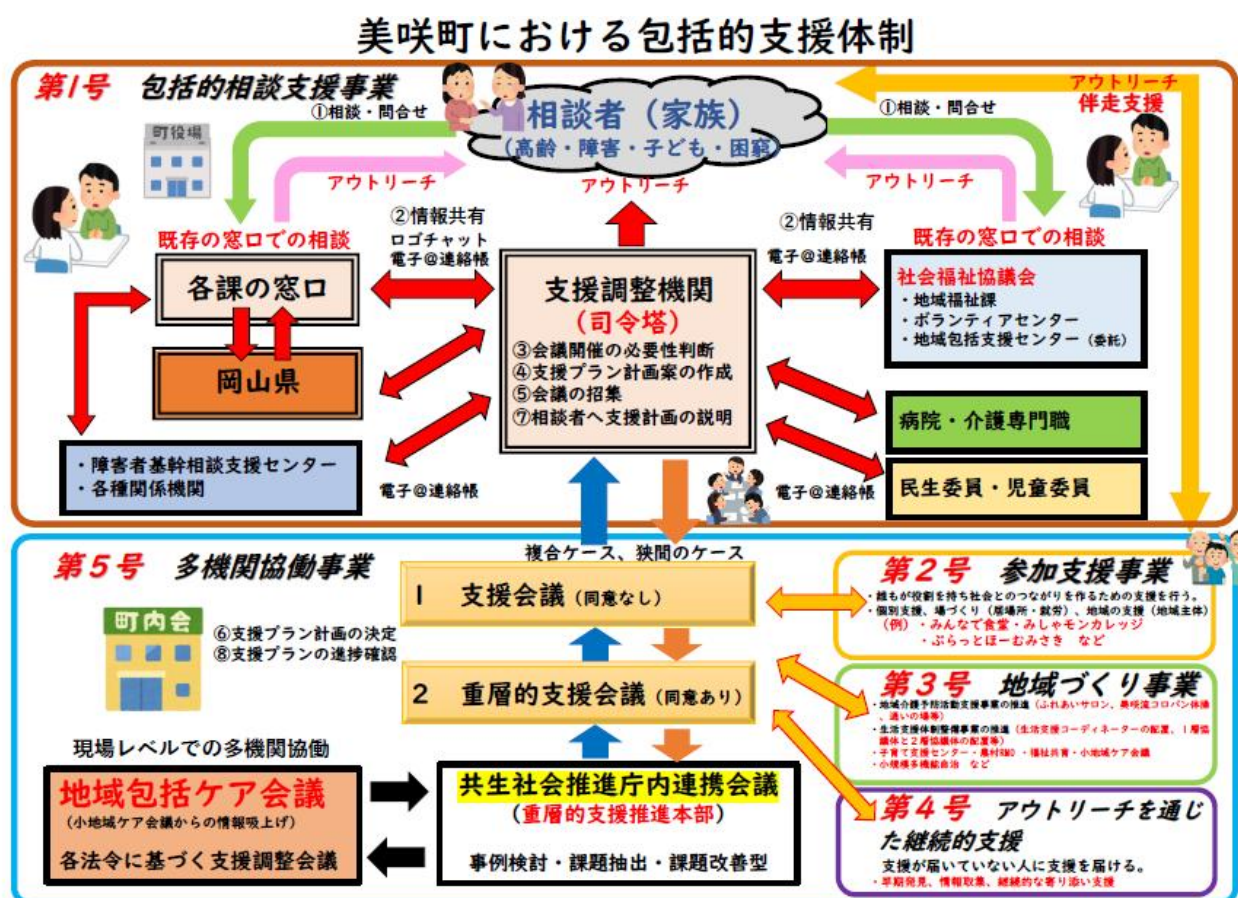
(3)住民主体の地域福祉活動の推進と福祉共育

美咲町は、81自治会単位で推進している小地域ケア会議があり、住民と社協が協働で進めています。地域の暮らし・福祉を考え話しあい、必要な活動を行っています。小地域ケア会議を通して、多様な福祉課題を身近な地域で発見し、住民と専門職が共に見守り支えあう体制づくり、世代や属性を超えて交流できる場づくりが進んでいます。

<実施計画>

地域づくり

- ①近年の複雑化・複合化する地域課題に対応するには、より様々な分野の関係者が集い、つながりの中からさらなる展開を生み、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化していきます。
- ②さらなる交流・参加、学びの機会を生み出すため、行政や社会福祉協議会のコーディネート機能を強化するとともに、まちづくりや産業分野などとの連携を促進します。
- ③地域共生社会の実現(福祉コミュニティづくり)のために、住民の『意識の壁』をなくし、「お互い様」意識を醸成していくために、子どもから高齢者まで幅広い町民を対象に、福祉共育を実践します。



資料：美咲町における包括的支援体制イメージ図

ここがポイント！！



★みんなの想いを重ねた活動・事業を進めましょう。

★縦割りの支援ではなく、多機関で協働し、横の連携を図りましょう。

★地域の皆さんと共に従来の福祉、医療、保健、介護の連携にとどまらず、雇用・就労、司法、住宅、交通、産業、教育、文化・芸術、スポーツ、まちづくりなどの多分野での連携・協働・協創、そして、地域とのつながりづくりを行いましょ

担当部署：地域福祉課・地域包括支援センター・総務課・通所介護事業所・訪問介護事業所・居宅介護支援事業所・地域密着型介護老人福祉施設

関係機関・団体

社会福祉法人、医療・保健・介護・教育・雇用・住宅・交通・警察・消防など公的機関・団体、自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、主任児童委員会、老人クラブ連合会、愛育委員会、栄養委員会、小地域ケア会議、生活支援サポーター、ふれあいサロン、通いの場、1層協議体・2層協議体、地域包括ケア会議、地域ケア会議、岡山県社会福祉協議会、美咲町 など



▲アウトリーチの様子

基本目標 B

見守り支えあう地域福祉のネットワークづくり

普段からの顔の見える関係をつくり、孤立することなく住民相互のネットワークを住民と協働して進めていきます。

重点目標 2. 地域の皆さんが主体的に進める小地域ケア会議へ

住民の皆さんと社協が共に創ってきた『小地域ケア会議』は、美咲町にとっての財産です。今後も住民の皆さんが主役となり、地域課題の解決などについて話しあい、地域での取り組みや課題解決に向けて知恵を出しあい、連携を図っていく協働・協創の場となるように取り組みます。そして、住民の皆さん、行政、社協がより一層連携し小地域ケア会議を推進します。

推進活動1. ふれあいサロン活動の推進 P.71

(1)ふれあいサロン活動運営支援..... P.71

推進活動2. 小地域ケア会議の推進..... P.73

(1)小地域ケア会議設置の推進と運営支援.....P.73

推進活動3. 生活支援体制整備事業の推進 P.76

(1)1層生活支援コーディネーター(町が実施主体)との協働による2層生活支援コーディネーター業務の推進P.76

(2)1層協議体と2層協議体の設置の推進P.77

(3)サポートふ・く・し事業の実施.....P.78

基本目標 B 見守り支えあう地域福祉のネットワークづくり

推進活動 1. ふれあいサロン活動の推進

現状と課題

地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを目的として、現在美咲町内では109ヶ所のふれあいサロンが活動に取り組んでいます。平成17年からサロン活動を地域に広めていく中、ほとんどのふれあいサロンが活動を継続して続けることができています。

一方で、多くのサロンでは担い手不足、参加者の固定化、男性の参加者が少ないなどの課題が挙げられます。また、毎月行事やマンネリ化を感じている代表者の負担感を減らすためにも「受け手も担い手もなく、みんなで居場所をつくっていく」という意識を参加者にもってもらえるよう支援をしていく必要があります。

事業概要

身近な地域を拠点(主に自治会単位、常会単位)として、参加者とボランティアとが一緒になって企画し、住民主体で運営していく楽しい仲間づくり、ふれあい交流の場です。また、高齢者だけではなく、子どもや障がい児者を含めて幅広い世代で取り組まれており、中央地域では44ヶ所、柵原地域では41ヶ所、旭地域では21ヶ所、その他地域を限定しないサロンが4ヶ所開催されています。(地域サロン106団体・子育てサロン(親子クラブ)2団体・障がい児者サロン1団体・病を抱えられた方々とそのご家族のつどい1団体)

実施事業・活動計画

(1)ふれあいサロン活動運営支援

<実施計画>

<社協が実施すること>

①ふれあいサロン活動の運営支援を行います。

<①評価指標>

令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
参加者数1200人 開催回数 1000回 (延べ)	参加者数1250人 開催回数 1100回 (延べ)	参加者数1300人 開催回数 1200回 (延べ)	参加者数1350人 開催回数 1300回 (延べ)	参加者数1400人 開催回数 1400回 (延べ)

②ふれあいサロン未開催地域のニーズ調査と新規立ち上げに向けての働きかけを行います。

③住民の『意識の壁・情報の壁』をなくすために、様々な題材で福祉共育を実践します。

④ふれあいサロン活動の中から見えてくる地域課題や個別のニーズ把握を行います。

⑤ふれあいサロン活動支援のための助成金を交付します。(社協助成金・行政助成金)

⑥レクリエーショングッズ・福祉用具などの貸出支援を行います。P131参照

⑦ふれあいサロン代表者研修会を開催します。(年3回開催 各旧町1回)

<⑦評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年3回	年3回	年3回	年3回	年3回

<地域の皆さんと一緒に進めること>

- ①ふれあいサロン活動の運営をします。
- ②受け手も担い手もなく、みんなで会を進めます。
- ③サロン活動に参加できていない人が地域におられたら、声をかけ参加を進めます。
- ④子どもからお年寄りまで誰でも参加できるサロンにします。

ここがポイント！！

★ふれあいサロンは子どもから高齢者まで誰でも参加できます。

★みんなが役割をもって会を進めることが大切です。



担当部署:地域福祉課

関係機関・団体

ふれあいサロン110団体、(地域サロン106団体・子育てサロン【親子クラブ】2団体・障がい児者サロン1団体・病を抱えられた方々とそのご家族のつどい1団体)、自治会長協議会、常会長、連絡協力員、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、美咲町 など



▲地域サロン活動の様子



▲親子クラブ活動の様子



▲障がい児者サロン活動の様子

推進活動 2. 小地域ケア会議の推進

現状と課題

誰もが住み慣れた地域でいきいきとした暮らしをつくるためには、公助^(注1)だけでは難しく、地域住民のお互い様意識をもとにした支えあい・助けあいによる共助^(注2)が不可欠です。

小地域ケア会議は、平成22年度から継続して自治会単位で実施されており、現在69自治会(71ヶ所)で開催ができています。小地域ケア会議は、地域住民と専門職が協働して、地域課題などについて話しあい、その解決及び支援について検討しています。その中で、協議内容が高齢者中心になってきている現状があります。子ども、障がい児者、若者、ひきこもり、生活困窮者など幅広いニーズに対応できるよう専門性を活かした個別支援と地域づくりを一体的に行っていく必要があります。

しかし、一方で未だに開催が働きかけできていない自治会もあり、人口減少や少子高齢化に伴い、開催単位についても検討する必要があります。

今後も継続的に小地域ケア会議が開催され、各々の地域の福祉課題・生活課題の解決と地域づくりに向けて話しあいが行われるように、一層の働きかけを行っていきます。

事業概要

美咲町の小地域ケア会議は、自治会単位を基本として開催することで、より地域に密着した情報共有、課題解決の場となります。要配慮者^(注3)及び要配慮となる恐れのある方などを対象に、地域に即したネットワーク支援体制を総合的に調整及び推進します。

<小地域ケア会議構成メンバー>

自治会長、民生委員児童委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、生活支援サポーター、サロン代表者、老人クラブ会長、常会長、連絡員、消防団、子ども会代表者・みまもり隊など

※地域によって柔軟に構成しています。

実施事業・活動計画

(1)小地域ケア会議設置の推進と運営支援 ※図 P.65 参照

<実施計画>

<社協が実施すること>

①未開催自治会へ開催に向けての働きかけを行います。(年間1自治会ずつ働きかけを行う)

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
1自治会	1自治会	1自治会	1自治会	1自治会

②開催自治会への継続的な支援を行います。(各自治会 年3回出席)

<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
開催目標70自治会	開催目標71自治会	開催目標72自治会	開催目標73自治会	開催目標74自治会

- ③地域ケア会議・地域包括ケア会議と連携します。
- ④小地域ケア会議推進助成事業を実施します。(対象:小地域ケア会議に取り組む自治会)
- ⑤地域のニーズに即した福祉共育を実施します。
- ⑥民生委員児童委員協議会やまちづくり協議会、小規模多機能自治などの地域の集まりに積極的に参加し、個別支援と地域づくりを一体的に支援します。
- ⑦小地域福祉活動報告会(奇数年に年間1回)を実施します。

<⑦評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年1回開催		年1回開催		年1回開催

<地域の皆さんと一緒に進めること>

- ①小地域ケア会議の協議内容(テーマ)を地域の方と一緒に考えます。
- ②地域の皆さんが主体で会議を進めます。
- ③地域住民と専門職(行政・社協・包括)が一緒になって、支援を必要とする人(要援護者)に関する情報や支援方法、行った支援について協議する場にします。
- ④子どもからお年寄りまで、地域のすべての人を見守っていける小地域ケア会議を開催します。
- ⑤メンバー一人ひとりの思いを大切に、知恵とエネルギーを結集させる場となるようにします。
- ⑥地域課題の解決などについて話しあい、地域での取り組みや課題解決に向けて知恵を出しあい、連携を図っていく協働・協創の場にします。
- ⑦支えあいマップ・防災マップ・つながりマップなどをつくります。
- ⑧避難行動要支援者名簿作成や個別避難計画の取り組みを考えます。
- ⑨地域に必要な新しい取り組みを考えます。

例1:救急医療情報キット(安心マグネット) 例2:見守り隊 例3:居場所づくり

- ⑩必要に応じて、小地域ケア会議情報交換会の開催を開催します。

例1: 小地域ケア会議に取り組んでいる自治会同士の情報交換を行う機会をつくる。
例2: 小規模多機能自治の福祉部会で小地域ケア会議の内容を共有する機会をつくる。

ここがポイント！！

★地域に暮らす子どもから高齢者までみんなのことをみんなで気にかけて話しあう会議にしましょう。

★見守りや声かけなど、自分たちができる身近な活動から取り組みましょう。

担当部署:地域福祉課



関係機関・団体

自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、生活支援サポーター、ふれあいサロン、婦人協議会、消防団、協働のまちづくり協議会、介護保険事業所、美咲町 など

(注1)公助：国や自治体などの公的機関が行うサービスのこと。

(注2)共助：地域の福祉力・お互い様の助けあいのこと。

(注3)要配慮者：高齢者や障がい者をはじめ、乳幼児・妊婦など、日常生活で何らかの支援が必要な人。



▲小地域ケア会議の様子

推進活動3. 生活支援体制整備事業の推進

現状と課題

今後、一人暮らし高齢者や要支援1・2の方が増加していくことが予想されます。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民による見守りや閉じこもり予防のための居場所づくり、さらにはちょっとした困りごとへの支援などの生活支援・介護予防活動をより一層進めていく必要があります。

そのために、現在、「サポートふ・く・し」の担い手である350名の生活支援サポーターが普段の暮らしの中で見守りや支えあい活動を行っています。さらには、介護予防を目的とした「通いの場」が町内20ヶ所で取り組まれています。その他にも、地域活動団体などが行っている活動(ちょっとした困りごとの支援)や、社会福祉法人与自然生活支援サポーター、美咲町社協の協働による配食サービスが行われています。しかし、こうした取り組みは、すべての地域で取り組まれているわけではありません。

このような現状を踏まえ、すでに取り組まれている支援活動やサービスの改善や拡充を図るとともに、新たな支援活動やサービスの創出に取り組んでいくことが必要となっています。このため、このような生活支援活動を一層進めていくとともに、推進体制の整備について様々な皆さんと協議していく“場”(プラットフォーム)である「協議体」を設置していくことが急務となっています。

事業概要

生活支援体制整備事業は、要支援1・2の方々などが抱える生活ニーズを支援していくための活動やサービスを生み出すための事業です。美咲町では急速に過疎化・少子高齢化が進む中で、地域に様々な地域課題や生活ニーズが生まれています。こうした地域課題や生活ニーズには、既存の活動やサービスの組み合わせ・改善とともに新たな活動やサービスの創出が必要となっています。そのためには、行政や社会福祉施設、介護事業所などの専門機関・団体だけではなく、地域住民やNPO法人、商工会、シルバー人材センター、農協・民間企業など、多様な機関・団体・人の知恵を集め、協働して取り組んでいく必要があります。そのための“地域の実情に応じた取り組みを一緒に考える場”として「協議体」を設置します。また、この協議体の運営とともに生活ニーズの把握・支援、多機関・団体や地域住民との連携、「共生の地域づくり」の推進に取り組むために、生活支援コーディネーターを設置します。

実施事業・活動計画

(1)1層生活支援コーディネーター(町が実施主体)との協働による2層生活支援コーディネーター業務の推進

<目的>

生活支援コーディネーターは、地域の中にどのような生活ニーズや社会資源が存在しているのかの把握・見える化に取り組めます。また、協議体をはじめとした様々な会議などに参加し、情報の共有化や専門職・各団体・民間企業などとの連携強化に努めます。また、既存のサービスやサロン・通いの場などの活用とともに新たな社会資源の開発に取り組めます。その他、住民が主体的に活動しようと思える雰囲気づくりや、実際に活動を行う人材(生活支援サポーターなど)を養成・育成していきます。

<実施計画>

<社協が実施すること>

①2層生活支援コーディネーターを3地域ごとに設置します。

基本目標 B 困りごとを受け止め支えあう地域福祉のネットワークづくり

②小地域ケア会議などにおける地域ニーズの把握と協議体への情報提供を行います。

③要支援者を対象に、専門職や住民などの多様な主体が参画し地域の実情にあったサービスや社会資源の活用・改善・改良・開発をします。

(2)1層協議体と2層協議体の設置の推進

設置する協議体は、美咲町全体を視野に協議していく「1層協議体」(※町が実施主体)と各地域の実情に合わせて協議していく「2層協議体」(※社協が町より受託)との2層体制を目指します。

1層協議体…美咲町全体として考える生活支援体制整備

2層協議体…日常生活圏域(旧3町単位)の生活支援体制整備

<目的>

協議体は、地域にある生活問題・課題を解決していくために、既存の社会資源をつなぎ、協働していく方法や新たに生活支援サービスや活動を創出していくことなどについて協議・協働・協創していく“場”です。

地域に合ったサービスや住民主体で取り組みを行うための方法などを検討、実践していくために美咲町全体の協議の“場”である「1層協議体」と、それぞれの地域特性を踏まえ、実際に地域で活動されている人たちが中心となって協議を行う「2層協議体」の設置を推進します。

<実施計画>

<社協が実施すること>

①町が実施主体である1層協議体に社協も参画します。

②2層協議体の設置を推進します。(年3回開催 各旧町1回)

2層協議体の内容

- 地域の生活に関する困りごとの把握・解決に向けての検討
- 地域にある社会資源の把握・情報共有

2層協議体の参加者

- その地域で活動されている住民・これから活動を始めようとしている住民や関係機関・企業など
- 例) 自治会・民生委員・シルバー人材センター・生活支援サポーター・民間企業・商店・各種団体…など

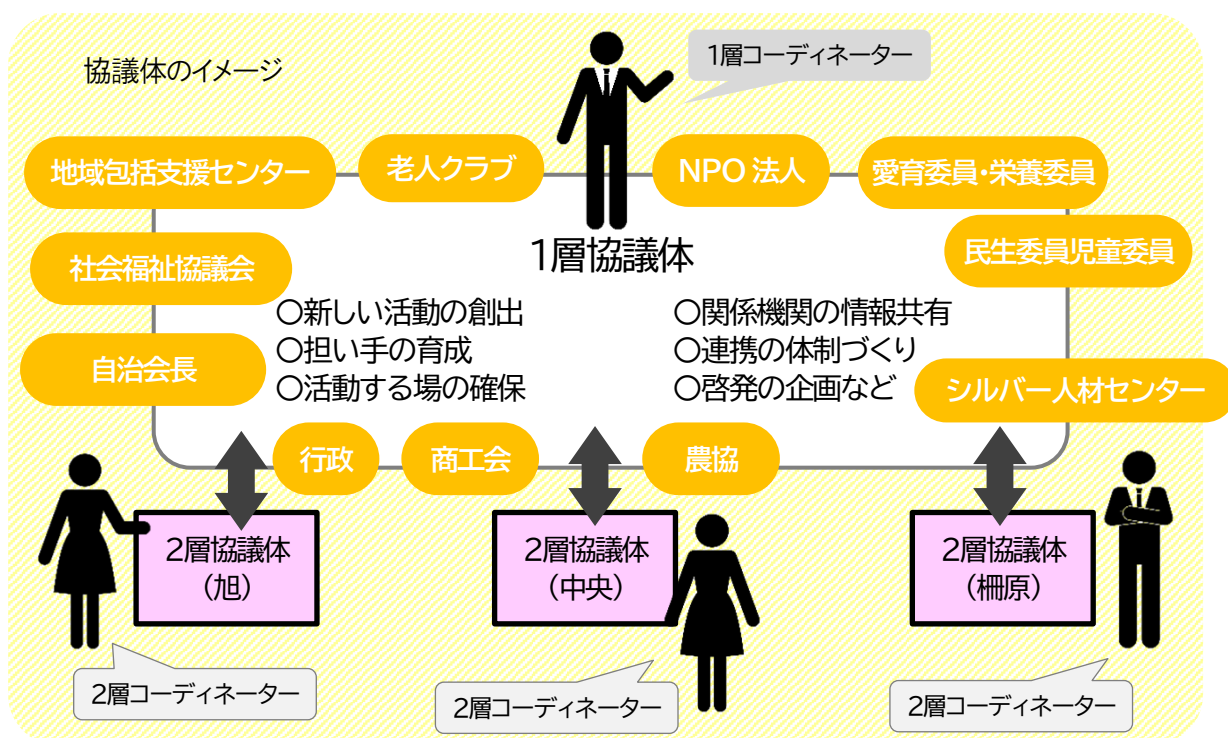
<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年3回	年3回	年3回	年3回	年3回

<地域の皆さんと一緒に進めること>

①小地域ケア会議などで地域の生活に関する困りごとの解決に向けて検討します。

②地域でできる生活支援(買い物や移動など)の新しい取り組みを一緒に考えます。



(3) サポートふ・く・し事業の実施

<目的>

生活支援サポーターの養成講座やスキルアップ講座を通して、地域の中に支えあいの意識を醸成します。

育成した生活支援サポーターには、普段の生活の中でちょっと気になる人や家庭の見守りを行ってもらうほか、困りごとを抱えた方に対して有償でちょっとしたお手伝いを行ってもらえるよう支援を行います。生活支援サポーターによる無償・有償の助けあいを推進していくことで、困りごとを抱えても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域(「共生の地域」)づくりを行います。

<実施計画>

<社協が実施すること>

①生活支援サポーター養成講座を開催します。(年1回 全2日間)

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年1回 登録者数 360名	年1回 登録者数 370名	年1回 登録者数 380名	年1回 登録者数 390名	年1回 登録者数 400名

②生活支援サポーター会合を実施します。(打穴西年4回・原田年3回・その他の地域でも必要に応じて開催できるよう働きかけを行います。)

<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年7回	年7回	年7回	年7回	年7回

③困りごとの相談受付と有償ボランティアへのポイント制度の運営を行います。

基本目標B 困りごとを受け止め支えあう地域福祉のネットワークづくり

- ・生活の中のちょっとした困りごとの相談受付
- ・生活支援サポーターへの支援(コーディネート・保険加入)
- ・支援活動を行ったサポーターへのポイントの受け渡し※10分1ポイント(100円分)

④配食ボランティアコーディネートと配食ボランティア意見交換会を実施します。

<④評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
意見交換会 年1回	意見交換会 年1回	意見交換会 年1回	意見交換会 年1回	意見交換会 年1回

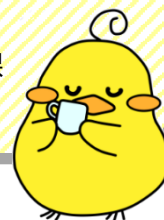
<地域の皆さんと一緒に進めること>

- ①生活支援サポーターの皆さんも小地域ケア会議やサポーター会合に参加します。
- ②身近な地域における住民の生活・福祉課題(困りごと)を見守り活動や声かけ、相談対応しながら早期発見する“地域のアンテナ役”になります。
- ③地域の困りごとを地域や社協と一緒に解決します。

ここがポイント！！

- ★自分にできる範囲で、見守りや声かけなど支えあいの意識を広げていきましょう。
- ★自分にできる介護予防を積極的に取り組みましょう。

担当部署:地域福祉課



関係機関・団体

自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、通いの場、生活支援サポーター、小地域ケア会議、ふれあいサロン、婦人協議会、消防団、協働のまちづくり協議会、生活支援サービス提供事業所、久米郡商工会、農協、民間企業、NPO法人、社会福祉法人、介護保険事業所、美咲町 など



▲生活支援サポーター養成講座の様子



▲サポートふくしの買い物同行支援の様子

基本目標 C “つながる”身近な地域での居場所づくり

誰もが参加でき、自分らしく生き活きと過ごせる居場所づくりを住民と協働して進めていきます。

重点目標3. 今ある居場所への継続支援

様々な居場所は美咲町にとっての大切な財産です。今ある居場所が継続できるように支援します。特に、これまで参加できていなかった親子クラブには積極的に参加できるように努めます。

推進活動1. 地域の居場所の創出.....	P.81
(1)地域の居場所づくりの推進	P.81
推進活動2. 障がい児・者への支援活動の推進	P.83
(1)みしゃモンカレッジの開催.....	P.83
(2)当事者の会と障害者ネットワークとの連携	P.84
推進活動3. 子ども・子育て世代への支援活動の推進.....	P.86
(1)子育て支援に関する活動と子育て関連団体との連携	P.86
推進活動4. 高齢者への支援活動の推進.....	P.88
(1)高齢者支援に関する活動と関連団体との連携.....	P.88
推進活動5. 当事者組織団体の支援活動の推進.....	P.90
(1)当事者組織団体への活動支援.....	P.90

基本目標 C “つながる”身近な地域での居場所づくり

推進活動 1. 地域の居場所の創出

現状と課題

美咲町には、住民同士が集会所や公会堂などの身近な場所で気軽に集い、ふれあいながら楽しい時間を過ごす「ふれあいサロン」や介護予防を目的とした「通いの場」など様々な居場所があり、活発に活動しています。しかし一方で、担い手や後継者不足、男性参加者が少ない、若者が集まる場がないなどの課題が挙げられます。

事業概要

美咲町社協では、既存の居場所の運営・相談支援、また運営者の育成にも力を入れていきます。また、地域の実情やニーズに応じて、男性や若者、子どもなどの新たな居場所の創出を住民と協働して行えるよう努めます。

実施事業・活動計画

(1)地域の居場所づくりの推進

<実施計画>

<社協が実施すること>

- ①誰もが参加しやすい居場所づくりを支援します。
- ②子どもや若者を巻き込んだ居場所づくりを支援します。(みんなで食堂 など) P.87 参照
- ③様々な要因で生きづらさを抱えた人が、自分のペースで出られる居場所支援を行い、社会参加への第一歩となるよう取り組みます。(ぷらっとほーむみさき など) P.105参照
- ④新しい居場所づくりへの支援をします。
- ⑤現在地域にある居場所は参加者が限定されており、多様な人々が参加でき、かつ地域ニーズに即した新しい居場所の創出を住民と協働して行います。

<地域の皆さんと一緒に進めること>

- ①既存の居場所を大切に継続します。(ふれあいサロン活動・通いの場の活動など)
- ②伝統行事や文化の伝承を通じた地域のつながりを大切にします。
- ③地域のニーズや地域特性を活かした居場所づくりに取り組みます。

ここがポイント！！

- ★今ある居場所を大切に継続しましょう。
- ★身近な場所で集まり話せる居場所をつくりましょう。



担当部署:地域福祉課

関係機関・団体

自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、生活支援サポーター、認知症サポーター、ふれあいサロン、婦人協議会、消防団、協働のまちづくり協議会、認知症事業連絡会、久米郡商工会、農協、NPO法人、社会福祉法人、介護保険事業所、美咲町 など



▲みんなで食堂の様子



▲ぶらっとほーむみさき事業でのスポーツ大会の様子

推進活動2. 障がい児・者への支援活動の推進

現状と課題

美咲町障害者福祉計画のアンケート調査において、「地域住民皆が安心して生活できるように障がいの有無に関わらず、積極的に地域の行事などに参加できるようになってほしい」「障がいのある方が参加できる行事が少ない」という声が寄せられました。美咲町社協では、「みしゃモンカレッジ」や「障がい者アート教室」などの事業を展開し、地域住民と障がいのある方々が交流し、積極的に地域で活動できるようになってきています。

しかし一方で、障がいのある方々が参加しやすい体験や環境設備に配慮していますが、十分とはいえません。今後も既存の社会資源を活用し、地域とのつながりがもてる事業の実施が必要です。

実施事業・活動計画

(1)みしゃモンカレッジの開催

<目的>

障がいのある方が主になって地域で活動していける「場」を、本人や家族だけでなく地域住民、障がい者福祉施設、行政と連携し、障がいのある方々に多くの夢を持ってもらい、地域でいきいきとした生活を送ってもらえることを目的に実施します。

<実施計画>

<社協が実施すること>

①みらいちゃれんじ～為せば成る・挑戦・継続は力なり～を開催します。

障がいのある方が主になって地域で「学べる場」「体験できる場」としてみしゃモンカレッジを開講します。(年間3回)

- ・内容 太鼓の達人・大工の匠・ホールスタッフ体験、そば打ち体験、アート、ダンスなど
- ・対象 町内外の障がいのある方 5名程度(毎年募集)
- ・講師:主に町内のお達者さん

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年3回	年3回	年3回	年3回	年3回

②笑顔のお届け便～障がい者と地域をつなぐ架け橋～を開催します。

多くの住民に「赤い羽根共同募金」を啓発するために、“赤い羽根商品”を障がい者福祉施設・団体に作成してもらい、地域で行われる行事などで募金活動を行い障がい者福祉の向上及び住民同士の支えあい活動を地域全体で盛り上げていく取り組みです。また、地域住民に町内の障がい者福祉施設・団体を知ってもらい、「障がいのある方への理解・啓発」「障がいのある方と地域とのつながりづくり」を目的に実施します。(毎年1回2日間開催)

協力施設・団体:ひかり学園さつきの丘・さくらの実・メンタル柵原・久米福祉会・あなぐま舎・ほっとスペースすみれ・さやかなる苑・誕生寺支援学校・美咲町障害者ネットワーク

※赤い羽根商品のマークに『みしゃモンシール』を商品に貼ります



<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年1回(全2日間)	年1回(全2日間)	年1回(全2日間)	年1回(全2日間)	年1回(全2日間)

③障がい者アート～わたしの世界 IN みさき～の開催

芸術活動を通じて障がいのある方々に、地域社会に参加することの喜びと達成感を感じ取ってもらい、地域住民には作品の圧倒的な魅力やそこから発せられるパワーや優しさを感じ取って頂くとともに、障がいのある方のアートの芸術性を知り、その世界観を知ってもらうことを目的に実施します。

アート教室を実施します。(みらいちゃれんじと同日開催)

・内容 桜湖焼、百々人形(伝統芸術)、臨床美術教室など

町内外巡回みんなのアート展を実施します。(毎年5月・10月～3月)

(本人の主張大会・美咲町社会福祉大会・笑顔のお届け便会場・亀甲郵便局、北和気郷土資料館、旭図書館、柵原総合文化センターなど)

<③評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
巡回アート展示 5月・10月～3月	巡回アート展示 5月・10月～3月	巡回アート展示 5月・10月～3月	巡回アート展示 5月・10月～3月	巡回アート展示 5月・10月～3月

<地域の皆さんと一緒に進めること>

①みしゃモンカレッジサポーターとして一緒に活動しましょう。

②みしゃモンカレッジに地域ボランティアとして参加しましょう。

③笑顔のお届け便出店に参加しましょう。

④みんなのアート展示会に行ってみましょう。

(2)当事者の会と障害者ネットワークとの連携

<目的>

障がい者支援の各種関係機関団体と連携し、障害者のニーズに即した支援や居場所づくりを行うため、障がい児者に関する下記の事業などに積極的に参画します。

<実施計画>

<社協が実施すること>

①障害者ネットワーク(毎月1回)に出席し、美咲町の障がい者支援の検討や障がいのある方でも参加できるイベント企画などを行います。

②レインボータートル本人の会・美咲町心身障がい児者親の会(亀さんの会)に参画します。

③美咲町内の障がい児者関係社会資源の把握・情報発信に努めます。

④活動の中から見えてくる地域課題や個別のニーズ把握を行います。

〈地域の皆さんと一緒に進めること〉

- ①本人の主張大会に参加します。(障害者ネットワーク主催)
- ②あいサポーター養成講座を受講します。(障害者ネットワーク共催)

ここがポイント！！

- ★障がいのある方々も地域の行事に参加しやすくなるよう取り組みましょう。
- ★地域の集まりに参加できるよう普段の生活の中で声かけを行いましょう。
- ★障がいのある方々の特性を理解しましょう。

担当部署:地域福祉課



関係機関・団体

美咲町障害者ネットワーク【美咲町身体障害者相談員・美咲町知的障害者相談員・障がい者支援施設 さやかなる苑・ひかり学園さつきの丘・グループホームかしのき・相談支援事業所みさき・さくらの実・ふりーすたいる わくわく事業所・わかくさ放課後等デイサービス・つやま地域生活支援センター つばさ・地域生活支援センターネクスト津山・相談支援事業所スマイルハート・あなぐま舎・メンタル柵原・美咲町社会福祉協議会・美咲町]レインボータートル、つつじ会、津山市自立支援協議会、誕生寺支援学校、郵便局、町内公共施設 など



▲みしやモンカレッジ～みらいちやれんじ～の様子



▲笑顔のお届け便～障がい者と地域をつなぐ架け橋～の様子



▲みんなのアート～わたしの世界 IN みさき～の様子



推進活動3. 子ども・子育て世代への支援活動の推進

現状と課題

現在、美咲町では人口減少に伴う少子(高齢)化が進んでいます。行政やNPO法人、各種団体が行っている様々な子育て支援がありますが、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、子育てに関する社会資源の情報が伝わりにくいことや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなどが問題となっています。

さらに、子育て世代へのアンケートや訪問の中から「乳幼児が過ごせる場所が限られている」「気軽に相談できる相手がいない」といった声が挙がっています。

子育てをしやすい社会にしていくためにも、地域をあげて、子どもや家庭を支援する新しい支えあいの仕組みを構築することが求められています。

事業概要

美咲町内の子育て世代と積極的に関わり、相談に応じ、課題を抱えた家庭に関しては他の子育て関連団体と連携し支援を行います。また、地域で実施されている体験活動や学習支援、子育て支援の社会資源を把握し連携に努めます。地域において子育て支援を行う各種関係機関団体と情報共有・連携を行うことにより一体的に子育て支援を行います。

実施事業・活動計画

(1)子育て支援に関する活動と子育て関連団体との連携

<実施計画>

<社協が実施すること>

- ①子育て世代の相談、支援に努めます。
- ②保育園・学校・主任児童委員との連携に努めます。
- ③美咲町内の子育て関係社会資源の把握・情報発信に努めます。
- ④子育てサロン(親子クラブ)への活動支援を行います。

・親子クラブ

親と子どもが一緒にレクリエーション活動や研修を通して、情報の共有や交流を図っています。また、子育て支援センターの行事に参加する他、栄養士による栄養指導教室や図書館司書による読み聞かせを行うなど様々な社会資源との連携を図りながら活動の継続を行っています。子ども・子育て世代の大切な居場所になっています。

- ⑤子育て世代の居場所づくりを行います。(例:赤い羽根コウノトリ事業でつながった皆さんがほっとできる居場所など)

- ⑥赤い羽根コウノトリ事業を行います。

赤い羽根コウノトリ事業とは…美咲町在住の子どもが生まれて間もない世帯(概ね、生後6ヶ月以内)で、申請があったご自宅を訪問し、おむつやおしりふきなどを届けます。また、お祝いの他に子育てサロンや困った時の相談窓口の連絡先なども渡し、孤立防止や早期支援につなげる事業です。

⑦みんなで食堂を開催します。(2ヶ月に1回)

みんなで食堂とは…大人でも子どもでも誰でも参加でき一緒に食事を楽しむことのできる居場所です。

<⑦評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
2ヶ月に1回	2ヶ月に1回	2ヶ月に1回	2ヶ月に1回	2ヶ月に1回

<地域の皆さんと一緒に進めること>

①子育て世帯へ「みんなで食堂」や「赤い羽根コウノトリ事業」などの情報を届けます。

②みんなで食堂を一緒に運営します。

ここがポイント！！

★地域行事やサロン活動などで三世代交流の機会をつくりましょう。

★地域で子どもたちを見守り・育てましょう。

担当部署:地域福祉課



関係機関・団体

自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、生活支援サポーター、認知症サポーター、ふれあいサロン、婦人協議会、消防団、協働のまちづくり協議会、久米郡商工会、農協、NPO法人、社会福祉法人、親子クラブ、保育園、小学校、中学校、高校、大学、主任児童委員、美咲町 など



▲赤い羽根コウノトリ事業の様子

推進活動4. 高齢者への支援活動の推進

現状と課題

美咲町では、高齢化率は40%を超えており、単身世帯数も年々増加している現状があります。高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を送ることは誰もが望むことです。自立した生活を送ることができる期間を少しでも長くすること、たとえ介護が必要な状況になっても、自分の望む生活ができることが目標です。その目標に向け、健康の保持や地域フレイル予防は重要になります。しかし、地域フレイル予防の必要性や意識は、地域や個人により差があることが現状の課題です。

いつまでも役割と居場所がある、いきいきとした生活ができるように、地域と共に介護予防・健康づくりの取り組みを行うことが必要です。

事業概要

高齢者が地域で役割や居場所がある生活を送ることができるよう、閉じこもり予防や居場所・役割づくりなどの社会資源の活用、周知、利用の促進に努めます。

実施事業・活動計画

(1) 高齢者支援に関する活動と関連団体との連携

<実施計画>

<社協が実施すること>

- ① 高齢者本人やご家族などの相談、支援に努めます。
- ② 美咲町内の高齢者支援関係の社会資源の把握・情報発信に努めます。
- ③ ふれあいサロン・老人会・通いの場などの活動へ参加し、地域フレイル予防を推進します。
レクリエーショングッズ・福祉用具などの貸出支援を行います。P.131参照
- ④ 通いの場の情報交換会をサロン研修と合同で開催します。(年3回開催 各旧町1回)

<④評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年3回	年3回	年3回	年3回	年3回

・通いの場とは(町が実施主体)

閉じこもりの防止や高齢者の方の居場所づくりを目的に、身近な所で介護予防に取り組めるよう通いの場の推進を行います。通いの場では多くの高齢者が役割をもって通いの場に参加し、その場に自分から「参加したい」と思える活動になるように働きかけ・支援を行います。

対象: 要支援1・2の方と65歳以上のすべての高齢者

- ⑤ 行政と協働し、地域の実情に合わせた通いの場の立ち上げ支援や高齢者の保健事業と介護予防などの一体化実施を推進します。

・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施とは(町が実施主体)

令和6年度より始まっている後期高齢者医療広域連合と美咲町が協力し、後期高齢者の健康維持、地域フレイル予防を進める事業です。

- ⑥ 短期集中介護予防教室の利用を勧めます。

・短期集中介護予防教室とは(町が実施主体)

体力や生活機能の低下がみられる参加者個々の目標実現に向け、保健・医療の専門職が短期間(3カ月程度)集中的に支援を行う教室です。対象は要支援認定者と生活機能の低下がみられる方(*1 基本チェックリスト対象者)です。

*1 基本チェックリストとは

65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがあるかどうかをチェックするためのもの。

⑦認知症の人が役割を持てる場づくりを行います。(例:みんなの台所、みんなの教室、特技を披露、共に楽しむ事が出来る場)

⑧オレンジカフェの活動へ参加します。

・オレンジカフェとは(NPO法人美咲ももたろうクラブが実施主体)

認知症の人やその家族・地域住民・専門職など、誰もが住み慣れた地域でいつまでもその人らしい生活ができるように、仲間づくりや生きがい支援、介護する家族の負担軽減、認知症や介護などの相談支援の場となっています。(毎月3回)

⑨活動の中から見えてくる地域課題や個別のニーズ把握を行います。

⑩認知症事業連絡会(町主催)に出席し、認知症の人への支援の検討や認知症の人でも参加できるイベント企画などを行います。

〈地域の皆さんと一緒に進めること〉

①ふれあいサロン・通いの場などの活動の運営をします。

②受け手も担い手もなく、みんなで会を進めます。

③活動に参加できていない人が地域におられたら、声かけをします。



ここがポイント！！

- ★積極的に交流や活動の場へ出向き、認知症予防・健康づくりに取り組みましょう。
- ★地域活動の場に参加者全員が役割をもち、活躍しましょう。

担当部署:地域福祉課・地域包括支援センター

関係機関・団体

自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、生活支援サポーター、認知症サポーター、ふれあいサロン、婦人協議会、消防団、協働のまちづくり協議会、認知症事業連絡会、久米郡商工会、農協、NPO法人、社会福祉法人、介護保険事業所、美咲町 など



▲通いの場情報交換会の様子



▲通いの場の様子

推進活動5. 当事者組織団体の支援活動の推進

現状と課題

美咲町社協では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようお互いが支えあえる地域づくり」を行っていくため、いろいろな分野の方の仲間づくりを支援しています。現在6団体の当事者団体組織が活動を行っています。それぞれの団体で、担い手不足、参加者の固定化、活動のマンネリ化などが課題となっています。

今後も地域社会の問題及び当事者組織の状況を鑑みつつ、組織形態や活動支援の在り方を検討しながら支援を行います。

実施事業・活動計画

(1)当事者組織団体への活動支援

<実施計画>

<社協が実施すること>

①当事者組織団体へ活動の支援を行います。

会が自主的に運営できるよう運営に関しての相談助言を行います。また、積極的にアウトリーチを行い、当事者や当事者家族や地域住民、専門職などから相談を受けた際には、会への参加を促すなど会との連携を図ります。

美咲町介護者の会

認知症の方や要介護の方で介護が必要な高齢者、障がいなどにより在宅で介護をしている人、介護を経験(卒業)した人、介護に関心のある人が集まり、お互いの悩みや体験を共有し、また体験や情報を分かちあう介護者相互の交流の会です。毎月1回、第1木曜日に定例会

笑いのサロン和(なごみ)

病を抱えている本人や支えている家族が、誰にも相談ができず自分で抱え込んでしまった時の心のよりどころ(居場所)として、「気軽に立ち寄れて話や相談ができる場」を目指して活動をしています。日時:毎月第4水曜日 13:30~15:30 場所:町内の各所(中央公民館など)

レインボーートル(本人の会)

心身に障がいがあっても、“自分らしく生きていこう”“自らの力を発揮していこう”という思いから、レインボーートル(本人の会)を立ち上げ、仲間同士でレクリエーション活動や映画鑑賞や買い物、またカラオケ・ボーリング大会など、自分たちがやりたいことを企画実行し、楽しく活動をしています。また、美咲町社協などの事業運営にも協力・支援を行い、積極的に地域交流活動も行っています。

美咲町心身障害者親の会(亀さんの会)

心身に障がいのある子どもの親が集い、日頃の悩みや福祉情報を共有しています。また、障がいの理解、啓発や地域との交流も兼ねて「パタンク交流会」を開催しています。障がい者(本人)が障がい種別や程度に関わらず、誰もが自分らしく、地域で共に生きていけることを願い活動しています。

〈地域の皆さんと一緒に進めること〉

- ①会の運営をします。
- ②受け手も担い手もなく、みんなで会を進めます。
- ③会に参加できていない人が地域におられたら、声かけをします。

ここがポイント！！

- ★支援や情報を必要とする人に様々な機会を活用し伝えていきましょう。
- ★仲間が必要な人に各種会へ参加を呼びかけましょう。

担当部署：地域福祉課



関係機関・団体

NPO法人、自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、生活支援サポーター、子ども会、ふれあいサロン、通いの場、障がい者福祉施設、介護保険事業所、医療関係者、町内外の当事者組織、認知症事業連絡会、美咲町 など



▲レインボータートルの活動の様子



▲笑いのサロン和(なごみ)の活動の様子

基本目標 D “みんなが担い手に” 地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり

学びあい、体験し、他人を思いやる心を育み、自分にできるボランティア活動に積極的に取り組めるよう、様々な事業を展開していきます。

重点目標4. 福祉教育（教えて育てる）ではなく、福祉共育（共に育ちあう）へ

当事者や多様な機関、地域住民と一緒にその地域の実情にあった福祉共育を実施し、学びを通じて地域の課題を理解し、地域活動に参加していけるよう取り組みます。

推進活動1. ボランティアセンター機能の充実 P.93

(1) ボランティアセンターの運営 P.93

推進活動2. 分野、対象別のボランティア養成・人材育成 P.95

(1) シーズンボランティア体験の実施 P.95

(2) 生活支援サポーター養成講座の開催 P.96

(3) 災害ボランティア養成講座の開催と災害ボランティアセンター設置演習の実施 P.96

(4) あいサポーター養成講座(障害者ネットワークが実施主体)への参画 P.96

(5) 認知症サポーター養成講座(町が実施主体)への参画 P.97

(6) 新しい人材の育成～子ども福祉委員～ P.97

推進活動3. 地域・学校における福祉共育の推進 P.99

(1) 美咲流(地域版・学校版)の福祉共育の推進 P.99

基本目標 D “みんなが担い手に”地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり

推進活動 1. ボランティアセンター機能の充実

現状と課題

美咲町社協では、ボランティアセンターを設置し、ボランティア登録されている個人・団体などと連携して、ボランティアの普及と活動支援に取り組んでいます。しかし、多様な福祉課題・生活課題や法改正・施行によるニーズ増加について、従来のボランティアセンターの職員や役割、機能が十分に果たせてない現状があります。また、これらのニーズについて、制度・サービスのみで対応していくことも難しくなっています。

一方で、地域活動の活性化や地域住民の支えあい・助けあい、子どもから高齢者まで誰もが地域で活躍できる場づくり、地域課題解決に向けての人材育成、連携・協働の仕組みづくりなど、ボランティア活動の推進が求められています。

これらの取り組みを進めていくためには、ボランティアセンター機能を充実・強化させていく必要があります。

事業概要

地域においてボランティア活動支援の中核的役割を担う、ボランティアセンターの機能を充実・強化し、多様化するニーズに柔軟に対応するために、当事者・家族の団体、地域住民、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政などとの連携・協働の仕組みを構築します。また、ボランティア活動へのさらなる相互理解・啓発を目指して、より分かりやすく、伝わりやすい情報収集・情報発信に努めます。

実施事業・活動計画

(1) ボランティアセンターの運営

<実施計画>

<社協が実施すること>

① ニーズの把握とボランティアの養成・育成をします。

ボランティアコーディネーターを中心に、ニーズ調査・把握を行い、またボランティアの入門講座や現在美咲町社協が実施している講座などに積極的に参加してもらいボランティアを養成し、多種多様な複雑化したニーズに対応していけるボランティアの育成に努めます。

② ボランティアの登録・コーディネートを行います。

ボランティア団体、個人ボランティアの登録・コーディネートを行っています。現在登録されている個人・団体の登録の見直しと新たなボランティアの人材の発掘を行い、適切なボランティアコーディネートをを行います。

③ ボランティア活動保険の加入の促進を図ります。

ボランティア団体、個人ボランティアへの財政的な支援の方法などに向けて協議し、基盤の充実に向けて検討していきます。また、ボランティア活動の保険加入の手続きや加入の促進を図ります。

第4章 実施事業・活動の推進

④ボランティア活動の情報発信を行います。

ボランティア活動が、地域住民にとって身近なものとなることやボランティアへの関心を高めることを目的に、現在活躍しているボランティアの活動を把握し、社協だより、ホームページ、Facebook などあらゆる媒体を活用して、分かりやすく情報発信を行います。

〈地域の皆さんと一緒に進めること〉

①地域のお達者さんがおられたら、ボランティア登録を進めます。



ここがポイント！！

★自分にできる小さなボランティアから始めましょう。

担当部署：地域福祉課

関係機関・団体

ボランティア(個人・団体)、当事者・家族の団体、NPO法人、社会福祉法人、民間事業者、美咲町など



▲フラワーボランティアの様子

推進活動2. 分野、対象別のボランティア養成・人材育成

現状と課題

これまで美咲町社協では、ジュニアボランティア養成講座、シーズンボランティア、災害ボランティア養成講座など、ボランティアの養成を行ってきました。

一方で、養成講座などを受けたことがあるが、実際にボランティア活動をしたことがない方やボランティアに興味はあるが講座の情報が行き届いておらず受講できていない現状があります。

今後も継続的に講座を開催し、積極的に受講してもらえるよう啓発していきます。合わせて、講座受講後に地域で自主的に活動してもらえるようコーディネート、フォローアップを行います。

実施事業・活動計画

(1) シーズンボランティア体験の実施

<目的>

シーズンボランティアは、コロナ禍で夏のボランティア体験が中止となり、それでもどんな形でもできるボランティアとして新しく企画したボランティア事業です。つくるボランティア・施設ボランティアなどの様々なボランティア活動の中から、自分にあった活動を選び、参加する企画です。

ボランティア体験を通じて、社会福祉についての理解を深めると同時に、様々な出会いの中から、新しい発展や『生きていく』視点について考える機会を提供します。

<実施計画>

<社協が実施すること>

①施設ボランティア(夏休みのみ)を実施します。

保育園、高齢者施設、障がい者施設、児童館などに3日間以上ボランティア体験を行います。

時期:8月～9月 対象:中学生・高校生

②つくるボランティアを実施します。

自宅や学校で、季節を感じられる作品(春・夏・秋・冬)をつくり、施設などで飾ってもらう取り組みを実施します。

時期:8月～12月 対象:中学生・高校生

<①・②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年1回	年1回	年1回	年1回	年1回



▲シーズンボランティアの様子

(2)生活支援サポーター養成講座の開催

<目的>

育成した生活支援サポーターには、普段の生活の中でちょっと気になる人や家庭の見守りを行ってもらうほかに、困りごとを抱えた方に対して有償でちょっとしたお手伝いを行ってもらえるよう支援を行います。生活支援サポーターによる無償・有償の助けあいを推進していくことで、困りごとを抱えても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域(「共生の地域」)づくりを行います。

<社協が実施すること>

①生活支援サポーター養成講座の開催をします。(年1回 全2日間)

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

(3)災害ボランティア養成講座の開催と災害ボランティアセンター設置演習の実施

<実施計画>

<社協が実施すること>

①災害ボランティア養成講座(年間1回)実施します。

内容:暮らしをつなぐ災害ボランティア活動とは、福祉避難所の役割、被災地での取り組みなど
対象:町内外のボランティアに関心のある住民、市町村社協職員、町職員、消防団、県職員など

※第1期～第9期受講者数(延べ)131名(令和7年3月現在)

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年1回 登録者数 135 名	年1回 登録者数 140 名	年1回 登録者数 145 名	年1回 登録者数 150 名	年1回 登録者数 155 名

②災害ボランティアセンター設置訓練(偶数年1回)を実施します。

<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	年1回		年1回	

(4)あいサポーター養成講座(障害者ネットワークが実施主体)への参画

<目的>

障がいの特性を理解し、障がいがある方が困っていることに対してちょっとした手助けや心配りなどを実践できる住民(あいサポーター)を養成することで誰もが暮らしやすい地域の実現を目指します。

<実施計画>

<社協が実施すること>

①障害者ネットワーク会議に参加し、あいサポーター養成講座の企画運営に携わり、啓発します。

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

(5)認知症サポーター養成講座(町が実施主体)への参画

<目的>

地域や職場などにおいて、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい理解の普及に努めます。

<実施計画>

<社協が実施すること>

- ①認知症サポーター養成講座の開催の働きかけを行います。
- ②認知症サポーターが地域で活躍できる体制づくりを進めます。

(6)新しい人材の育成～子ども福祉委員～

<目的>

地域でボランティアとして何ができるかを共に考え、身近な地域での自主的なボランティア活動につなげていきます。また、社会福祉についての理解を深めると同時に、様々な出会いの中から新たな発見や「ともに生きていく」ことについて考えることができるようその機会を提供します。

<実施計画>

<社協が実施すること>

- ①子ども福祉委員養成講座を実施します。(年1回 1自治会 全2日間)

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

<地域の皆さんと一緒に進めること>

- ①自分にできるボランティア活動に取り組みます。
- ②子ども福祉委員の活動は自治会と民生委員と協働に進めます。

ここがポイント！！

- ★地域の行事などみんなが集まる際に「福祉」について学ぶ機会を取り入れましょう。
- ★身近なボランティアから始めましょう。
- ★日頃から災害に負けない地域づくり、防災減災への取り組みを行いましょう。
- ★地域で助けあい・支えあいの意識がもてるような取り組みを行いましょう。

担当部署:地域福祉課



関係機関・団体

町内保育園、小学校、中学校、岡山県内高校、NPO法人、美咲町内社会福祉施設、社会福祉法人、自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、久米郡商工会、認知症キャラバンメイト、美咲町障害者ネットワーク、生活支援サポーター、ボランティア(個人・団体)、消防団、子ども会、ふれあいサロン、通いの場、岡山県社会福祉協議会、他県・他市町村社会福祉協議会、県災害救援専門ボランティア、大学生ボランティア、消防署、美咲町防災士ネットワーク、美咲警察署、美咲町、岡山県 など



▲生活支援サポーター養成講座の様子



▲災害ボランティア養成講座の様子

推進活動3. 地域・学校における福祉共育の推進

現状と課題

総合的な学習の時間などにおいて、小・中学校で、福祉体験教室の依頼が入り、車いす体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験、認知症などについて、学校で福祉を体験する機会を提供しています。これまでの福祉共育は思いやりや優しさといった感情の醸成に留まり、地域づくりにまで展開することができませんでした。一方的な疑似体験や福祉施設への慰問によって、「障がい者はかわいそうだ」といった貧困的な福祉観を再生産してしまったり、あるいは一方的な支援対象として認識してしまったりするのではないかと懸念があります。

共に生きるという関係性をつくるということは、一方的に健常者が障がい者を理解するというものでもなく、障がいのある者とない者が対面するものでもありません。お互いに人として理解でき、相互の関わりが大切に育まれる福祉共育を展開しなければなりません。

今後は、自分たちの生活する地域のあり方や地域課題、福祉課題の発見と、課題への関わりの中で学びを深める「サービ斯拉ーニング」^(注1)の視点で進める福祉共育に着目したプログラムを構築・普及していきます。

「地域でともに生き、ともに学びあい、ともに育ちあう」意識を育むために、教育現場の実情を把握し、当事者・家族の団体や地域住民・団体、行政などと連携することで、福祉共育を展開する仕組みを構築し、推進していく必要があります。

事業概要

「地域でともに生き、ともに学びあい、ともに育ちあう」福祉共育を通して、地域に根ざした学習活動へと展開できるように、当事者・家族の団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、学校などと福祉共育の現状を把握するとともに、幅広い実践を積み上げ「福祉共育プログラム」を作成し、福祉共育を推進します。

実施事業・活動計画

(1)美咲流(地域版・学校版)の福祉共育の推進

<実施計画>

<社協が実施すること>

①住民の『意識の壁』をなくし、「お互い様」意識を醸成していくために、自分たちの生活する地域のあり方や地域課題、福祉課題の発見と、課題への関わりの中で新たな出会いや学びを深め、サービ斯拉ーニングやアクティブラーニング^(注2)の視点で福祉共育を実践します。(地域向け・小学校・中学校・学園・高校・大学向け)

車いす体験・高齢者疑似体験・視覚障がい(サウンドテーブルテニス、グラウンドソフトボール)・聴覚障がい(様々なコミュニケーションの方法)・認知症・ふくしについて・ボランティアについて・フレイル予防について・ヤングケアラー・ダブルケアについて 他

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
学校関係 年4ヶ所	学校関係 年4ヶ所	学校関係 年4ヶ所	学校関係 年4ヶ所	学校関係 年4ヶ所

②小学校・中学校・学園・高校・大学・教育委員会などとの連携強化に努めます。

③新たな居場所での福祉共育を実施します。

子どもたちや保護者が集まる居場所に出向き講座を実施します。その後は社協の事業や地域の活動に対して自主的に参加し、ボランティアとして活動してもらえるように取り組んでいきます。

④小地域ケア会議やふれあいサロン活動に参画し、当事者や多様な機関、地域住民と一緒にその地域の実情にあった福祉共育を実践します。(認知症について・障がいについて・ふくしについて・ボランティアについて・フレイル予防について・ヤングケアラー・ダブルケアについて・生活困窮について・防災について、認知症見守り声かけ模擬訓練 など)また、専門職や本人のご家族などを対象にも実施します。

<④評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
地域関係 年 60 ヶ所	地域関係 年 60 ヶ所	地域関係 年 60 ヶ所	地域関係 年 60 ヶ所	地域関係 年 60 ヶ所

〈地域の皆さんと一緒に進めること〉

①当事者や多様な機関、地域住民と一緒にその地域の実情にあった福祉共育に取り組みます。

②学びを通じて地域の課題を理解し、地域活動に参加していけるよう取り組みます。

ここがポイント！！

- ★学校や家庭と連携し、地域全体で子どもの成長を支えていきましょう。
- ★子どもたちと地域の様々な人が関わりを持つことで体験や交流を深めましょう。
- ★当事者や多様な機関、地域住民と一緒にその地域の実情にあった福祉共育に取り組みましょう。

担当部署：地域福祉課

関係機関・団体

小学校、中学校、学園、高校、大学、自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、愛育委員会、栄養委員会、ふれあいサロン、通いの場、障害者ネットワーク、当事者・家族の会、ボランティア、NPO団体、認知症キャラバンメイト、美咲町 など

(注1)サービスマーケティングとは、自分たちの生活する地域のあり方や地域課題、福祉課題の発見と新たな出会いや学びを深めること。

(注2)アクティブラーニングとは、受け身で教わるのではなく、自ら主体的に考えて学ぶ学習方法のこと。



▲聴覚障がいの体験の様子



▲地域での福祉共育の様子

基本目標 E 誰もが安心して相談できる仕組みづくり

誰もが地域で生き生きと暮らしていけるよう、相談体制や生活支援活動を充実させていきます。

重点目標 5. 制度の狭間にある方々への生活支援の充実

地域の中には課題を抱えていても「制度の狭間」にあり、支援を受けることができず社会的孤立に陥っているケースがあります。制度の狭間にある方を支援につなげていくため、様々な制度や事業を活用しながら、必要な資源の開発に取り組みます。また、本人の望む生活の実現のために、想いに寄り添い、本人を中心に支援を行います。

推進活動1. 本人の意思に添った権利擁護支援の推進.....	P.102
(1)誰もがいつまでも自分らしく生活できる支援の実施.....	P.102
推進活動2. 生活困窮者への支援の推進.....	P.105
(1)本人が望む生活に添った支援の実施.....	P.105
推進活動3. 相談支援体制の推進.....	P.107
(1)身近な相談支援体制の整備.....	P.107
(2)専門職に相談できる機会の創出.....	P.107

基本目標 E 誰もが安心して相談できる仕組みづくり

推進活動 1. 本人の意思に添った権利擁護支援の推進

現状と課題

生活課題の多様化・複雑化・複合化により、既存のサービスや制度では支援をすることが難しい「制度の狭間」の問題が出現してきています。制度の狭間にある方を支えていくためには、制度の枠組みに捉われず、本人(世帯)の生活全体を把握し、多機関と連携・協働しながら支援を行っていくことが求められています。

さらには、全国的に児童や障がい児者、高齢者虐待や消費者被害も増加しており、権利侵害から児童や障がい者、高齢者を護っていくためには、地域や多機関と普段から顔の見える関係づくりを行い、ネットワークを構築し、予防的権利擁護^(注1)を進めていく必要があります。

病気や障がいなどにより判断能力に不安があっても、地域の中で自分らしい生活を続けていくためには、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意志及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討する意思決定支援が重要です。

事業概要

病気や障がい、生きづらさを抱えていても、地域の中で自分らしい生活を続けることができるよう福祉活動や福祉サービスなどによる多様な支援を本人が選択できる体制を地域住民や専門職と協働し構築します。

また、既存のサービスや制度では対応できない課題に対応していくために、多機関と協働し既存のサービスの改良、新たな活動・事業の開発に取り組んでいきます。

実施事業・活動計画

(1)誰もがいつまでも自分らしく生活できる支援の実施

<実施計画>

<社協が実施すること>

- ① 病気や障がい、生きづらさを抱えていても、地域の中で自分らしく生き活きと生活していくことができるよう、本人の意思を尊重し、想いの実現に向けて支援します。
- ② 病気や障がい、生きづらさを抱えている方やその家族が抱える問題の解決に地域や各関係機関と連携して支援します。
- ③ 美咲町権利擁護センター“まあるくなあれ美咲黄”^(注2)と協働し、支援方法の検討や権利擁護に関する取り組みを推進します。
 - ・美咲町権利擁護センター運営委員会への参画(年 3 回)
 - ・支援検討委員会^(注3)への参画(年 6 回)
 - ・けんりようご意見交換会^(注4)への参画 など

〈③評価指標〉

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
運営委員会 年3回 支援検討委員会 年6回 けんりようご意見交 換会 年6回	運営委員会 年3回 支援検討委員会 年6回 けんりようご意見交 換会 年6回	運営委員会 年3回 支援検討委員会 年6回 けんりようご意見交 換会 年6回	運営委員会 年3回 支援検討委員会 年6回 けんりようご意見交 換会 年6回	運営委員会 年3回 支援検討委員会 年6回 けんりようご意見交 換会 年6回

④地域包括支援センター運営事業を実施します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、様々な問題を抱えた方に対して各種関係機関・団体と連携を図り、課題解決及び地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉制度へのつなぎを含めた相談支援を行います。(総合相談支援事業^(注5)・実態把握業務^(注6)の実施など)

⑤日常生活自立支援事業を実施します。(対象:高齢者、障がい者(知的、精神)など、判断能力が十分でない方)

- ・事業を安定して実施し、利用者一人ひとりと丁寧に関わっていくために、生活支援員の募集を行います。
- ・事業の啓発を目的に、小地域ケア会議や民生委員支部会、広報誌などでの周知を行います。

【利用者数:令和2年度15名 令和3年10名 令和4年11名 令和5年11名 令和6年11名】

⑥法人後見事業を実施します。(対象:判断能力が不十分な方で、家庭裁判所から美咲町社協が後見人に認められた方)

- ・本人の意思を尊重し、適正な法人後見業務を実施していくため、法人後見運営委員会を開催します。(年2回)【受任件数:令和2年2名 令和3年3名 令和4年5名 令和5年5名 令和6年5名】

〈⑥評価指標〉

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
運営委員会 年2回	運営委員会 年2回	運営委員会 年2回	運営委員会 年2回	運営委員会 年2回

⑦小地域ケア会議やふれあいサロン活動を通して地域に出向き、相談業務やチラシの配布等を行い成年後見制度等の情報の提供を行います。

⑧多機関と協働し、制度の改良の働きかけや新たな活動・事業の開発を行います。

⑨本人の権利を護るため、認知症や障がい者などについて正しく理解するための福祉共育を実施します。(地域住民・専門職や本人のご家族などを対象に実施します。) P.100 参照

⑩権利擁護センターや警察などと協力し、虐待、特殊詐欺、消費者被害などの防止の啓発のために各種研修会を開催します。消費者被害防止研修会の開催(対象:地域住民等) 高齢者虐待防止研修会の開催(対象:介護保険事業所等)

〈⑩評価指標〉

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
消費者被害防止研修会 年1回 高齢者虐待防止研修会 年1回	消費者被害防止研修会 年1回 高齢者虐待防止研修会 年1回	消費者被害防止研修会 年1回 高齢者虐待防止研修会 年1回	消費者被害防止研修会 年1回 高齢者虐待防止研修会 年1回	消費者被害防止研修会 年1回 高齢者虐待防止研修会 年1回

〈地域の皆さんと一緒に進めること〉

- ①日頃からのあいさつや声かけを行い、地域の中のつながりをつくれます。
- ②一人で悩まず家族や親族、近所、社協に相談します。
- ③日常生活自立支援事業の生活支援員として、一緒に活動します。
- ④支援を考える個別会議などに参加します。

ここがポイント！！

- ★本人の意思を尊重し、その人らしい生活を送ることができるよう支援しましょう。
- ★権利を護(まも)る取り組みについて広く周知をしていきましょう。

担当部署：地域福祉課・地域包括支援センター



関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、小地域ケア会議、ふれあいサロン、通いの場、岡山県社会福祉協議会、岡山パブリック法律事務所、美咲町社会福祉法人等連絡協議会「あったかこころネットみさき」、障がい者相談支援事業所、障がい者福祉施設、社会福祉法人、NPO法人、介護保険事業所、美咲町 など

(注1) 予防的権利擁護：高齢者や障がい者など、権利侵害のリスクが高い人々に対して、早期発見・早期対応で深刻な事態を未然に防ぐための取り組み。具体的には、虐待や経済的搾取、孤独などのリスクを事前に特定し、それらに対応することで、本人の権利を守り、尊厳ある生活を支援する。

(注2) 権利擁護センター：障がいや認知症などで判断能力に不安のある方をはじめとし、子どもから高齢者まで地域で安心して生活が送れるように支援を行い、地域住民と専門職が協働した“切れ目のない”支援体制づくりに取り組んでいる。

(注3) 支援検討委員会：困難な事例に対する支援や成年後見制度の申立を行っていく事例に対し、弁護士や司法書士、社会福祉士や基幹相談支援事業所、医療ソーシャルワーカーなどの専門職からアドバイスを受けたり、成年後見人の候補者の選定(受任調整)を行ったりする会。

(注4) けんりようご意見交換会：市民後見人や成年後見人、専門職や金融機関などが活動の中での嬉しかったことや悩みごとの共有、意見交換を行う会。

(注5) 総合相談支援事業：高齢者やその家族の介護の悩みや福祉、医療、介護予防などの困りごとに対して、電話や訪問及び小地域ケア会議や地域からの情報などによる相談に応じ主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士がそれぞれの専門性を活かし、介護支援専門員を含め地域包括支援センターとして総合的な支援を実施する。

(注6) 実態把握業務：75歳以上で福祉サービスなどを利用していない独居高齢者や高齢者世帯を訪問し生活の実態を把握し、福祉サービスや介護予防などが必要な場合はその支援を行う。



▲日常生活自立支援事業の様子

推進活動 2. 生活困窮者への支援の推進

現状と課題

コロナ禍以降、金銭的支援や食料支援、家電や物資などの提供を求める相談が増加しています。また、相談の中には、「お金を貸してくれさえすればいい」「お金の支援以外は求めている」といった声が多くあります。しかし、金銭の貸付や物資の提供といった支援を行うだけでは生活を立て直すことができず、同じ状況を繰り返す方もいます。その背景には、経済的困窮だけでなく、病気や障がい、環境などにより生きづらさを抱えていることがあります。困窮状態から脱し、自分らしく生き活きた生活を送ることができるよう、生活(世帯)全体を把握し、本人の望む生活の実現に向けて多機関・団体と連携しながら支援することが求められています。

事業概要

生活困窮状態に陥った背景と課題を明らかにし、本人と一緒に状況の整理やどのような生活を目指していくのかなどを考え、本人の強みを活かした支援を行います。そのために、信頼関係を築き、伴走的・継続的な支援を行います。

実施事業・活動計画

(1) 本人が望む生活に添った支援の実施

<実施計画>

<社協が実施すること>

① ぱらっとほーむみさき事業を実施します。

- ・生きづらさを抱えた人が自分のペースで社会に順応できるよう居場所づくりを行います。
- ・本人の興味があることに一緒に挑戦し、一步を踏み出すことができるよう支援します。
(例: みしゃモンカレッジやみんなで食堂、地域のふれあいサロン活動への参加 など)
- ・社会に順応するため準備を支援します。
(例: 住環境の整備、履歴書の書き方や面接の練習 など)
- ・赤い羽根小規模な家屋修繕などの環境整備事業の実施

家屋修繕の補助制度がない方で、自力で補修費用の支払いが難しい方に対して費用の一部を補助します。

・あったか心バンク事業を実施します。

生活困窮者へ、地域住民からいただいた物品などを提供します。食料や生活に必要な家電などの支援を行い、その後の自立した生活へ向け一緒に考えていくきっかけになるよう取り組んでいきます。

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年 10 回	年 10 回	年 10 回	年 10 回	年 10 回

② 地域や多機関・団体と連携し、支援を行います。

③ 緊急小口貸付事業(美咲町独自)や生活福祉資金貸付事業(県社協事業)を実施します。

(対象: 低所得者・障がい者・高齢者など)

〈地域の皆さんと一緒に進めること〉

- ①生きづらさを抱えている人が地域の中で生活することができるよう、見守ります。
- ②生きづらさを抱えている人が参加できる地域の居場所をつくります。
- ③使わなくなった食品や家電などがあれば寄付します。



ここがポイント！！

- ★本人の意思決定を大事にしましょう。
- ★日頃から、あいさつや見守りを行い、隣近所のつながりを大切にしましょう。

担当部署:地域福祉課

関係機関・団体

岡山県社会福祉協議会、自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、美咲町社会福祉法人等連絡協議会「あったかこころネットみさき」、ふれあいサロン、障がい者相談支援事業所、障がい者福祉施設、社会福祉法人、NPO法人、介護保険事業所、美咲町 など

(注1)生活困窮者:多重債務、ホームレス、ひきこもり、障がい疑われるなど、様々な要因により経済的に困窮している人。就労していてもお金の使い方が原因で困窮している場合も含まれる。



▲あったか心バンク事業の様子



▲環境整備の様子

推進活動 3. 相談支援体制の推進

現状と課題

地域の中には、困りごとを抱えていても「どこに相談したらいいかわからない」「自分からSOSを出すことができない」といった声があります。そのため、日頃から小地域ケア会議やふれあいサロン、オレンジカフェなどに積極的に参加して相談窓口を周知するとともに、困りごとを抱えた人をいち早くキャッチすることができるように、地域や他機関・団体との連携体制の構築が必要です。

また、困りごとの早期支援につながるよう、ふくしの相談会の開催や行政や各種団体などが開催している相談会の周知を行うなど、相談できる機会を充実させていくことが求められています。

実施事業・活動計画

(1) 身近な相談支援体制の整備

<実施計画>

<社協が実施すること>

- ① 小地域ケア会議やふれあいサロン活動など、積極的に地域に出向き、相談しやすい関係性を築きます。
- ② 相談に来られるのを待つのではなく、困りごとを抱えた方のところに出向きます。
・アウトリーチなどを通じた継続的支援事業の実施P. 67 参照
- ③ 早期の支援につなげることができるよう、日頃から多機関・団体と連携しネットワークの構築を図ります。(機関連携会議^(注1)の開催など)。
- ④ 小地域ケア会議や民生委員児童委員支部会など、地域の中の各種会議を通じて相談窓口の周知を行います。
- ⑤ 様々な相談を受けることができるよう、職員の資質向上に努めます。P.119参照

<地域の皆さんと一緒に実施すること>

- ① 普段から声をかけあい、相談しやすい雰囲気づくりをします。
- ② 困りごとを抱えていても相談ができない方がいたら、社協に相談します。
- ③ 相談窓口の周知をします。

(2) 専門職に相談できる機会の創出

<目的>

困りごとを抱えた方の中には「どこに相談していいかわからない」という方が多くいます。地域に出向いて困りごとを抱えた方に働きかけを行うことと合わせて、相談の機会を設け窓口を周知します。

<実施計画>

<社協の実施すること>

- ① ふくしの相談会を実施します。

第4章 実施事業・活動の推進

相談員:弁護士、司法書士、社会福祉士、年金事務所職員、行政職員などが対応(相談無料)
開催頻度:美咲町、鏡野町、津山市で1回ずつ開催(時期は協議)

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年3回	年3回	年3回	年3回	年3回

②行政や他の団体などが行っている相談会の周知を行います。(なやみごと・行政・心配ごと相談・こころの健康相談など)。

<地域の皆さんと一緒にすること>

①困りごとを一人で抱え込まず、早めに相談します。

②困りごとを抱えている方に相談の機会があることを伝えます。

ここがポイント！！

★困りごとは一人で抱えず、身近な人に相談しましょう。

★普段から声をかけあい、相談しやすい雰囲気づくりをしましょう。

★地域の中で気になる方がいたら、声をかけ、相談する場や専門職がいることを伝えましょう。

担当部署:地域福祉課・地域包括支援センター

関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、主任児童委員会、小地域ケア会議、ふれあいサロン、通いの場、美咲町障害者ネットワーク、美咲町社会福祉法人等連絡協議会「あったかこころネットみさき」、障がい者福祉施設、社会福祉法人、NPO法人、介護保険事業所、津山市社会福祉協議会、鏡野町社会福祉協議会、久米南町社会福祉協議会、岡山県社会福祉協議会、岡山パブリック法律事務所、美咲町 など

(注1)機関連携会議:地域住民と関わる機会が多い警察署、消防署、金融機関、行政などと情報及び課題を共有し、支援を要する方の早期発見と支援につながるよう、連携体制を構築する会議。



▲ 訪問や来所における相談対応の様子

基本目標 F 誰もが最後まで安心して暮らし続けられる地域づくりと 介護保険事業所とのつながりづくり

誰もが住み慣れた地域でその人らしく、安心して生活ができるよう、
地域の皆さんとつながりをつくり、交流できる機会を創ります。

重点目標6. 地域と介護保険事業所が共に取り組む地域福祉活動の推進

推進活動1. 地域に開かれた介護保険事業所へ P.110

- (1) 介護保険事業所と地域住民とのつながりづくりを推進します。 P.110
- (2) 地域福祉事業との連携を行います。 P.112
- (3) 地域でのインフォーマルサポートネットワークづくりを行います。 P.112
- (4) 地域で気になる家庭への早期支援を行います。 P.112

推進活動2. 地域に根ざした施設運営の推進 P.114

- (1) 地域交流会及び月次催し行事、家族会の企画・実施をします。 P.114

基本目標 **F** 誰もが最後まで安心して暮らし続けられる地域づくりと介護保険事業所とのつながりづくり

推進活動 1 地域に開かれた介護保険事業所へ

現状と課題

地域の中にある生活問題・課題は、多様化、複雑化、複合化しています。それらの問題をこれまでの高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった対象者ごとの縦割りの支援体制ではなく、フォーマル・インフォーマルな社会資源^(注1)と連携し、一体的に地域全体で支える仕組みづくりが必要となっています。

また、コロナ禍により地域と介護保険事業所とのつながりも希薄になっています。

今後、利用者や家族の生活を地域の皆さんと共に支えていくために「地域に開かれた介護保険事業所」を目標としています。事業所と地域の皆さんがどのような取り組みやつながりがもてるのかを検討し、実践していく必要があります。各関係機関との連携を強化し、より切れ目のない支援を心掛けるとともに地域とのつながりを社協全体で共有し、発信していくことが求められています。

事業概要

住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるように、利用者や家族の気持ちに寄り添い、公正・中立な立場に立ち、自立支援に向けた支援を行います。

また、利用者や家族の生活環境や地域の社会資源に目を向け、各事業所が地域の皆さんと専門機関や各団体などと連携し、地域福祉の活動を推進します。

実施事業・活動計画

(1) 介護保険事業所と地域住民とのつながりづくりを推進します。

<実施計画>

<社協が実施すること>

①地域住民やボランティアが活動できる季節行事の内容を取り入れ、地域住民と利用者が交流できるよう取り組みます。(例:敬老会・クリスマス会・バイキングなど)

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
各デイサービス 年2回	各デイサービス 年2回	各デイサービス 年2回	各デイサービス 年2回	各デイサービス 年2回

②デイサービスやヘルパー職員がふれあいサロン活動などに参加し、軽体操・レクリエーション活動・介護指導(おしめ交換、体位変換)などを行います。必要に応じて、家族が安心して介護が行えるように、在宅でも介護指導など、困りごとがあれば出向いて相談に応じます。

<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年2回	年2回	年3回	年3回	年4回

③中高生のボランティア活動を推進します。

職場体験やシーズンボランティアなどで、中高生のボランティアを積極的に受け入れ、世代間交流を図ります。【職場体験・施設ボランティア7月～8月末・つくるボランティア7月～1月】

<③評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
職場体験年1回 シーズンボランティア年2回	職場体験年1回 シーズンボランティア年2回	職場体験年1回 シーズンボランティア年2回	職場体験年1回 シーズンボランティア年2回	職場体験年1回 シーズンボランティア年2回

④社会参加の場づくりを推進します。

社会参加が必要な方がデイサービスで清掃活動、ボランティア活動などができるよう受け入れ、社会参加の場を創ります。

<④評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
各デイサービス 年2回	各デイサービス 年2回	各デイサービス 年2回	各デイサービス 年2回	各デイサービス 年2回

⑤共同募金運動を推進します。

利用者、職員と共に手作り募金箱や赤い羽根ポスターなどの作品づくりを通じて共同募金運動に参加し、地域福祉活動を推進します。

<⑤評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

⑥美咲町社会福祉法人等連絡協議会「あったかこころネットみさき」と連携・協働し、活動・事業を実施します。

<地域の皆さんと一緒に進めること>

①デイサービスにボランティアとして参加します。

②地域住民と利用者の皆さんと一緒に季節行事を企画し、楽しめます。

③ふれあいサロン活動でデイサービスの職員と交流します。

④社会参加が必要な方が地域におられたら声をかけます。

(2)地域福祉事業との連携を行います。

<実施計画>

<社協が実施すること>

- ①地域福祉課が実施する「みんなで食堂」や「みしゃモンカレッジ」などに参加し、地域とのつながりがもてるように取り組みます。

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

<地域の皆さんと一緒に進めること>

- ①介護保険事業所の職員も一緒に事業に参加し、地域の皆さんの輪に入り、心を通わせ一緒に事業を創ります。

(3)地域でのインフォーマルサポートネットワークづくりを行います。

<実施計画>

<社協が実施すること>

- ①小地域ケア会議に参加します。

ケアマネが中心となり小地域ケア会議への参加を行い、地域内での利用者の生活状況、地域との関わり、問題点など地域からの情報提供を受けるとともに、地域が支援に必要な情報を家族の許可を得て提供します。(随時)

- ②地域ケア会議に参加します。(旧町単位)

<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年2回	年2回	年2回	年2回	年2回

<地域の皆さんと一緒に進めること>

- ①地域の課題や個別の課題を共有し、検討します。

(4)地域で気になる家庭への早期支援を行います。

<実施計画>

<社協が実施すること>

- ①送迎や訪問活動から「なんだかいつもと違う？」など、ちょっとした変化(異変)に気づいた時には、各種関係機関と連携し、早期支援を行います。

- ②利用者や利用者家族から気になる家庭や困りごとのある家庭について情報提供があった場合は各種関係機関に相談し、支援につなげます。

- ③利用者がより良い生活を送ることができるよう、社会資源を効果的に活用します。

④社協内のデイサービスやヘルパー、ケアマネなどで情報交換会を開催します。(年6回)

<④評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年6回	年6回	年6回	年6回	年6回

ここがポイント！

- ★利用者が個々の持てる力を活かし、生きがいや楽しみを持ってもらえるデイサービスにします。
- ★地域住民と利用者が交流できる場づくりを行います。
- ★利用者の在宅生活を支えるとともに家族の介護負担を軽減します。
- ★利用者の方々が住み慣れた地域で、その人らしい暮らしを安心して送れるよう支援します。

担当部署:通所介護事業所・訪問介護事業所・居宅介護支援事業所・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター・地域福祉課



関係機関・団体

自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、美咲町社会福祉法人等連絡協議会「あったかこころネットみさき」、障害者相談支援事業所、ボランティア(団体・個人)、ふれあいサロン、生活支援サポーター、医療機関、介護保険事業所、美咲町 など

(注1)社会資源:社会福祉の支援過程において利用者のニーズや課題を満たすために活用される様々な支援のこと。



▲敬老会の様子



▲ヘルパーの訪問活動の様子



▲相談支援の様子

推進活動2. 地域に根ざした施設運営の推進

現状と課題

旭地区ではなかった介護老人福祉施設を、平成23年度美咲町との協議により社協が運営を始めました。

地域住民からは、「旭に施設があり心強い」「地元の職員が多いので顔が分かり安心する」などの声があがっています。しかし、家族交流会や地域交流会の実施は十分とは言えません。今後も地域との結びつきを重視し、地域の特性・特色を活かして地域に開かれた施設を目指し、地域と施設が一体となり地域交流事業に取り組み、合わせて、地域貢献事業にも積極的に取り組む必要があります。

また、施設に入所しても、いきいきとした生活を送ってもらうために、今までの生活歴や趣味にしていたこと、楽しみなことを中心にプランに取り入れ生きがいを感じてもらえるよう支援していく必要があります。

事業概要

要介護3以上の介護保険認定を受けた方々に、入浴・排泄・食事などの介護や日常生活上のお世話や機能訓練、健康管理などのサービスを提供します。

住み慣れた地域で、安心して自宅にいるような生活を送ることができるよう、穏やかな雰囲気及び利用者の生活習慣を尊重した生活環境づくりに努めています。

短期入所生活介護事業では、要支援・要介護認定を受けた利用者一人ひとりの有する能力に応じ、自立した日常生活が送れるよう安心した生活環境づくりに努めています。

実施事業・活動計画

(1)地域交流会及び月次催し行事、家族会の企画・実施をします。

<実施計画>

<社協が実施すること>

①地域交流会を企画し、実施します。

地域住民やボランティアが活動できる行事内容を検討し、地域住民と利用者が交流する場を検討し実施します。

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

②月次催し行事を企画し、実施します。

お花見、誕生会、敬老会、クリスマス会など、年間行事計画を立て実施します。

<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年12回	年12回	年12回	年12回	年12回

③家族会を企画し、実施します。

利用者及びその家族などの福祉増進と親睦を図り、施設運営に寄与することを目的として、年1回実施します。

<③評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

<地域の皆さんと一緒に進めること>

- ①施設行事にボランティアとして参加します。
- ②地域住民と利用者の皆さんと一緒に行事を楽しみます。

ここがポイント！

★その人らしい日々を送れるよう、一人ひとりの尊厳を尊重します。

★地域住民と利用者が交流できる場をつくります。

担当部署:地域密着型介護老人福祉施設



関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア(個人・団体)、医療機関、介護保険事業所、美咲町 など



▲敬老会の様子



▲クリスマス会の様子

基本目標 G 社協の組織体制の充実・強化

地域福祉を推進する組織として、組織体制の充実・強化を図り、福祉活動・事業の質の向上を目指すとともに、高い専門性を持った人材の確保・育成に取り組みます。

また、組織内外の連携強化、各活動・事業の充実、評価、広報活動、福祉意識の醸成・啓発活動、共同募金運動の推進などに取り組みます。

重点目標 7. 職員が輝ける組織体制の充実・強化

『一致団結』職員がやりがいを感じ、安心して働き続けることのできる職場環境を整え、誰もが相談しやすい開かれた社協を目指します。

推進活動1. 組織体制の充実・強化	P.117
(1)理事会、評議員会などの充実と強化	P.117
(2)財政基盤の充実と強化	P.118
(3)役職員の資質の向上	P.119
(4)必要な人材の確保	P.119
(5)安心して働ける環境の整備(各種マニュアルの作成と確立)	P.120
推進活動2. 組織内外の連携強化.....	P.122
(1)組織外との連携「社会福祉法人としての地域公益事業の推進」	P.122
(2)関係機関及び団体との連携推進	P.123
(3)社協内部署内・部署間連携の推進	P.123
推進活動3. 活動・事業評価の実施.....	P.125
(1)PDCAサイクルによる評価の実施.....	P.125
(2)活動・事業評価(中間・最終)の実施.....	P.125
(3)PDCA サイクル表(評価シート)に基づく日常業務の実践.....	P.126
推進活動4. 災害時などに備える体制づくり	P.127
(1)災害時及び感染症発生時に備える体制づくりの実施	P.127
(2)災害ボランティアセンターの設置・運営	P.128
(3)福祉避難所の開設・運営	P.128
推進活動5. 広報・啓発活動の充実とその他社協事業の取り組み.....	P.130
(1)広報紙、ホームページなどの充実.....	P.130
(2)美咲町社会福祉大会の開催	P.130
(3)貸出事業(レクリエーショングッズ、福祉用具、福祉バイク).....	P.131
推進活動6. 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の推進.....	P.133
(1)赤い羽根共同募金事業・歳末たすけあい事業の実施	P.133
(2)赤い羽根共同募金運営委員会及び配分審査委員会の開催	P.134

基本目標 G 社協の組織体制の充実・強化

推進活動 1. 組織体制の充実・強化

現状と課題

少子高齢化社会の進行により人口減少、関係の希薄化、一人暮らしや要介護者の増加、さらに生活困窮者の増加などにより地域における生活課題は深刻化、複雑化、複合化の傾向にあり、地域福祉推進の中核団体として、社会福祉協議会に求められる役割が大きくなる中、組織運営基盤となる理事会、評議員会の定期的な開催にとどまらず、委員の皆さんと共に運営についてしっかりと協議していく体制づくりの工夫が必要です。また、社協の自主財源確保とともに町民の社協応援者として、社協会員の一層の増員を図って行く必要があります。介護保険制度の改定などにより、介護報酬などの事業収入が減少している中、継続的に安定した事業を行うために、財政基盤を整備する必要があります。合わせて、経営を安定的に機能させるための管理システムとしてリスクマネジメントの体制の構築も必要となります。

複雑・多様化した生活課題や公的制度の狭間で苦しむ方、自ら支援を求めることが難しい方などと向きあい、個別支援とともに地域支援に取り組み、地域でのいきいきとした暮らしを実現していくためには、一人ひとりの社協職員に高い専門性が必要であり、職員の資質向上が重要となっています。また、地域福祉事業職員と介護保険事業職員の相互の理解と協働・連携により、各種活動・事業が展開されるよう、社協職員であることの自覚と意識の統一を図る必要があります。

事業概要

理事会は社協の経営・運営について執行責任を持ち、評議員会は理事会の執行に対する重要事項を議決する機関です。監事は理事の業務執行状況の監査、法人の財産状況の監査を行います。

美咲町社協の財源基盤は、民間財源である社協会員会費、寄付金、共同募金配分金と公費財源である補助金、受託金また、自主財源である介護報酬などの事業収入からなります。自主財源である事業収入が減少している中、地域福祉の推進、社協活動の重要性を地域で今まで以上にアピールし、財源の安定的確保に努めます。社協会員は、会員会費の確保のみならず、地域福祉を推進していく上での社協のパートナーであり、社協会員の増加は美咲町の地域福祉の基盤強化につながっていきます。

実施事業・活動計画

(1)理事会、評議員会などの充実と強化

<実施計画>

<社協が実施すること>

①理事会・評議員会・監事監査を定期的に開催し、組織運営の充実を図ります。

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
理事会4回 評議員会4回 監事監査2回	理事会4回 評議員会4回 監事監査2回	理事会4回 評議員会4回 監事監査2回	理事会4回 評議員会4回 監事監査2回	理事会4回 評議員会4回 監事監査2回

②地域福祉活動・事業・介護保険事業・財政の分野において、効率的な運営を図るとともに活動・事業の必要性・改善を含めた在り方について協議する部会を設置します。

- ・理事、監事、評議員、管理者などからなる少人数の部会を設置します。
- ・部会は、職員内での協議により必要となったテーマについて協議します。

<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
各種部会の立ち上げ 年1回	地域福祉推進部会 介護保険事業部会 経営改善部会 各年3回	地域福祉推進部会 介護保険事業部会 経営改善部会 各年3回	地域福祉推進部会 介護保険事業部会 経営改善部会 各年3回	地域福祉推進部会 介護保険事業部会 経営改善部会 各年3回

③理事会、評議員会で研修会を開催し、組織運営の充実を図ります。

<③評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年2回	年2回	年2回	年2回	年2回

(2)財政基盤の充実と強化

<実施計画>

<社協が実施すること>

①介護保険推進課と介護保険事業所が中心となり、介護保険事業の充実を図り、財政基盤の強化に努めます。

②社協会員の加入を促進します。

- ・会員加入拡大に向けて、社協活動・事業の理解推進を図る広報方法の見直しを行うとともに、会員加入のチラシを作成・配布し、周知と理解を図ります。
- ・各種構成団体の総会・支部総会などへ出向き、新規加入及び継続加入の依頼を行います。
- ・ふれあいサロン、小地域ケア会議、介護保険事業利用者世帯などに向けて新規加入及び継続加入の依頼を行います。
- ・前年度加入者に郵送にて加入継続依頼を行います。
- ・新たに法人会員を設け、法人や企業を中心に社協活動の理解を広め、新規会員の開拓に努めていきます。
- ・寄付金の目的や使い道をより明確に周知し、寄付しやすい仕組みをつくります。

<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
普通会員 300 件 特別会員 50 件 法人会員 5 件	普通会員 315 件 特別会員 52 件 法人会員 10 件	普通会員 330 件 特別会員 54 件 法人会員 15 件	普通会員 345 件 特別会員 56 件 法人会員 20 件	普通会員 360 件 特別会員 58 件 法人会員 25 件

(3) 役職員の資質の向上

<実施計画>

<社協が実施すること>

①岡山県社会福祉協議会などが実施する研修への参加を促し、個々の職員の資質向上を図ります。
(Off-JT)

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
各職位研修 随時 職種別研修 随時	各職位研修 随時 職種別研修 随時	各職位研修 随時 職種別研修 随時	各職位研修 随時 職種別研修 随時	各職位研修 随時 職種別研修 随時

②職員個人及び部署内(事業所内)、社協組織全体の職員の専門力を高めるため、必要な研修テーマや希望テーマをもとにして、美咲町社協独自の内部研修を企画、実施します。(OJT)
(内容:コミュニティーソーシャル研修・ハラスメント研修・新人研修・人事評価研修・PDCAサイクル研修など)

<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
研修計画作成 研修年5回	研修年5回	研修計画見直し 研修年5回	研修年5回	研修計画見直し 研修年5回

③職員の資質向上のため、資格取得を奨励し、資格取得のための助成を行います。

④人事評価制度を導入し、職員のモチベーションやパフォーマンスの向上につなげていきます。

<④評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
試行期間 評価委員会の設置 評価基準の検討	試行期間	評価制度導入	評価制度実施	評価制度実施 評価

(4) 必要な人材の確保

<実施計画>

<社協が実施すること>

①幅広い年代層に社協を知っていただくために、社協の組織体制や事業内容の説明動画を作成し人材の確保に努めます(新採用職員研修のアーカイブ配信の検討)。

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
広報委員会にて作成		内容の見直し		内容の見直し

②各事業での業務内容を見直した上、持続可能な運営を鑑み必要に応じた人材を確保するよう努めます。

③職員紹介制度の活用と周知を徹底します。

職員一人ひとりが、社外に対して当社協で働くことの魅力を伝え、入社希望者を増やすことで職員数の拡大を図るとともに、優良職員の採用、長期安定雇用、入社後のミスマッチ防止を図ります。

(5)安心して働ける環境の整備(各種マニュアルの作成と確立)

<実施計画>

<社協が実施すること>

①安全衛生委員会^(注1)を開催します。(毎月1回)

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年12回	年12回	年12回	年12回	年12回

②リスクを組織的に管理することにより現状を把握し管理します。

- ・リスクの特定・分析、評価(リスクアセスメント)及びリスクへの組織的対応(リスクマネジメント)の体制を構築します。
- ・予防的措置、事後的措置の両面からリスクについての考え方を確認・共有し、リスクの回避と低減を図ります。
- ・既存の安全衛生委員会においてもリスクマネジメント検討をします。

③苦情対応体制の既存のマニュアルを見直し、職員に周知徹底します。

<③評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
マニュアルの見直し		マニュアルの見直し		マニュアルの見直し

④安全衛生委員会でメンタルヘルス復帰プログラムを作成します。

<④評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
プログラムを作成		プログラムの見直し		プログラムの見直し

⑤キャリアパス^(注2)を作成し、研修計画(Off-JT・OJT)に連動した給与体制を整備し(給与体制検討委員会の実施)、職員のやる気や動機付けの向上と将来像がイメージできるような体制づくりに努めます。

<⑤評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	キャリアパスの作成	給与体制検討委員会の実施		キャリアパスの見直し

⑥ハラスメント委員会を設置するとともに、ハラスメントの相談窓口の設置と広報に努めます。

<⑥評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
ハラスメント研修 ハラスメント委員会の 設置	ハラスメント研修	ハラスメント研修	ハラスメント研修	ハラスメント研修

ここがポイント！！

- ★理事会・評議員会体制の充実を図り、「協議する会」としていきます。
- ★地域福祉活動・事業、介護保険事業が安定・継続・発展して行くための財源確保に努めます。
- ★必要な人材の確保とともに専門性の高い職員の育成を図ります。

担当部署：総務課



関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、婦人協議会、介護者の会、遺族連合会、久米郡商工会、社会福祉法人、美咲町 など

(注1)安全衛生委員会：労働安全衛生法に基づき設置が必要であり、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策などの重要事項について調査・審議を労使が一体となって行う委員会のこと。

(注2)キャリアパス：ある職位、職務に就任するために必要な業務経験とその順序。



▲職員研修の様子

推進活動2. 組織内外の連携強化

現状と課題

複雑・多様化・複合化した地域生活課題や公的制度の狭間で苦しむ方、自ら支援を求めることが難しい方などと向きあい、個別支援とともに地域支援に取り組み、地域でのいきいきとした暮らしを実現していく実践が求められています。

平成28年社会福祉法の改正により「地域における公益的な取り組み」の実施がすべての社会福祉法人の責務として明記されました。「制度の狭間の問題」が深刻化している中、他の社会福祉法人と社協が協働し、こうした問題の解決に取り組んでいく必要があります。また、各事業を円滑に進めるため、行政や福祉・保健・医療関係機関とともに教育・雇用・住宅など関係機関・団体などとの連携を図る必要があります。

事業概要

社協内の各部署(事業所)の活動・事業について相互理解を深めていくとともに、各部署(事業所)内、部署間の連携を図る体制を構築していきます。

美咲町内の社会福祉法人などの組織化を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、住民と共に地域の福祉ニーズの解決のため、それぞれの専門性を活かしながら、社会福祉法第24条第2項に規定される「地域における公益的な取組」について協働し、制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりや支援活動を行うとともに、法人相互の連携を図ることを目的に、美咲町社会福祉法人等連絡協議会「あったかこころネットみさき」を設立しました。

様々な制度の狭間の生活課題の解決に向けて、連携・協働して取り組みを進めていきます。

また、複雑・多様化・複合化した課題に対応するため、行政やその他の関係機関や団体と連携を強化し、社協の活動・事業内容や課題を協議して、社協活動・事業の充実を図っていきます。

実施事業・活動計画

(1)組織外との連携「社会福祉法人としての地域公益事業の推進」

<実施計画>

<社協が実施すること>

①美咲町社会福祉法人等連絡協議会「あったかこころネットみさき」の事務局として、協議会を定期的に開催し、制度の狭間の問題の解決に向けて、参加法人と連携・協働していきます。

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
協議会の開催 年4回	協議会の開催 年4回	協議会の開催 年4回	協議会の開催 年4回	協議会の開催 年4回

②制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりや支援を各種関係機関・団体と連携・協働して取り組んでいきます。

(2)関係機関及び団体との連携推進

<実施計画>

<社協が実施すること>

- ①行政や関係機関・団体との連携をさらに深めるため、各種連絡会などに積極的に参加します。
- ②社協が実施する事業、研修などに積極的な参加を働きかけます。
- ③福祉の枠にとらわれすぎず様々な関係機関・団体とも関係性を広げます。

(3)社協内部署内・部署間連携の推進

<実施計画>

<社協が実施すること>

- ①管理者会議・主幹主任会議や各地区センター会議、職員会議などの充実を図ります。

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
管理者会議年12回 主幹主任会議年4回 介護保険推進会議 年6回	管理者会議年12回 主幹主任会議年4回 介護保険推進会議 年6回	管理者会議年12回 主幹主任会議年4回 介護保険推進会議 年6回	管理者会議年12回 主幹主任会議年4回 介護保険推進会議 年6回	管理者会議年12回 主幹主任会議年4回 介護保険推進会議 年6回

- ②部署内・部署間での連携・協働のため報・連・相(報告・連絡・相談)体制の確立を図ります。

<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
職員会議 随時	職員会議 随時	職員会議 随時	職員会議 随時	職員会議 随時

<地域の皆さんと一緒に進めること>

- ①美咲町社会福祉法人等連絡協議会「あったかこころネットみさき」と一緒に制度の狭間に直面する方を支える公益的な取り組みを進めていきます。日頃からのあいさつや声かけを行い、地域の中のつながりをつくれます。

ここがポイント！！

- ★社会福祉法人との連携・協働を進め、「制度の狭間の問題」の解決に取り組みます。
- ★社協外の分野を超えた様々な機関・団体との連携・協働を進めます。
- ★地域福祉事業職員と介護保険事業職員の相互の理解と協力の下に各種事業が連携・協働により展開します。

担当部署：総務課、地域福祉課、介護保険事業所、地域包括支援センター

関係機関・団体

社会福祉法人、医療・保健・介護・教育・雇用・住宅・交通・警察・消防など公的機関・団体、自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、主任児童委員会、老人クラブ連合会、愛育委員会、栄養委員会、小地域ケア会議、生活支援サポーター、ふれあいサロン、通いの場、1層協議体・2層協議体、地域包括ケア会議、地域ケア会議、岡山県社会福祉協議会、美咲町 など



▲美咲町社会福祉法人等連絡協議会総会の様子

推進活動3. 活動・事業評価の実施

現状と課題

現状として、職員は日々の業務に追われ、前例どおりになりがちで十分な成果を得るに至っていない事業もあります。このような現状を変えていくために、内部評価はもちろん、外部からの公正中立な専門的、客観的立場からも現状の成果と課題を把握・分析し、より良い活動・事業展開にしていけるために、現状のニーズ・成果・課題をもとに計画(Plan)を立て、実行(Do)し、それを評価・検証(Check)し、改善を図る(Action)といった、「PDCAサイクル」により業務を実行していく必要があります。

事業概要

内部評価後、第3期地域福祉活動計画の策定委員及び第3期地域福祉活動計画プロジェクトメンバー(PT)を評価委員会として設置し、①事業の評価、②検討、③見直しを行い、④結果を改善につなげる仕組みを導入します。その評価結果を活かすことにより、効果・効率的な運営を図り持続可能な組織体制を構築するとともに、地域福祉事業の一層の推進を目指します。

また、日々の活動・事業について、PDCA サイクルで取り組めるための研修を実施し、PDCA サイクル表(評価シート)に基づいて日常業務が実践できるようにします。

実施事業・活動計画

(1)PDCAサイクルによる評価の実施

<実施計画>

<社協が実施すること>

①PDCAサイクルによる事業評価を毎年度実施します。

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
評価シート様式の見直し 事業評価の実施	事業評価の実施	評価シート様式の見直し 事業評価の実施	事業評価の実施	評価シート様式の見直し 事業評価の実施

②PDCAサイクルによる事業評価が毎年度きちんと行えるよう職員研修会を実施します。

また、研修会に合わせてPDCAサイクルによる事業評価の成果についての報告を行います。

<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
研修会 年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

(2)活動・事業評価(中間・最終)の実施

<実施計画>

<社協が実施すること>

①第3期地域福祉活動計画策定委員を評価委員とし、評価委員会を設置します。

②計画期間の中間と最終に評価、検討、見直しを行います。

<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
		中間評価委員会の開催		最終評価委員会の開催

(3)PDCA サイクル表(評価シート)に基づく日常業務の実践

<実施計画>

<社協が実施すること>

①PDCA サイクル表(評価シート)に基づいて日常業務が実践できるようにします。

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
各事業所主要テーマについて評価シートによる発表 年3事例	各事業所主要テーマについて評価シートによる発表 年3事例	各事業所主要テーマについて評価シートによる発表 年4事例	各事業所主要テーマについて評価シートによる発表 年4事例	各事業所主要テーマについて評価シートによる発表 年4事例

ここがポイント！！

★PDCA サイクルに基づき地域福祉活動計画の評価・見直しを行い、活動・事業が効果的・計画的に実施できるようにします。

★日常的な活動・事業がPDCA サイクル表(評価シート)に基づいて科学的に展開できるように努めます。

担当部署:総務課、地域福祉課

関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、NPO法人、ボランティア団体、社会福祉法人、学識経験者、岡山県社会福祉協議会、美咲町 など



▲評価委員会の様子

推進活動 4. 災害時などに備える体制づくり

現状と課題

近年、日本各地で台風や局地的な大雨による風水害や地震などの災害が多発しています。日頃からの困りごとが被災によって悪化することや、SOSを上げられず困りごとが埋もれてしまうことも考えられます。そうしたことが起こらないよう、被災した多くの地域では、社会福祉協議会が住民、行政、各種関係機関と一緒に「災害ボランティアセンター」を開設し、暮らしの復興や生活支援に地域内外のボランティアと共に取り組んでいます。有事の際、災害ボランティアセンターが大きな役割を担っています。また、社協の強みは日常的に住民と顔の見える関係にあるところにあります。災害時だけのボランティアセンター、被災者支援だけでなく、日頃から困っている方や課題を抱えている方がおられたら、訪問し、寄り添い、支援し、平時から顔の見える関係をつくっていく必要があります。

事業概要

大規模災害が発生して、生命救出期から生活支援期に入ると被災者を支援するボランティア活動が行われ始めます。阪神・淡路大震災以降、その活動の実例は増加しており、東日本大震災でもその活動を通して、ボランティアの力があまねく再認識されました。そうしたことから、ボランティアの力を効果的、効率的に発揮するためには被災地に駆けつけるボランティアを調整するノウハウを持った組織や、その拠点となる場所が必要となります。それらの役割を担うのが、災害ボランティアセンターです。

また、大規模な地震や風水害などの災害により、要援護者が避難を余儀なくされた場合、美咲町社協が運営する社会福祉施設などは、美咲町の要請により、福祉避難所を開設し、被災者支援を行います。

実施事業・活動計画

(1) 災害時及び感染症発生時に備える体制づくりの実施

<実施計画>

<社協が実施すること>

- ①災害に備え地域住民と一緒に日常からの見守り・支えあいの体制づくりに取り組みます。
- ②小地域ケア会議やふれあいサロンなどで防災、減災についての啓発に取り組みます。
- ③社会福祉協議会の各地区センター及び各事業所の事業継続計画(BCP)の作成と見直しを行います。

<③評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
各事業所のBCPの作成		各事業所のBCPの見直し		各事業所のBCPの見直し

- ④社協内で防災用具、備品などを整備します。
- ⑤社会福祉協議会の各地区センター4 拠点で防災訓練を行います。
- ⑥被災者の気持ちに寄り添った生活再建支援を行います。

〈地域の皆さんと一緒に進めること〉

- ①地域住民や他機関と共に災害時の対応について協議をします。
- ②「見守り・支えあい」の地域づくりに向け、要配慮者などの情報を共有し、支えあいマップなどを作成します。

(2)災害ボランティアセンターの設置・運営

＜実施計画＞

〈社協が実施すること〉

- ①有事には、災害ボランティアセンターを開設します。

災害ボランティアセンターは、大規模災害などにより開設の必要性が認められる時に、町内外の関係者、機関などが協力して、被災者のニーズ把握や「災害ボランティア」の受け入れを行い、住民主体の福祉活動をコーディネートするとともに被災者への支援体制を整え、効果的、効率的に支援活動を展開していくことを目的とします。

- ②災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成します。

＜②評価指標＞

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
災害ボランティアセンターの運営マニュアル 協議・検討	災害ボランティアセンター設置訓練	災害ボランティアセンターの運営マニュアル 見直し	災害ボランティアセンター設置訓練	災害ボランティアセンターの運営マニュアル 見直し

(3)福祉避難所の開設・運営

＜実施計画＞

〈社協が実施すること〉

- ①美咲町からの協力要請により福祉避難所を開設します。

- ・避難施設：中央ふれあいセンター、福祉の里あさひが丘、かしのき荘
- ・要配慮者：町の要配慮者（避難行動要支援者）名簿登録者、高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児、病弱な方など、一般避難所生活に何らかの特別な配慮を必要とする方。

- ②福祉避難所運営の協議・検討

- ・運営に対して人員、要援護者情報、経費などについて不十分である為、美咲町と実現可能な運営ができるよう早急に協議・検討します。
- ・福祉避難所運営マニュアルについて協議・検討し、作成します。
- ・有事に備え、美咲町防災訓練と連携して福祉避難所運営訓練を行います。

＜②評価指標＞

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
福祉避難所の運営マニュアル 協議・検討	福祉避難所運営訓練	福祉避難所の運営マニュアル 見直し	福祉避難所運営訓練	福祉避難所の運営マニュアル 見直し

ここがポイント！！

★災害に備え地域住民と一緒に日常からの見守り・支えあいの体制づくりに取り組みます。

★有事の際に、社協の役割が果たせるよう災害ボランティアセンターや福祉避難所の運営について協議します。

担当部署：総務課、地域福祉課、介護保険事業所、地域包括支援センター

関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、久米郡商工会、美咲町障害者ネットワーク、生活支援サポーター、ボランティア(個人・団体)、消防団、岡山県社会福祉協議会、他県・他市町村社会福祉協議会、県災害救援専門ボランティア、大学生ボランティア、消防署、美咲町防災士ネットワーク、美咲警察署、美咲町、岡山県 など



▲災害ボランティア活動の様子

推進活動5. 広報・啓発活動の充実とその他社協事業の取り組み

現状と課題

住民一人ひとりが福祉に対し関心を持ち、お互いを気遣い、見守り、また、必要に応じて支えあう地域社会(地域共生社会)の実現のためには、お互い様の意識づくりが不可欠です。住民や関係機関団体、企業など、様々な人が、地域福祉に対する理解と関心を深めるため、地域福祉課題や社協活動・事業などについての福祉情報を分かりやすく提供する広報の充実と意識啓発が必要となります。

実施事業・活動計画

(1) 広報紙、ホームページなどの充実

<実施計画>

<社協が実施すること>

①社協だより、ホームページなどを活用し、地域福祉の必要性を分かりやすく発信します。

地域福祉への理解を深めるため、地域生活課題や地域福祉活動・事業やボランティア活動などの情報を、住民参加により、分かりやすい内容になるようにし、多くの皆さんに積極的に提供できるよう、広報の充実に努めます。

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
社協だより 年12回発行	社協だより 年12回発行	社協だより 年12回発行	社協だより 年12回発行	社協だより 年12回発行

②広報委員会を立ち上げて、内容の検討や発信方法を検討し、社協の紹介動画を作成します。

<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
広報委員会 年2回	広報委員会 年2回	広報委員会 年2回	広報委員会 年2回	広報委員会 年2回

③インターネットを活用した情報提供としてホームページ、Facebookの更新頻度を増やし、タイムリーな情報を発信できるように努めます。

④新たに公式LINEを導入し、情報をリアルタイムで発信していきます。

⑤現状でも活用している「みさきテレビ」「告知放送」を有効に活用し、各種事業・活動を広く住民に周知し、情報提供、啓発をします。

⑥地域ヘアウトリーチを行い、社協会員の協力依頼などの際に、社協の事業内容や会費の用途などを分かりやすく説明し、社協の周知に努めます。

(2) 美咲町社会福祉大会の開催

<目的>

共に助けあい、共に生きていく心・思いを育み、醸成していくため住民や関係機関・団体が一堂に会し、地域での支えあい、共生、連携の意識の高揚を目的として開催します。合わせて、共同募金運動スタート式を実施し、啓発・協力などの呼びかけも行い、募金運動の推進を図っていきます。

<実施計画>

<社協が実施すること>

①毎年10月の第一日曜日に美咲町社会福祉大会を開催します。

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年1回 社協設立20周年	年1回	年1回	年1回	年1回

②共同募金運動協力者への感謝と地域住民への周知を図ります。

③町内の就労施設などの物品販売ブースを設け、就労者の労働・活動意欲の向上、社会参加支援を行います。

④講演会などの大会プログラムについて検討を行います。

- ・講演会やシンポジウム、フォーラムなど、福祉課題や地域福祉の重要性の理解を深めます。
- ・町内の地域福祉活動などの報告会・発表会により、福祉についての理解を進めます。

(3)貸出事業(レクリエーショングッズ、福祉用具、福祉バイク)

<実施計画>

<社協が実施すること>

①貸出事業(レクリエーショングッズ、福祉用具)

- ・社協だよりなどを活用し周知を行い、広く活用の促進をします。
- ・在庫を確認・整理し貸出管理を明確にします。

②福祉バイク貸出事業(受託事業)

- ・生活保護受給者及び生活困窮者に対し、貸出を行います。



ここがポイント！！

- ★ 住民の皆さんの参加により、社協だより、ホームページを作成し、地域生活課題や社協活動・事業への理解が一層進むようにします。
- ★ 社会福祉大会や様々な機会により、お互い様、支えあいの意識づくりに取り組み、地域共生社会の実現に努めます。
- ★ 広報紙を用いて、サロン、通いの場などを利用して、参加者同士で話しあい、地域福祉についての理解を進めていく機会とします。

担当部署:総務課、地域福祉課、介護保険事業所、地域包括支援センター

関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、婦人協議会、久米郡商工会、社会福祉法人、老人クラブ連合会(中央・旭・柵原)、通いの場、遺族連合会、介護者の会、ふれあいサロン、保育園、小学校、中学校、学園、美咲町 など



▲杜協だより



▲福祉大会の様子



▲Facebook



▲レクリエーショングッズの貸出
ポッチャをしている様子

推進活動 6. 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の推進

現状と課題

昭和22年に誕生した共同募金は、令和4年に75周年を迎えましたが、社会情勢の変化に伴って募金額は減少傾向にあります。今後、募金額減少に歯止めをかけるためにも、若年層を含めた幅広い住民に共同募金の目的や活用内容などについて分かりやすく伝えていくとともに新たな募金活動の取り組みを生み出していくことが必要となります。また、共同募金・歳末たすけあい運動の推進を通して、助けあい・支えあいの意識を醸成するなど、寄付の文化をつくっていくことが必要となります。

事業概要

美咲町共同募金委員会の行う共同募金運動及び配分助成事業を計画に沿って行う中、地域福祉の推進を目的とする共同募金として、多くの皆さんが参加する運動とするため、住民理解を得られるよう、募金手法や配分助成事業の公募・助成審査・決定に関する情報の開示、集められた募金の使途の明確化など、各種事業の機会を活用して住民と共に進める活動となるよう努めます。

実施事業・活動計画

(1) 赤い羽根共同募金事業・歳末たすけあい事業の実施

<実施計画>

<社協が実施すること>

①募金活動の充実を図ります。

10月1日～3月31日までの運動期間における協力者への理解・啓発と共同募金活動の広報並びに周知に努めます。また、企業の社会貢献活動との連携などにより法人募金の向上及び職域募金・イベント募金などの推進に努めます。

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
毎年県共募が設定する赤い羽根共同募金の目標額を達成	毎年県共募が設定する赤い羽根共同募金の目標額を達成	毎年県共募が設定する赤い羽根共同募金の目標額を達成	毎年県共募が設定する赤い羽根共同募金の目標額を達成	毎年県共募が設定する赤い羽根共同募金の目標額を達成

②企業の社会貢献活動との連携などにより法人募金の向上に努めます。

<②評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
法人募金 118 件 募金箱設置 41 件	法人募金 121 件 募金箱設置 42 件	法人募金 124 件 募金箱設置 43 件	法人募金 127 件 募金箱設置 44 件	法人募金 130 件 募金箱設置 45 件

③福祉施設やボランティア団体などとコラボし、新たな募金グッズを製作します。

<③評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	新たな募金グッズの製作		新たな募金グッズの製作	

④募金実績向上につながる事業を展開します。

『笑顔のお届け便』『みんなで食堂』『みしゃモンカレッジ食堂』などの募金実績向上につながる事業を展開します。

⑤募金の使途を明確にし、地域への還元の仕組みをより幅広い世代へ周知します。

共同募金の存在を知り、募金の目的や地域への還元の仕組みをより幅広い世代へ伝えることを目的として、『手作り募金箱大募集～わたしのまちの赤い羽根募金箱～』『赤い羽根ポスターコンクール』を実施します。受賞作品は、美咲町社会福祉大会にて表彰を行います。また、『みんなのアート巡回展示会』にて、手作り募金箱やポスターを展示したり、小地域ケア会議や民生委員児童委員支部会などへ出向いたりしながら、赤い羽根共同募金について周知していきます。

<⑤評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
巡回アート展示 5月・10月～3月	巡回アート展示 5月・10月～3月	巡回アート展示 5月・10月～3月	巡回アート展示 5月・10月～3月	巡回アート展示 5月・10月～3月

⑥テーマ型募金の実施

住民が自発的に行う社会貢献活動を支援するため、地域団体やボランティア団体、NPO法人から福祉活動の配分助成の公募を行い、テーマ型募金及び助成を行います。

<⑥評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
3団体	3団体	3団体	3団体	3団体

⑦災害見舞金と災害義援金への協力

美咲町内で、火災などで被災した住民に対し災害見舞金を支給します。また、国内での自然災害などが発生した場合、岡山県共同募金会と連携のもと義援金の募集などに努めます。



(2)赤い羽根共同募金運営委員会及び配分審査委員会の開催

<実施計画>

<社協が実施すること>

①地域の福祉ニーズや地域の実状に配慮し、公正・公平・効果的な事業助成を行うため運営委員会及び配分審査委員会を開催し、適正な助成を行うように努めます。

<①評価指標>

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
運営委員会年3回 審査委員会年1回	運営委員会年3回 審査委員会年1回	運営委員会年3回 審査委員会年1回	運営委員会年3回 審査委員会年1回	運営委員会年3回 審査委員会年1回



ここがポイント！！

★赤い羽根共同募金について、若い人から高齢の人まで、幅広い住民の皆さんの理解を進め、共に取り組む運動とします。

★共同募金活動を通して、互いに助けあうことの大切さについての理解を進めます。

担当部署:地域福祉課・総務課

関係機関・団体

自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、ふれあいサロン、通いの場、婦人協議会、介護保険事業所、障害者ネットワーク、NPO法人、久米郡商工会、町内企業、学校、金融機関、岡山県共同募金会、美咲町 など

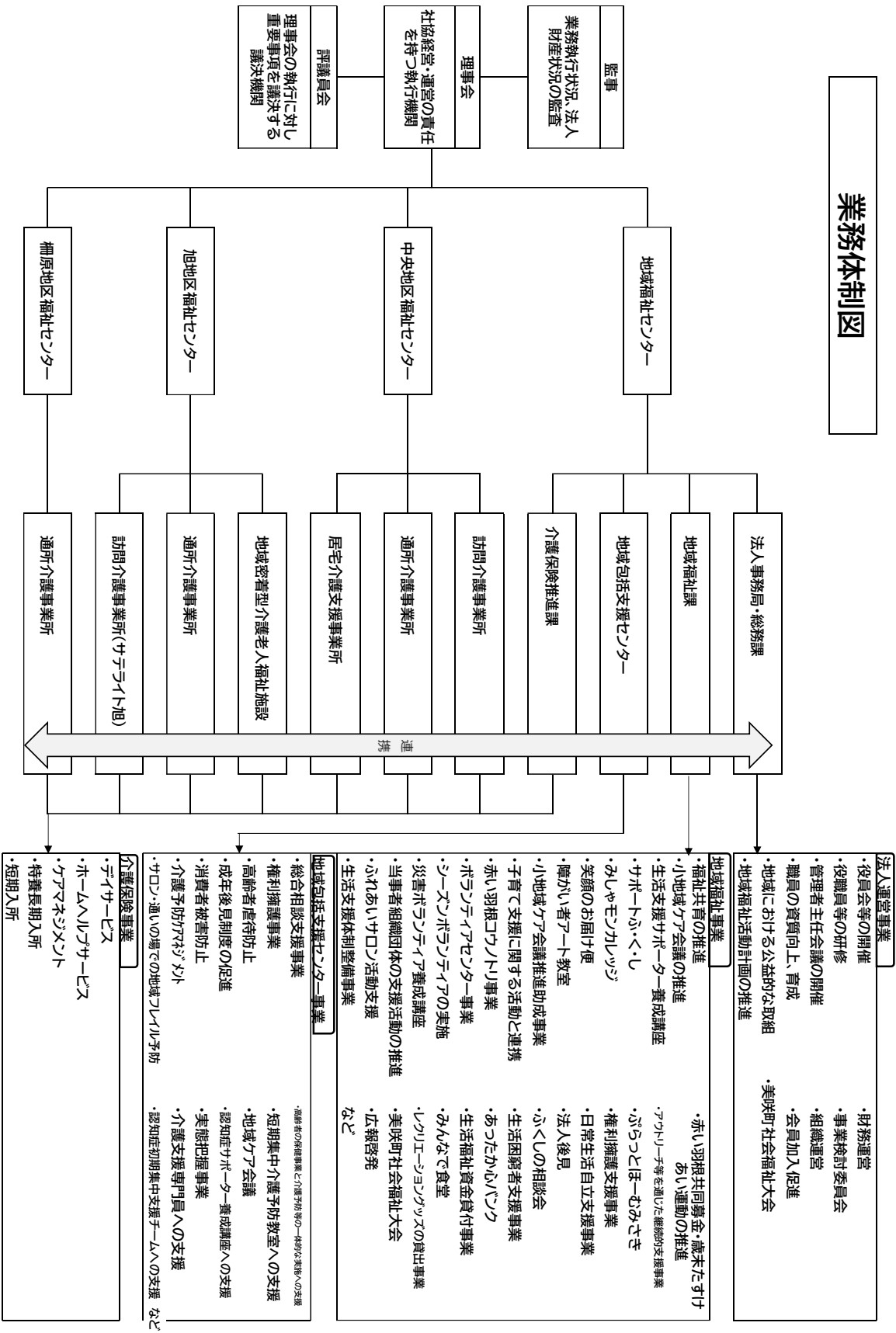


▲みんなのアート展示会の様子



▲赤い羽根手作り募金箱・赤い羽根ポスター

業務体制図



第 5 章

参考資料



【参考資料】

(1)第2期美咲町地域福祉活動計画評価委員会設置要綱.....	P.138
(2)評価委員名簿.....	P.139
(3)評価委員会・プロジェクトチーム(PT)会議経過	P.139
(4)策定委員会設置要綱	P.140
(5)策定委員名簿.....	P.142
(6)プロジェクトチーム(PT)名簿	P.142
(7)策定委員会・プロジェクトチーム(PT)会議経過	P.143
(8)住民座談会概要.....	P.144

(1) 評価委員会設置要綱

社会福祉法人美咲町社会福祉協議会地域福祉活動計画評価委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人美咲町社会福祉協議会地域福祉活動計画評価委員会（以下「委員会」という。）が、地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を着実に実行するため、次の各号について協議することによって、地域福祉の更なる推進を図ることを目的とする。

- (1) 活動計画の推進状況及び成果の評価
 - (2) その他活動計画の推進に関し必要な事項
- (役割)

第 2 条 委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 活動計画の実現に向けた推進状況の把握及び活動成果の評価を行う。
- (2) 活動計画の実施を通じて、住民参画・協議の推進、新しい活動の実践、及び活動計画の見直しなどについて提言を行う。
- (3) 評価の内容及び結果については、随時、社会福祉法人美咲町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）へ報告する。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員10人以内で構成し、次の各号から会長が委嘱する。

- (1) 活動計画策定委員
 - (2) 美咲町社会福祉協議会役員
 - (3) その他会長が認めた者
- (委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は1年とする。

2 選出委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

(2) 評価委員名簿

	所属・役職	氏 名	備 考
1	民生委員	草地 圓正	
2	学識経験者	日神山 千代子	
3	美咲町老人クラブ連合会	岡田 壽	
4	NPO 法人ファミリーリングあゆむ	飯田 純子	委員長
5	特別養護老人ホーム白寿荘	松本 博之	副委員長
6	地域みらい課長	光嶋 寛昌	
7	長寿しあわせ課長	平 一範	
8	福祉事務所長	草地 博幸	

(3) 評価委員会・プロジェクトチーム (PT) 会議経過

開催日	会議名など	内容
令和6年8月28日(水) 13:00~15:00	第1回PT会議	地域福祉活動計画について、委員の選出について、計画策定までのプロセスについて、評価シート記入方法、第1回評価委員会の進め方について
令和6年9月3日(火) 10:00~12:00	第1回評価委員会	委嘱状交付、委員長副委員長の選任、地域福祉活動計画についての説明、第2期評価シートの説明、第3期計画についての説明
令和6年9月20日(金) 13:00~15:00	第2回PT会議	評価委員会振り返り、評価シートの作成・記入
令和6年10月21日(月) 13:00~15:00	第3回PT会議	第2回評価委員会について事業ごとに評価シート作成、様式や標記の統一について
令和6年10月30日(水) 13:30~15:00	第2回評価委員会	評価シート B・C・D の評価について

開催日	会議名など	内容
令和6年11月5日(火) 13:00～15:00	第4回PT会議	第3回、第4回の評価委員会について事業ごとに評価シート作成
令和6年11月20日(水) 15:30～17:00	第3回評価委員会	評価シート F・G の評価について
令和7年1月9日(木) 13:30～15:00	第4回評価委員会	評価シート A・E・F(権利・困窮他)・H の評価について

(4) 策定委員会設置要綱

第3期 美咲町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 社会福祉法人美咲町社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、美咲町が策定する地域福祉計画と相互に補完し、協働しながら地域における新たな社会福祉の仕組みを構築するための計画となる地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するため、美咲町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、13名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、社協会長が委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により選任する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から第3期地域福祉活動計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 第2期美咲町地域福祉活動計画の評価と見直しに関すること
- (2) 第3期美咲町地域福祉活動計画に関すること
- (3) 前項に掲げるもののほか、社協会長が必要と認める事項

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。但し、最初の会議は、社協会長が招集する。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(策定検討会)

第7条 委員会の下に、策定検討会（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

2 プロジェクトチームは、社協が実施している事業の評価と社協の活動理念に基づき3年後5年後を見据えた将来像を委員会に提案するよう努めることとする。

3 プロジェクトチームは、委員会の運営を支援するとともに、社協内部への情報提供、情報共有、委員会の進捗状況の報告等を担うものとする。

4 プロジェクトチームは、プロジェクトチームメンバーが必要と認めるときは、メンバー以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部 会)

第8条 委員会に必要に応じて、部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、社協事務局に置き、策定に伴う業務全般を統括する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年 4月1日から施行する。

(5) 策定委員名簿

選出区分	所属・役職	氏 名	備 考
地域福祉関係	自治会長	谷本 泰則	委員長
	自治会長	中村 陽一	
	自治会長	黒木 慎一郎	
	民生委員	赤堀 善夫	
子育て支援関係	NPO 法人ファミリーリングあゆむ	飯田 純子	副委員長
障がい者支援関係	障がい者支援施設さやかなる苑	兒玉 拓也	
高齢者支援関係	特別養護老人ホーム白寿荘	松本 博之	
権利擁護関係	市民後見人	石井 千栄子	
行政	教育総務課長	結石 貴志	
	地域みらい課長	光嶋 寛昌	
	長寿しあわせ課長	平 一範	
	福祉事務所長	草地 博幸	
オブザーバー			
学識経験者	美作大学社会福祉学科 教授	小坂田 稔	

(6) プロジェクトチーム (PT) 名簿

所属部署	氏 名	備 考
法人本部	中村 仁美	
地域福祉課	小林 奈緒	
	影山 真太郎	
	安藤 光	
	福田 美波	
地域密着型介護老人福祉施設	草地 一志	
	前山 和重	
柵原通所介護事業所	藤田 友敬	
旭通所介護事業所	寶多 友加	
	金山 まさ子	
中央通所介護事業所	加原 伸恵	
	兒玉 美紗都	
居宅介護支援事業所	岡田 淑子	
	中村 幸子	
介護保険推進課	宮内 和也	
訪問介護支援事業所	鈴鹿 美紀恵	
地域包括支援センター	門嶋 美穂	
	菊井 真奈美	
	河本 育子	

(7) 策定委員会・プロジェクトチーム (PT) 会議経過

開催日	会議名など	内容
令和6年9月11日(水) 18:30~20:30	住民座談会ワークショップ研修会	ワークショップの手法を学ぶ 講師:美作大学 小坂田稔教授
令和6年9月12日(木) 18:30~20:30	第1回PT会議	地域福祉活動計画とは、委員長・副委員長の選出について、計画策定までのプロセスについて
令和6年9月17日(火) 19:00~21:00	打穴地区座談会	ワークショップ
令和6年9月19日(木) 19:00~21:00	倭文西地区座談会	ワークショップ
令和6年9月27日(金) 18:30~20:30	第1回策定委員会	委員委嘱状の交付、委員長及び副委員長の選任、地域福祉活動計画とは、第2期計画の評価について、第3期計画策定に向けた住民座談会・ミニ座談会・アンケート調査について、地域福祉事業との連携について
令和6年9月28日(土) 19:00~20:00	飯岡地区座談会	ワークショップ
令和6年10月24日(木) 19:00~20:00	大井地区座談会	ワークショップ
令和6年11月10日(日) 14:00~16:00	井地区座談会	ワークショップ
令和6年11月12日(火) 18:30~20:45	第3回PT会議	ニーズ調査について、第3期計画の内容について、第2期計画の評価進捗について、座談会のまとめ、第2回策定委員会について
令和6年11月19日(火) 10:00~12:00	策定委員長副委員長会議	進捗状況の共有と今後の計画の方向性についての検討
令和6年11月24日(日) 10:00~12:00	本庁地区座談会	ワークショップ
令和6年11月24日(日) 19:00~21:00	三保地区座談会	ワークショップ
令和6年11月27日(水) 18:30~20:30	第2回策定委員会	第2期計画の評価報告、住民座談会のまとめ、アンケート調査について、計画の体系図
令和6年12月4日(水) 19:00~21:00	北和気地区座談会	ワークショップ
令和6年12月5日(木) 18:00~20:00	第4回 PT 会議	計画冊子の表記などについて、座談会のまとめ
令和6年12月6日(金) 18:30~19:30	吉岡地区座談会	ワークショップ
令和6年12月8日(日) 10:00~11:30	江与味地区座談会	ワークショップ
令和6年12月13日(金) 19:00~21:00	南和気地区座談会	ワークショップ
令和6年12月15日(日) 17:00~18:00	加美地区座談会	ワークショップ
令和6年12月18日(水) 16:00~17:00	策定委員長副委員長会議	第3回策定委員会打ち合わせ
令和6年12月18日(水) 18:30~20:30	第3回策定委員会	第2期計画の評価報告、第3期活動計画(素案)について
令和7年1月17日(金) 18:00~20:15	第5回PT会議	第4回策定委員会について、基本目標ごとに内容検討

開催日	会議名など	内容
令和7年1月29日(水) 17:30~18:15	策定委員長副委員長会議	第4回策定委員会打ち合わせ
令和7年1月29日(水) 18:30~20:30	第4回策定委員会	2期計画の現状と課題について、活動計画基本目標C・Dについて協議
令和7年2月10日(月) 18:00~22:30	第6回PT会議	第5. 6回策定委員会について、基本目標ごとに内容検討
令和7年2月26日(水) 17:30~18:15	策定委員長副委員長会議	第5回策定委員会打ち合わせ
令和7年2月26日(水) 18:30~20:30	第5回策定委員会	基本目標E・Fについて協議、アンケート集計結果報告
令和7年3月7日(金) 18:30~20:30	第6回策定委員会	基本目標Gについて協議、第5章など
令和7年3月31日(月)	第3期地域福祉活動計画 策定委員会 答申式	第3期活動計画の答申

(8) 住民座談会・小地域ケア会議三二座談会概要



地区名:西川自治会(小地域ケア会議にて)
日時 :9月9日(月) 18:30~
参加人数:11名



地区名:西自治会(小地域ケア会議にて)
日時 :9月7日(土) 13:30~
参加人数:10名



地区名:通谷自治会(小地域ケア会議にて)
日時 :9月10日(火) 18:30~
参加人数:12名



地区名:打穴
日時 :9月17日(火) 19:00~
参加人数:54 名



地区名:倭文西
日時 :9月19日(木) 19:00~
参加人数:54 名



地区名:飯岡
日時 :9月28日(土) 19:00~
参加人数:42 名



地区名:大井和
日時:10月24日(木) 18:30~
参加人数:45名



地区名:井和
日時:11月10日(日) 14:00~
参加人数:59名



地区名:清築ひまわりの会(小地域
ケア会議にて)
日時:11月20日(水) 10:00~
参加人数:11名



地区名:柵原本庁
日時:11月24日(日) 10:00~
参加人数:52名



地区名:三保
日時:11月24日(日) 19:00~
参加人数:51名



地区名:北和気
日時:12月4日(水) 19:00~
参加人数:64名



地区名:吉岡
日時:12月6日(金) 18:30~
参加人数:63名



地区名:江与味
日時:12月8日(日) 10:00~
参加人数:65名



地区名:南和気
日時:12月13日(金) 19:00~
参加人数:53名



地区名:加美
日時:12月15日(日) 17:00~
参加人数:66名



美咲町社協は、これからも地域の皆さんと一緒に、
より良い地域を目指して精進してまいります。
今後も、ご支援・ご協力よろしくお願いいたします。



社会福祉法人美咲町社会福祉協議会

○地域福祉センター（生涯学習センター内）

住 所:〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田 3100-1

・総務課/介護保険推進課

電 話:0868-66-7221 FAX:0868-66-7133

・地域福祉課/ボランティアセンター

電 話:0868-66-7223 FAX:0868-66-7133

・地域包括支援センター

電 話:0868-66-1119 FAX:0868-66-7133

○中央地区福祉センター（美咲町中央ふれあいセンター内）

・中央ふれあいセンターデイサービス

住 所:〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田3108-10

電 話:0868-66-2940 FAX:0868-66-2941

・中央居宅介護支援事業所

電 話:0868-66-0555 FAX:0868-66-2941

・ヘルパーステーション美咲

電 話:0868-66-3030 FAX:0868-66-2941

○柵原地区福祉センター

・柵原デイサービスセンターかしのき荘

住 所:〒708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原862

電 話:0868-62-0811 FAX:0868-62-0802

○旭地区福祉センター（美咲町福祉の里あさひが丘内）

・福祉の里あさひが丘デイサービス・ヘルパーステーション美咲 サテライト旭

住 所:〒709-3416 岡山県久米郡美咲町東埜和190

電 話:0867-27-2203 FAX:0867-27-2204

・地域密着型特別養護老人ホーム

電 話:0867-27-2278 FAX:0867-27-9230



社協ホームページ QR コード

本編の PDF が閲覧できます。



第3期美咲町地域福祉活動計画 [令和7～11年度]

発行・編集：社会福祉法人 美咲町社会福祉協議会

発行年月：令和7年4月

〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田3100-1

TEL:0868-66-7221 FAX:0868-66-7133

E-mail:m-syakyo-h@cyerry.net

URL:<http://www.cyerry.net/~misyamon/misaki.html>



第3期
美咲町地域福祉
活動計画